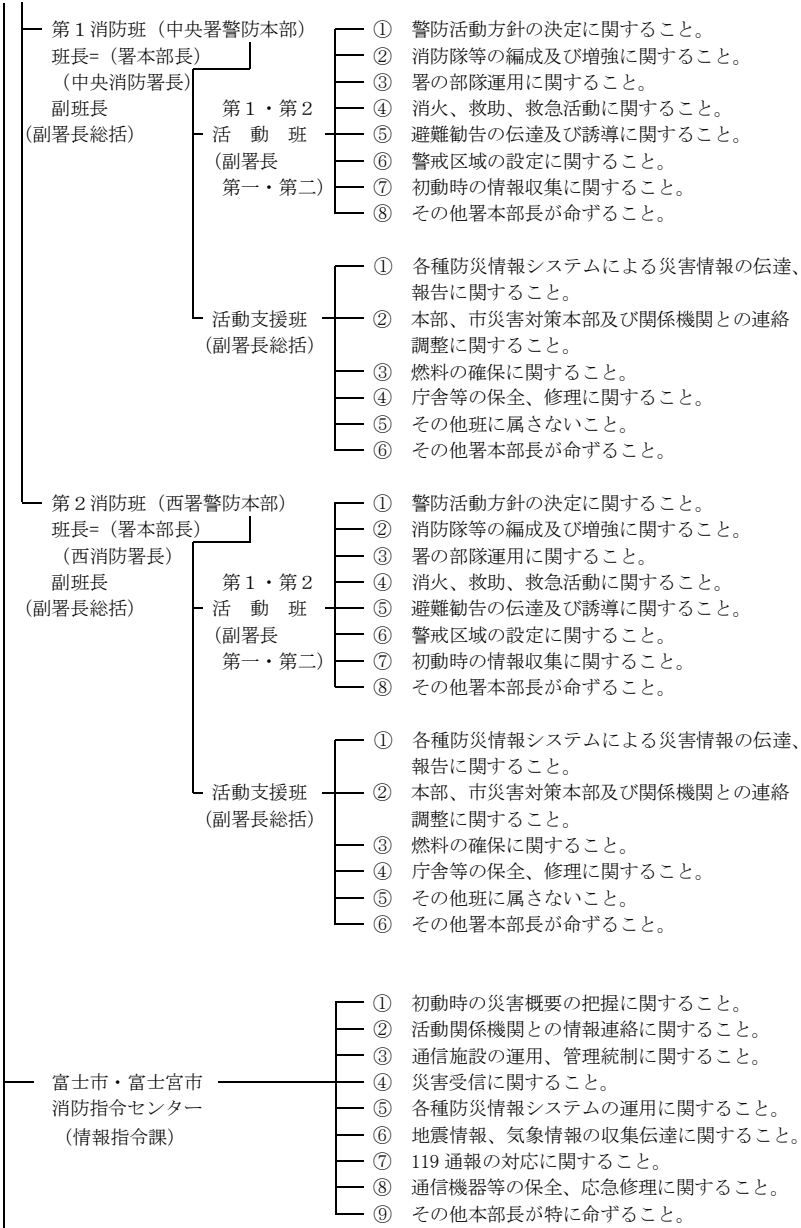
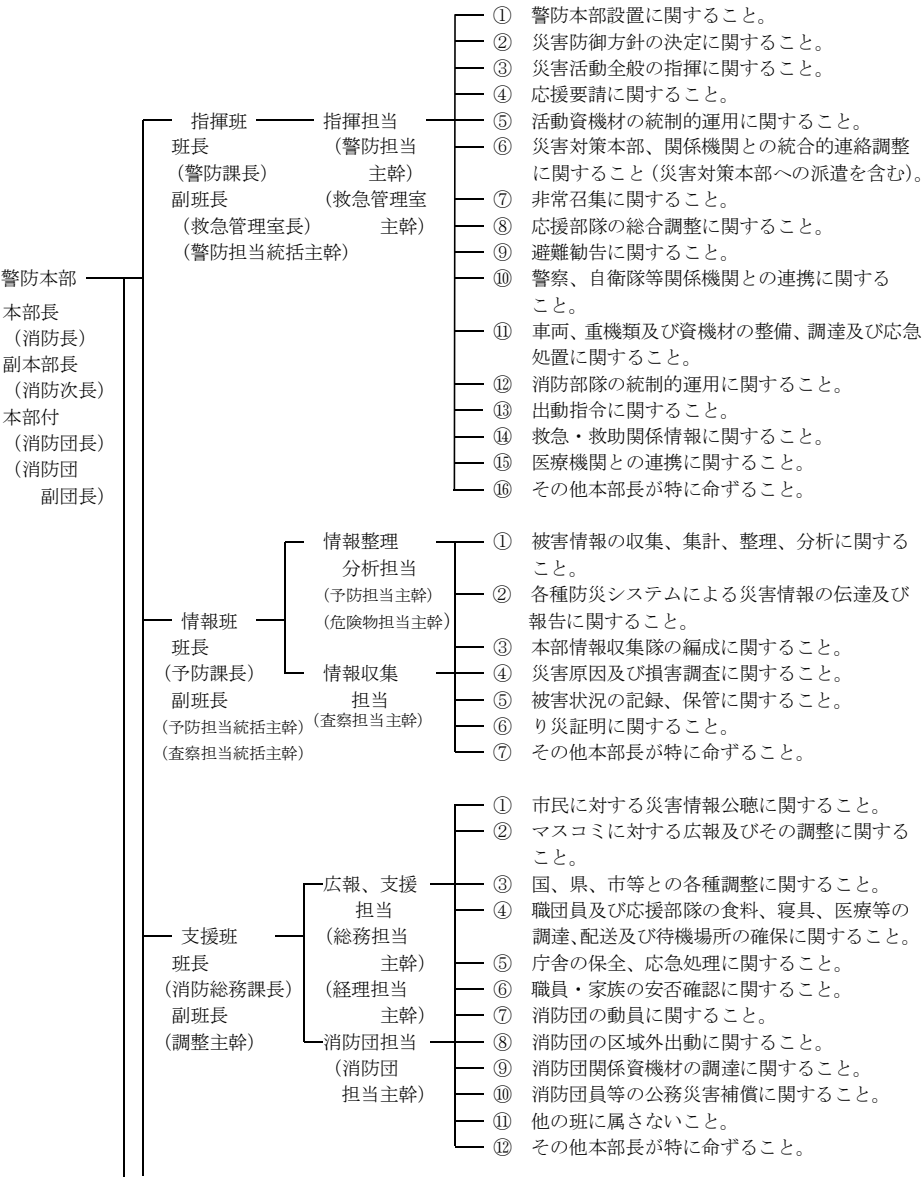
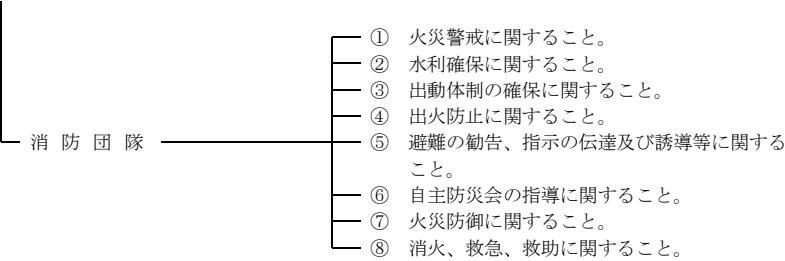


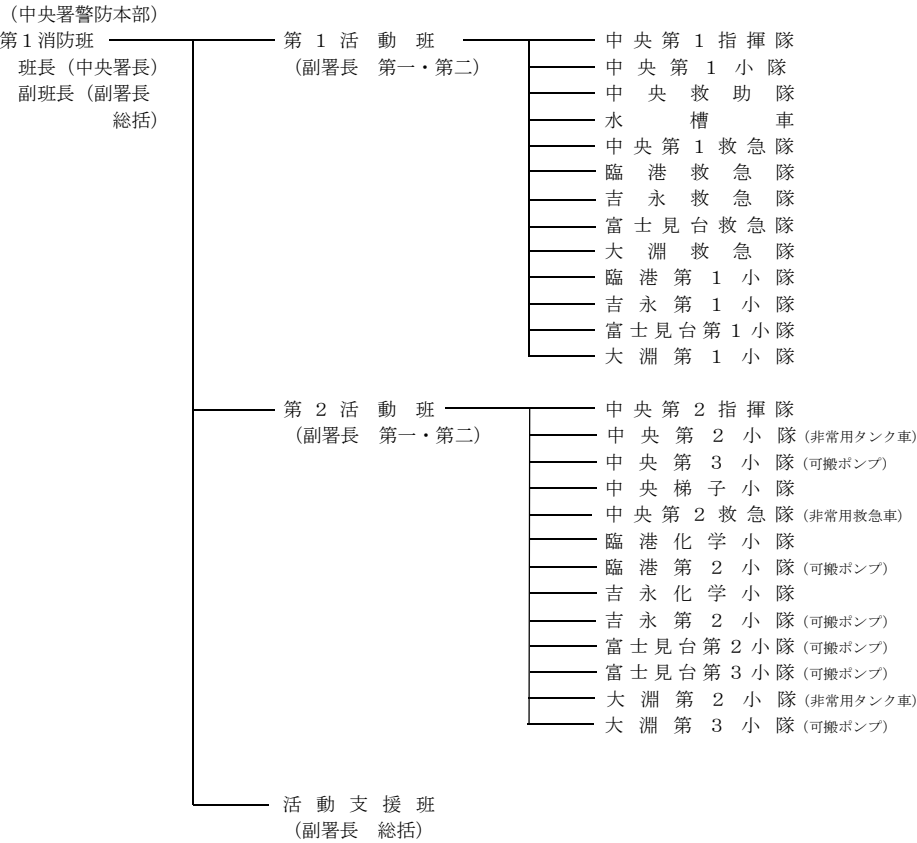
9. 消防

警防本部の組織及び任務分担





消 防 班 の 編 成



消 防 団 隊 の 編 成

編成

指 揮 隊

(指揮隊長 指名副団長) 指揮隊付 (団本部付分団長)

第 1 方 面 隊

(隊長 第 1 方面隊長)

連 絡 班

第 1 分 団 隊

第 2 分 団 隊

第 3 分 団 隊

第 2 5 分 団 隊

連絡員 方面隊長伝令

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

第 1 ポンプ車隊、第 1 可搬ポンプ隊

第 2 ポンプ車隊、第 2 可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

第 2 方 面 隊

(隊長 第 2 方面隊長)

連 絡 班

第 4 分 団 隊

第 5 分 団 隊

第 6 分 団 隊

第 7 分 団 隊

第 1 2 分 団 隊

連絡員 方面隊長伝令

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

第 3 方 面 隊

(隊長 第 3 方面隊長)

連 絡 班

第 8 分 団 隊

第 9 分 団 隊

第 1 0 分 団 隊

第 1 1 分 団 隊

連絡員 方面隊長伝令

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

第 4 方 面 隊

(隊長 第 4 方面隊長)

連 絡 班

第 1 3 分 団 隊

第 1 4 分 団 隊

第 1 5 分 団 隊

第 1 9 分 団 隊

第 2 0 分 団 隊

連絡員 方面隊長伝令

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

(西署警防本部)

第 2 消防班

班長 (西署長)

副班長 (副署長

総括)

第 1 活 動 班

(副署長 第一・第二)

西 第 1 指 揮 隊

西 第 1 小 隊

西 救 助 隊

西 第 1 救 急 隊

鷹 岡 第 1 小 隊

鷹 岡 第 1 救 急 隊

南 第 1 小 隊

南 救 急 隊

富 士 川 第 1 小 隊

富 士 川 救 急 隊

第 2 活 動 班

(副署長 第一・第二)

西 第 2 指 揮 隊

西 第 2 小 隊 (可搬ポンプ)

西 梯 子 小 隊

西 第 2 救 急 隊 (非常用救急車)

鷹 岡 第 2 小 隊 (可搬ポンプ)

鷹 岡 第 2 救 急 隊 (非常用救急車)

南 化 学 小 隊

南 第 2 小 隊 (可搬ポンプ)

富 士 川 第 2 小 隊 (非常用タンク車)

富 士 川 第 3 小 隊 (可搬ポンプ)

活 動 支 援 班

(副署長 総括)

第 5 方 面 隊

(隊長 第5方面隊長)

- 連 絡 班
- 第 1 6 分 団 隊
- 第 1 7 分 団 隊
- 第 1 8 分 団 隊
- 第 2 6 分 団 隊

連絡員 方面隊長伝令

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

第 6 方 面 隊

(隊長 第6方面隊長)

- 連 絡 班
- 第 2 1 分 団 隊
- 第 2 2 分 団 隊
- 第 2 3 分 団 隊
- 第 2 4 分 団 隊

連絡員 方面隊長伝令

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

第 7 方 面 隊

(隊長 第7方面隊長)

- 連 絡 班
- 第 2 7 分 団 隊
- 第 2 8 分 団 隊
- 第 2 9 分 団 隊
- 第 3 0 分 団 隊
- 第 3 1 分 団 隊

連絡員 方面隊長伝令

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

自 衛 消 防 隊 編 成 状 況

No.	事業所名	所在地	電話番号	備 考
1	静岡ガス(株)幹線・送出管理センター	蓼原 1146-1	51-9220	可搬ポンプ
2	ジヤトコ(株)	吉原宝町 1-1	57-2445	
3	ユニプレス(株)	青葉町 19-1	62-5020	可搬ポンプ
4	王子マテリア(株)富士工場	平垣 300	60-2200	消防車
5	日本キヤリア(株)富士事業所	蓼原 336	62-5521	
6	田子の浦埠頭(株)	鈴川西町 21-3 (防災センター)	33-3110	消防車・可搬ポンプ
7	日本製紙(株)富士工場 (吉永)	比奈 798	57-3345	可搬ポンプ
8	日本製紙(株)富士工場 (富士)	蓼原 600	62-7210	消防車
9	ポリプラスチックス(株)富士工場	宮島 973	61-4964	〃
10	旭化成(株)富士支社	鮫島 2-1	62-2111	〃
11	大興製紙(株)	上横割 10	61-2500	可搬ポンプ
12	(株)山蒸製紙所	川成島 213	61-0221	〃
13	小野製紙(株)	原田 344	52-0282	〃
14	春日製紙工業(株)	比奈 760-1	34-1000	〃
15	(株)小林製作所	水戸島 2-1-1	61-2400	〃
16	五條製紙(株)	原田 451-1	57-1111	〃
17	三菱製紙(株)富士工場	新橋町 7-1	52-4075	〃
18	(株)伊藤工業	今泉 511-2	52-4023	〃
19	大二製紙(株)	今泉 2-10-2	52-4142	〃
20	日本ファイルコン(株)静岡工場	厚原 1780	71-1311	〃
21	北越東洋ファイバー(株) 静岡工場富士工務部	久沢 1-1-1	71-1411	〃
22	日本製紙パピリア(株)原田工場	原田 506	52-4060	〃
23	ニチハ富士テック(株)	久沢 145-1	71-2930	〃
24	荒川化学工業(株)富士工場	厚原 366-1	71-1201	〃
25	紺屋製紙(株)	伝法 3199	52-1114	〃
26	(株)斉藤商会	鈴川本町 9-1	33-0650	〃
27	バーバス(株)	西柏原新田 201	32-0545	〃
28	(株)長谷川鉄工所	松岡 307	61-2270	〃
29	富士化工(株)	前田 90	61-1370	〃
30	丸井製紙(株)	久沢 37	71-2320	〃
31	双葉製紙(株)	中里 194-1	34-0044	〃
32	富士共和製紙(株)	久沢 1-1-2	71-1400	〃
33	岳南有機(株)	伝法 1275-1	52-4195	〃
34	高野製紙工業(株)	弥生新田 10-4	51-0567	〃
35	クミアイ化学工業(株)静岡工場	中之郷 1800	81-1288	〃
36	エリエールペーパー(株)原田工場	原田 60-1	51-1161	〃
37	大日製紙(株)新橋工場	新橋町 9-1	51-2513	〃
38	日本製紙クレシア(株)興陽工場	比奈 450	34-0820	〃
39	ミツオキエンジニアリング(株)	鷹岡本町 4-20	71-1510	〃
40	(株)ADEKA富士工場	富士岡 580	34-1030	可搬ポンプ

No.	事業所名	所在地	電話番号	備 考
41	トーヨーカラー(株)富士製造所	天間 400	71－1221	〃
42	J F E 商事コイルセンター(株)静岡事業所	大淵 2466－1	35－0417	〃
43	エリエールペーパー(株)久沢事業所	久沢 237	71－1012	〃
44	松菱製紙(株)	久沢 145	71－6397	〃
45	ミヅホ製紙(株)	今泉 2－12－2	52－0429	〃
46	日医工(株)静岡工場	中河原 88	52－3680	〃
47	ビヨonz(株)	大淵 2429－3	35－0345	〃
48	(株)吉野鉄工所	天間 280-8	71－3480	〃
49	林製紙(株)	比奈 626	34－1441	〃
50	(株)サンフジ	久沢 1146－2	71－2140	〃
51	富士里和製紙(株)	鷹岡本町 4－19	71－3005	〃
52	小野製紙(株)原田加工所	原田 66－13	51－8288	〃
53	(株)大昭和加工紙業本社今泉工場	今泉 3－16－13	52－5488	〃
54	大昭和紙工産業(株)吉原工場	依田橋 61－1	33－0565	〃
55	富士川紙業(株)	松岡 1745	61－0346	〃
56	富国紙業(株)	原田 70－2	52－3008	〃
57	こるどん(株)	神谷 819	38－2311	〃
58	(株)丸石製作所	松岡 267－1	61－1200	〃
59	白石工場(株)不二工場	中之郷 1212	81-1212	〃
60	花王製紙富士(株)	南松野 2329	85-2630	〃
61	(株)丸十鉄工所	中之郷 301	81-1260	〃
62	(株)ノダ富士川事業所	中之郷 648-1	81-1031	〃

消 防 車 両 等 配 置 状 況

所属 区分		消防本部				中央消防署					西消防署					合 計	
		消 防 総 務 課	警 防 課	予 防 課	計	本 署	臨 港 分 署	吉 永 分 署	富 士 見 台 分 署	大 淵 分 署	計	本 署	鷹 岡 分 署	南 分 署	富 士 川 分 署		計
水槽付消防ポンプ車						1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	4	9
	非常用					1				1	2					1	3
化学消防ポンプ車							1	1			2				1		3
梯子車						1					1						1
屈折梯子車												1				1	1
救助工作車						1					1	1				1	2
水槽車						1					1						1
救急車						1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	4	9
	非常用					1					1	1	1			2	3
査察車			1	2	3												3
広報車						1					1	1				1	2
指令車		1			1												1
指揮車						1					1	1				1	2
支援車			1		1												1
人員搬送車			1		1												1
合 計		1	3	2	6	9	3	3	2	3	20	7	3	3	3	16	42
ボ ー ト						2		1			3	1		1		2	5
可搬動力ポンプ						4	2	2	2	2	12	2	2	2	3	9	21

※ 車両総数 4 2 台のうち 6 台が非常用

消 防 団 配 置 状 況

分 団 名	所 在 地	指 導 定 数	ポンプ自 動車数	可搬ポンプ数
本 部	富士市永田町1丁目100番地	30	1（指揮車）	2
1	〃 御幸町13－24	30	1	2
2	〃 津田町149－1	30	1	2
3	〃 伝法1601－1	40	1	2
	〃 吉原5丁目1－20		1	1
4	〃 今泉2丁目9－30	30	1	2
5	〃 今泉7丁目1－12	30	1	2
6	〃 さんどまき140	45	1	2
7	〃 原田484－5	40	1	2
8	〃 比奈167－1	40	1	2
9	〃 中里642－3	45	1	2
10	〃 今井3丁目3－12	40	1	2
11	〃 鵜無ヶ淵228－13	45	1	2
12	〃 大淵3010－19	45	1	2
13	〃 本市場297－4	30	1	2
14	〃 本市場440－9	30	1	2
15	〃 本市場新田144－6	30	1	2
16	〃 十兵衛271－3	30	1	2
17	〃 中丸427－1	30	1	2
18	〃 鮫島452－6	30	1	2
19	〃 松岡492－23	30	1	2
20	〃 岩本43－12	30	1	2
21	〃 鷹岡本町2－22	30	1	2
22	〃 厚原686－4	30	1	2
23	〃 久沢732－2	30	1	2
24	〃 天間1104－1	30	1	2
25	〃 石坂442－25	30	1	2
26	〃 森下81－1	30	1	2
27	〃 中之郷856-55	24	1	2
28	〃 岩淵421-2	24	1	2
29	〃 木島284-1	24	1	2
30	〃 南松野1845-1	24	1	2
31	〃 北松野1234-1	24	1	2

危険物施設一覧表

製造所等 類別		合 計	製 造 所	貯蔵所								取扱所						
				小 計	屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	小 計	給油取扱所	第一種販売所	第二種販売所	一般取扱所	移送取扱所	
危険物施設設置数	合 計		1278	24	872	217	301	51	97		182	24	382	164	2	2	212	2
	単 独	第1類	2		1	1							1				1	
		第2類	3		1	1							2				2	
		第3類	1		1	1												
		第4類	1212	16	832	200	289	51	97		171	24	364	164	2	2	194	2
		第5類	4		4	4												
		第6類	31		24	1	12				11		7				7	
	混 在		25	8	9	9							8				8	

資料 9-8

都市ガス供給状況

名 称	供 給 区 域	メーター取付件数	使 用 中 戸 数
静岡ガス㈱富士支社 52-2260	富 士 市	33,190	29,859
	富 士 宮 市	9,937	9,052
	計	43,127	38,911

資料 9-9

高圧ガス製造事業所数

区 分	事 業 所 数
高圧ガス製造事業所（一般高圧ガス・第1種製造者）	24
高圧ガス製造事業所（液化石油ガス・第1種製造者）	11

火災の予防対策

地震により発生する火災は、同時多発が予想されるので、未然に火災を予防し、被害を軽減するため、住民、関係事業所、関係団体の理解と協力を求めるとともに、消防機関は平常時の火災予防及び警戒宣言発令時の出火防止指導を行う。

1 一 般 家 庭

- (1) 燃 焼 器 具
- ア 石油ストーブ — 対震自動消火装置付を使用する。
 - イ L P ガ ス — ボンベの転倒防止策を図り、不使用時はボンベのバルブを閉止する。
また、技術開発とあいまって、ボンベの直近において緊急遮断ができる装置の取付を促進する。
 - ウ 都 市 ガ ス — 不使用時は、屋外のガス元栓の閉止を励行する。
 - エ 石油バーナー — 不使用時は、石油タンクの閉止のほか、タンクの転倒防止対策を図る。
- (2) 出火危険のある、缶入灯油、石油ベンジン（かい炉用）、エアゾール缶、卓上コンロ用ボンベ、アルコール瓶（燃料用）、予備ガソリン、又は、農薬等については、転落、転倒による 出火防止措置を図る。

2 工 場 ・ 事 業 所

- (1) 燃 焼 器 具
- 生産用、暖房用、厨房用等の石油、ガスボイラー等の元バルブを閉止し、又は、感震器と連動して石油・ガス等の流出防止対策を図る。
- (2) 出火危険物件の整備と管理
- ア 少 量 危 険 物 等 — 実験室等における試薬類、塗料類及び燃料用液体等の置場、保管の状況を再検討し、安全性を確保する。
 - イ 浸 水 等 に よ る 発 熱 物 品 — 津波等の浸水により発熱するナトリウム、カリウム、金属粉、カーバイド、りん化石灰、生石灰、硝安、濃硫酸、濃硝酸等は、置場、保管の状況を検討し安全対策を図る。
 - ウ 落下等の衝 撃により発熱する物 品 — 塩素ナトリウム、過塩素ナトリウム（除草剤）等の置場、保管の状況を検討し安全対策を図る。
 - エ 建物等の倒 壊により爆発する物 品 — 建物等の倒壊により粉じん爆発等の危険のある硫黄粉、石灰粉、その他可燃性の粉体の置場、保管の状況を検討し安全対策を図る。
 - オ 高 圧 ガ ス 等 の 容 器 — アセチレン、水素、その他可燃性高圧ガス充てん容器及び酸素充てん容器等の置場、保管の状況を検討し、安全対策を図る。
 - カ 地震動により発熱する物件 — 蓄電設備、高圧変電設備等の置場、管理状況を検討し安全対策を図る。

- (3) その他燃焼させ又は、消火等の防災活動の支障となる物件の管理
- ア 原材料、製品等の転落防止措置を図る。
 - イ 機械装置等の転倒、移動等の防止措置を図る。

3 消防法に定める危険物製造所等

- (1) 製造所及び一般取扱所
- ア 元バルブ遮断 — 原材料、製品タンク等の元バルブは、緊急時に閉止する措置を講じ、配管の継手部等における耐震性も検討し安全対策を図る。
 - イ 高 所 タ ン ク — 高所に設置されているサービスタンク等については、転倒・落下防止を図る。
 - ウ 製品等の整理 — 製品入りの鋼製ドラム、石油缶等は、転倒、転落の防止を図り、危険物が流出したときも、排水口等外部へ流出しない対策を図る。
- (2) 屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所
- ア 元バルブの遮断 — タンクの元バルブは、緊急時に閉止する措置を図り、地震時の液体スロッシングによる溢流の防止対策を講ずる。
 - イ 屋 外 タ ン ク — 屋外タンク貯蔵所にあつては、防油堤の構造基準（昭和52年11月14日付消防危第162号）に適合させ、危険物の外部流出防止を図る。
- (3) 屋内貯蔵所及び販売取扱所
- 容器入り危険物の管理を徹底し、特に棚上、ガラス製容器に収納された危険物については、転落・転倒・破損防止を図る。
- (4) 屋外貯蔵所
- 鋼製ドラム、石油缶入危険物の転落・転倒防止措置を図る。
- (5) 給油取扱所及び地下タンク貯蔵所
- 地盤面以上にあるオイル缶等の、少量危険物の安全を確保するとともに、懸垂式給油設備の地上配管部等のガソリン等は、地下タンクに戻す事が可能な場合、速やかに戻すこと。
- (6) 移動タンク貯蔵所
- ア 平 常 時 対 策 — 移動タンク貯蔵所は、平常時においても、車輛等の安全装置の機能作動、付属装置の損傷防止、オイル缶等の転倒防止、危険物流出防止の対策を図る。
 - イ 警戒宣言発令時 — 警戒宣言発令時のときは、状況により車輛の移動、移動タンクのパルプ類の点検及び車輛の暴走等の防止を図る。
 - 荷 上 作 業 等 — 荷上げ作業中は、中止等の措置をとるとともに、建物及び工作物等からさけて車輛の安全を図る。
 - 移 送 中 — 移送中のときは、状況により常置場所に移動する等のほか、交通規制に従い安全措施を図る。

- (7) 移送取扱所
- ア 平 常 時 対 策 — 常に機能作動、付属装置等の損傷防止と危険物漏洩等の防止対策を図る。
 - イ 警戒宣言発令時 — 荷上げ作業中は、中止の措置をとるとともに危険物の漏洩、流出防止対策を図る。
- (8) そ の 他
- 静岡県危険物安全協会連合会の発行した、危険物製造所等の地震対策指針に基づく指導を実施する。

4 高圧ガス（プロパンガスを含む）を取扱う事業所

- (1) 高圧ガスを貯蔵する事業所
- 高圧ガス等を貯蔵する事業所にあつては、主要設備及び付帯設備の耐震性を検討し安全対策を図る。
- (2) 可燃性水素、アンモニア、プロパンガス等の貯そう
- 可燃性ガス等の貯そうにあつては、周辺の火災から保護するため、防火用水等設備の可動及び水量の確保についての措置を講ずる。
- (3) 高圧ガス貯そう
- 高圧ガス貯そうにあつては、緊急遮断バルブの設置、更に感震器との連動設備等の対策を図る。
- (4) 高圧ガス及び毒物、劇物の運搬車輛
- 高圧ガス等を運搬する車輛等については、前項 3 の (6) の移動タンク貯蔵所に準じた対策を図る。

5 ガス事業法に定めるガス事業を行う事業所

- 都市ガスの原料タンク等については、前項 3 の危険物製造所等における対策及び 4 の高圧ガスを取扱う事業所の対策に準じる。
- (1) 原料貯そう及びガスホルダー等
- 原料貯そう及びガスホルダー等は、迅速かつ確実に出入管を遮断できる装置を設け、また、主要供給ガス管内のガスを安全に緊急放散できる装置を設けるよう努める。
- (2) 製造、供給設備
- 製造、供給設備等の重要設備については、定期的に点検し異常の早期発見に努めるとともに、必要に応じ補強等の対策を講ずる。
- (3) 高層建築物等への対策
- 高層建築物等を対象とし、配管状況の点検及び耐震性の向上に努める。
- (4) 導管網のブロック化
- 無被害地域への供給を確保し、かつ被害地域の早期復旧を図るため、導管網のブロック化を図る。
- (5) 広 報
- 広報車等を活用して、需要家等住民へ情報の提供を図る。

(6) 簡易ガス事業における対策

プロパンガス容器集合装置にも、バルブ、又は、緊急遮断装置を設けるよう努める。また、集団供給設備については、次により措置する。

ア プロパンガスボンベを専用室に収納して、家庭等に供給する設備については、関係者以外の立入りを禁じ、又は、入口に施錠する等の対策を図る。

イ ガス供給管が破損したとき、直ちにバルブを閉止できる体制を講ずる。

6 消防機関の指導事項

(1) 地震防災応急計画の作成指導

地震防災応急計画の作成、変更及び警戒宣言発令時における計画の実施等について指導する。
特に出火危険並びに不特定多数の者の出入する人命危険のある事業所等については警戒宣言の発令時に地震防災応急対策の実施状況を報告させるほか、出火防止対策を指導する。

(2) 地震防災応急計画策定義務者以外の事業所の指導

地震防災応急計画策定義務者以外の事業所等についても、前項に準じた計画を作成して火災の予防、被害の軽減対策を指導する。

(3) 家庭等における火災予防指導

地震発生時における火災予防について、特に石油ストーブ、ガス器具等出火危険のあるものの取扱いについて指導する。

(4) 指定可燃物等の火災予防指導

指定可燃物等については、本市火災予防条例に基づき措置するほか、地震時に予想される火災の予防等について指導する。

(5) 防火協会等の協力

危険物施設及び不特定多数の者の出入する施設並びにその他各事業所等については、防火協会の協力を求めて、火災予防及び安全対策の周知徹底を図る。

(6) 避難地周辺等の安全対策

広域避難地及び幹線避難路に近接する危険物施設については、避難者等の安全を確保するため、特に耐震性を検討し危険物の外部への流出防止等の安全措施を図る。

(7) プロパンガス消費設備の安全指導

ア ボンベの転倒防止対策

イ 地震時には配管等の切損のおそれがあるので、使用時以外は容器バルブの閉止の励行

ウ ボンベ直近に緊急遮断の可能な装置の設置

給油所における地震対策

自主防災組織との覚書（例示）

○ ○ 町 自 主 防 災 会 殿

店 名 給油所
住 所
電 話

当給油所は、消防法等の保安基準に従い、危険物の特性を知り、貯蔵、販売、管理を十分行って居りますが、地域社会の信頼を得るため、訓練時及び災害発生時に於いて自主防災会との連携を深め、地域住民との一体化をめざすものです。

◎ 訓練時に於ける対応策

自主防災会の訓練に参加
二次災害防止のため内部施設の点検
計量機ホースノズル配管接続点検
消火設備の適正配置
火花を出す器具の有無点検
可燃物の放置の点検
ローリー受入れ中止
地域住民に対しての安全 P R

◎ 警戒宣言発令時に於ける対応策

顧客に対しての給油制限
安全確保のためローリー受入れは中止
火気の使用中止
漏油防止策
給油所施設や配管の点検
陳列商品の転倒防止
地震情報収集と非常用備品の準備

◎ 地震発生時に於ける対応策

保安監督責任者は顧客や車両の安全確保と二次災害防止に全力をあげる
消火、救護活動に積極的に参加
情報収集体制に万全を期す
地震後の施設点検
緊急車両への給油支援
休業時（夜間、日、祭日）責任者は速やかに出勤し防災にあたる。

以上、給油所対応策の重点項目を明記し、地震と云う異常事態でドライバーがパニック状態に陥るのを防ぎ、地域住民の不安を除き、地域社会との一体化をめざすものとする。

◎ 休業時（夜間、日、祭日）緊急連絡先、下記へご連絡下さい。

TEL ー 氏名 迄

消 防 部 活 動 計 画

この計画は、南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）が発表された場合の消防部の活動について定める。

1 臨時情報の受理及び伝達

- (1) 臨時情報の受理及び伝達については、別に定める「大規模地震に関する情報及び広報活動等実施要領」（資料 4-16）に基づいて行うものとする。
- (2) 富士市・富士宮市消防指令センター長は、臨時情報を受理したときは、消防部内における情報の共有を図る。

2 消防職員及び消防団員の動員

- (1) 消防職員の参集
 - 消防職員は、職員参集基準（資料 1-11）に基づき、参集するものとする。
- (2) 消防団員の参集
 - 消防団員は、別に定める「消防団員参集基準」に基づき、参集するものとする。
- (3) 参集場所
 - ア 消防職員は、各所属へ参集するものとする。ただし、予め参集場所を指定された職員は、指定場所へ参集するものとする。
 - イ 消防団員のうち団本部員は、警防本部へ、分団員は、所属分団詰所へ参集するものとする。
 - ウ 方面隊長は、出身分団詰所へ参集するものとする。
- (4) 参集報告
 - ア 消防職員
 - (ア) 班長は、班員の参集を確認し、指揮班長に通報する。
 - (イ) 指揮班長は、各班員の参集状況を警防本部長に報告する。
 - イ 消防団員
 - (ア) 分団長は、所属分団の参集を確認して方面隊長に報告する。
 - (イ) 方面隊長は、所属分団の報告をまとめて消防団長に報告する。
 - (ウ) 消防団長は、消防団員の参集状況を警防本部長に報告する。
- (5) 参集時の留意事項
 - ア 服装
 - (ア) 消防職員は、活動しやすい服装とする。
 - (イ) 消防団員は、活動服装（安全帽、活動帽、活動服、半長靴又は編上式半長靴）とする。
 - イ 携行品
 - 手袋、水筒、その他必要と思われるもの。
 - 消防職員は、職員証、免許証、各種資格証、着替え、飲料水、食料、ラジオ及び携帯電話などのほか身分を明らかにするもの、長期戦への備え及び情報入手・伝達手段などに留意した携行品を工夫し持参すること。
 - ウ 参集方法
 - 原則として、徒歩又は二輪車とする。

3 体制

- (1) 臨時情報（巨大地震注意）
 - ア 勤務時間中に臨時情報（巨大地震注意）が発せられた場合は、警戒本部体制（災害警戒配備体制）となり、各所属で情報の収集及び共有、体制の確認等を行い、必要に応じて、警戒活動等を実施する体制をとる。

イ 勤務時間外に臨時情報（巨大地震注意）が発せられた場合は、警戒本部体制（災害警戒配備体制）となり、職員参集基準（資料 1-11）に基づき参集し、各所属で情報の収集及び共有、体制の確認等を行い、必要に応じて、警戒活動等を実施する体制をとる。

(2) 臨時情報（巨大地震警戒）

ア 勤務時間中に臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合は、警戒本部体制（本部第 1 次配備体制）となり災害対策本部が設置されるため、情報共有体制をとり、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する。

イ 勤務時間外に臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合は、警戒本部体制（本部第 1 次配備体制）となり災害対策本部が設置されるため、職員参集基準（資料 1-11）に基づき参集し、情報共有体制をとり、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する。

ウ 各班は、警防本部の設置の準備を行う。

(2) 警防本部の設置

ア 消防防災庁舎 3 階作戦指令室兼会議室又は研修室に警防本部を設置する。

イ 警防本部長は、消防長とする。

ウ 消防長は、警防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

エ 警防本部は、警戒本部又は災害対策本部の本部会議において協議された事項のうち、消防部に係る事項について協議決定を行う。

オ 警防本部の組織及び任務分担は、資料 9-1 のとおりとする。

(3) 消防部隊の編成

ア 消防署隊

(ア) 各署に署警防本部を設置し、消防班（第 1 消防班・第 2 消防班）を編成する。

(イ) 消防班は、第 1 活動班、第 2 活動班及び活動支援班から成り、各活動班に指揮隊を置く。

(ウ) 消防班の編成は、資料 9-2 のとおりとする。

(エ) 指揮隊、消防小隊及び救助隊は、署の状況による編成とし、救急隊は、隊長以下 3 人編成を原則とする。

(オ) 消防班長は、職員の参集報告がありしだい署隊の編成を指示する。

イ 消防団隊

(ア) 消防団隊（以下「団隊」という。）は、7 方面隊編成とし、分団ごとにポンプ車隊、可搬ポンプ隊を編成する。

(イ) 団隊に指揮隊を置く。

(ウ) 方面隊拠点に連絡班（連絡員及び伝令）を置く。

(エ) 団隊の編成は、資料 9-3 のとおりとする。

(オ) ポンプ車隊は、隊長以下 8 人編成とし、可搬ポンプ隊は、隊長以下 5 人編成を原則とする。

(カ) 消防団長は、団員の参集と同時に団隊の編成を行う。

4 消防部隊の措置及び活動

(1) 署隊

ア 車両等の安全確保

地震により建物倒壊の恐れのある署所又は津波避難指定区域内にある署所は、消防車両、可搬ポンプ等を署所の安全な場所へ移動させる。

イ 車両等の点検

消防車両、可搬ポンプ等の点検を行い、燃料、積載品等の確認を行う。

ウ 警防資機材の増強積載等

(ア) 指定された消防車は、可搬ポンプを積載する。

(イ) 消防車は必要に応じ、予備ホースを積載する。

(ウ) 消防車は、救助資機材の増強を行う。

(エ) 救急車は、救急資器材の増強を行う。

(オ) 非常用車両は、指定された用途に従った資機材を積載する。

- (カ) ゴムボート、船外機等の組み立てを行う。
- エ 水利の確保
 - 予め使用計画された河川等の水利確保準備を行う。
- オ 広報
 - 消防班は、木造住宅密集地を重点に出火防止広報を実施する。
- カ 指揮隊
 - 各小隊の出動体制を確保する。
- (2) 団隊
 - ア 車両等の安全確保
 - 地震により建物倒壊の恐れのある分団は、消防車、可搬ポンプ等を屋外の安全な場所へ移動させる。
 - イ 車両等の点検
 - 消防車、可搬ポンプ等の点検を行い、燃料、積載品の確認を行う。
 - ウ 警防資機材の増強積載
 - (7) 予備ホースを消防車に積載する。
 - (4) 破壊器具を消防車に積載する。
 - エ 広報
 - (7) 受持区域内の出火防止広報を行い、必要に応じて、住民の指導を行う。
 - (4) 避難対象地区の避難広報及び避難確認パトロールを行う。
 - オ 指揮隊
 - 各方面隊の出動体制を確認する。

5 消防部隊の配置

- (1) 消防署隊
 - 消防署隊は、原則として各署所において、警戒にあたるものとする。
- (2) 消防団隊
 - 消防団隊は、原則として各詰所において、警戒にあたるものとする。

6 通信の確保

- (1) 災害対策本部その他防災機関との連絡
 - ア 災害対策本部との連絡は、有線電話又は消防無線で行う。
 - イ 警防本部と署所の通信は、可能なかぎり消防電話を使用する。
- (2) 無線通信統制
 - 警防本部の設置と共に、必要に応じて無線通信統制を実施する。
- (3) 消防団
 - 分団隊は、受令機を開局し、警防本部からの指令等の受信に努める。

7 情報の収集及び処理

- (1) 応急計画実施事業所の実施状況の確認及び指導
 - ア 出火危険のある事業所（予防規程義務制定事業所及びL P G 充填所）及び人命危険のある店舗（消防法施行令別表第 1 の（4）項）並びに病院等（同別表第 1 の（6）項イ）について当該計画の実施状況を報告させる。ただし、報告が遅滞したとき、又は必要とするときは情報班が報告を求める。
 - イ 報告は、電話又は伝令による。
 - ウ 報告事項は、別に定める報告様式による。
 - エ 実施状況が当該応急計画に反していると認められるときは、消防法第 8 条第 4 項により必要な措置を実施させる。
- (2) 情報の収集

情報班は、消防活動に必要な次の事項について、迅速確実な情報を収集するものとする。

- ア 鉄道、バス等の運行状況
- イ ガス、電気、水道等の状況（供給状況、規制状況）
- ウ 通信施設の確保状況
- エ 医療機関の状況（入院患者数、負傷者の収容力等）
- オ 自主防災組織の対応状況
- カ 道路の交通規制状況
- キ その他必要な事項
- (3) 発震時における広報
 - ア 消防班は、木造住宅密集地を重点に出火防止広報を実施する。
 - イ 消防団隊は、受持区域内を巡回し、出火防止広報を行う。この場合、自主防災会と連携を密にし、自主防災会の初期消火、応急救護体制の指導を行う。
 - ウ 避難対象地区を受け持つ分団は、当地区の避難広報及び避難確認パトロールを行う。

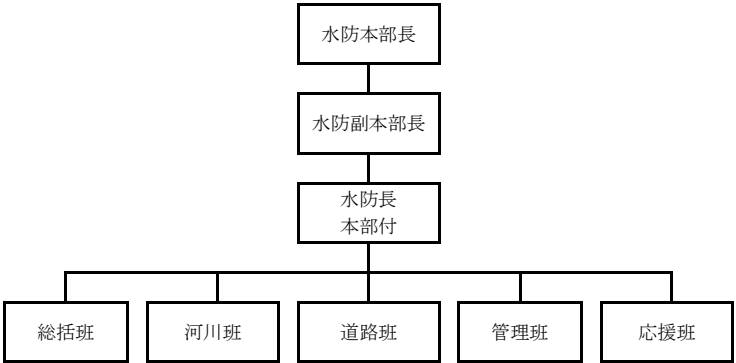
8 その他

- (1) 署所において取るべきその他の措置
 - ア 室内物品の転倒及び落下防止措置を講ずる
 - イ 発震時の職員の安全確保
 - ウ 庁舎用非常電源を点検する。
 - エ 火気の使用は最小限度とし、都市ガス、L P G の使用時以外はホルダーバルブ、ボンベバルブ等を締めておくこと。
 - オ 飲料水、食料、炊事用燃料等を点検し確保する。
 - カ 応急救護のための資器材を点検し、準備する。
 - キ 高所見張箇所を定め、その要員を指定しておく。
- (2) 分団において取るべきその他の措置
 - ア 室内物品の転倒及び落下防止措置を講ずる。
 - イ 車庫の扉、シャッターを開放する。
 - ウ 発震時の団員の安全確保
 - エ 詰所用非常電源を点検する。
 - オ 火気の使用は最小限度とし、都市ガス、L P G の使用時以外はホルダーバルブ、ボンベバルブ等を締めておくこと。
 - カ 飲料水、食料、炊事用燃料等を点検し確保する。
 - キ 応急救護のための資器材を点検し、準備する。

10. 水防

水 防 本 部 組 織

1. 組織系統



2. 水防本部組織及び事務分掌

本部長	市長	
副本部長	副市長	
水防長	建設部長	
本部付	危機管理監・消防長・水防団長・副団長・消防団長	
班名	班長	事務分掌
総括班	防災危機管理課長	(1) 本部会議に関すること (2) 気象情報等の掌握に関すること。
河川班	河川課長	(1) 河川・水路の災害防止措置及び巡視に関すること。 (2) 資機材の整備に関すること。 (3) 水防団の出動要請・水防団との連絡調整に関すること。
道路班	道路維持課長	(1) 道路・橋りょうの災害防止措置及び巡視に関すること。 (2) 通行規制等の措置に関すること。
管理班	建設総務課長	(1) 各班の連絡調整に関すること。 (2) 建設業者に対する協力要請に関すること。
応援班	施設保全課長	(1) 各班の応援に関すること。

水防団の組織及び管轄区域

名 称	団員数	管 轄 区 域
水防本部付 (水防団長・副団長)	4	
潤井川左岸水防分団	125	潤井川左岸(身延線ガードから田子の浦港まで)、 小潤井川
潤井川右岸水防分団	77	潤井川右岸
浮島水防分団	46	江尾江川左岸、春山川
須津水防分団	60	赤淵川左岸、須津川、江尾江川右岸
吉永水防分団	55	赤淵川右岸、荒川
原田水防分団	50	滝川、松原川
元吉原水防分団	45	元吉原海岸、沼川
鷹岡水防分団	40	潤井川左岸(天間山本橋から身延線ガードまで)
田子浦水防分団	40	田子浦海岸、早川
富士川左岸水防分団	40	富士川左岸
富士川右岸水防分団	40	富士川右岸

※団員数は定員

水防に関する通信基本系統図

The diagram illustrates the organizational structure and communication flow for disaster response in the Fuji River basin. It includes various entities such as the National Government, Prefectural Government, Police, Fire Department, and various administrative offices, all interconnected by lines representing different types of communication (e.g., information exchange, disaster response coordination, etc.).

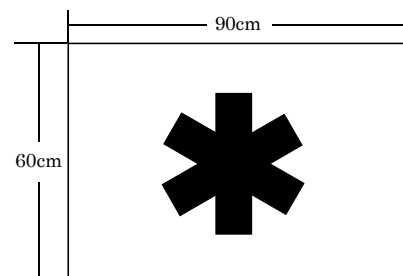
Legend:

- 凡 気象関係通報 (General weather-related communication)
- 例 水防警報等の情報 (Example: Information on flood warnings, etc.)
- 災害等情報の通報 (避難情報) (Communication of disaster information (evacuation information))
- 自衛隊の要請 (Request for Self-Defense Forces)
- 警察官の出動要請 (Request for police officer deployment)

- (1) 信号は適當の時間繼續する。
- (2) 必要があるときは、警鐘、サイレン信号を併用する。
- (3) 上によるほか伝令の称呼による通報を考慮すること。

2. 水防優先標識

水は赤色
外は白色



市域における重要水こう門



・対象番号は、令和3年度 静岡県水防計画書「表.7-5 富士水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧」より

国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

国土交通大臣が指定した河川（狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川下流）について気象庁長官と共同して国土交通大臣が行う洪水予報を、次に示す各計画に基づき水位を示して発表する。

富士川（釜無川を含む）洪水予報計画

平成8年3月22日 運輸省・建設省 告示第1号

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河 川 名	区 域
富 士 川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市水神一丁目 4621 の 4 地先 武田橋上流から海まで
	(静岡県該当区間 静岡県山梨県境から海まで)
	右岸 山梨県韮崎市神山町大字鍋山字釜無川河原 武田橋上流から海まで
	(静岡県該当区間 静岡県山梨県境から海まで)

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所（※ 静岡県内対象観測所は南部観測所のみである。）

河 川 名	観測所名	地 先 名	位 置	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険水位 (決壊警戒位 位)
富 士 川 (釜無川を含む)	船山橋	山梨県韮崎市竜岡町若尾新田	右岸河口から 83.7km	2.00m	2.00m	2.20m
	清水端	山梨県南巨摩郡 土川町清水端	右岸河口から 60.9km	3.40m	6.50m	7.20m
	南部※	山梨県南巨摩郡南部町内船	右岸河口から 29.8km	3.80m	4.40m	5.10m

(3) 洪水予報発表者

河 川 名	担 当 官 署	発 表 責 任 者
富 士 川 (釜無川を含む)	甲府河川国道事務所 甲 府 地 方 気 象 台 静 岡 地 方 気 象 台	甲 府 河 川 国 道 事 務 所 長 甲 府 地 方 気 象 台 長 静 岡 地 方 気 象 台 長

(4) 洪水予報の種類等と発表基準

種 類	発 表 基 準
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当)	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)	・危険な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに数位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当)	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の情報が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く) ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)
氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当)	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
氾濫注意情報 (警戒情報解除) (洪水注意報(警報)解除) (警戒レベル2相当)	・氾濫危険情報、又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)

氾濫注意情報解除 (洪水注意情報解除)	・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、 氾濫のおそれなくなったとき
------------------------	--

(5) 洪水予報の発表形式

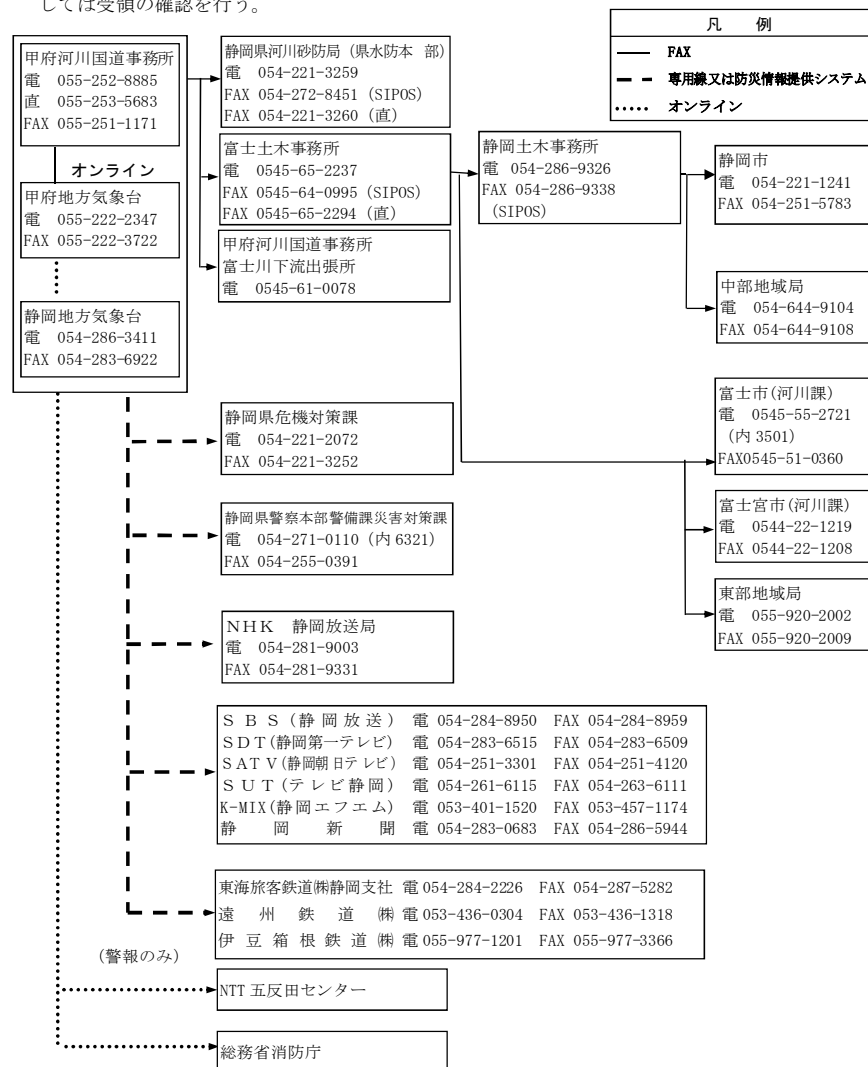
迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

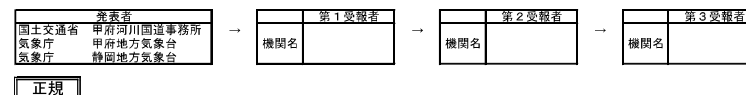
河川名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
富士川	甲府河川国道事務所長	静岡県河川砂防局長	加入電話
(釜無川を含む)	静岡地方気象台長	静岡県危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。



【参考】富士川（釜無川を含む）洪水予報の発表形式イメージ



富士川（釜無川も含む）氾濫注意情報

富士川（釜無川を含む）洪水予報第2号
洪水注意報（発表）
令和 年 月 25日 11時00
甲府河川国道事務所・甲府地方气象台・静岡地方气象台 共同発表

(見出し)

富士川（釜無川を含む）では、氾濫注意水位（レベル２）に到達し、今後、水位はさらに
上昇する見込み

(主 文)

富士川の船山橋水位観測所（山梨県韮崎市若尾新田）では、２５日１０時５０分頃に、「氾濫注意水位（レベル２）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

富士川の清水端水位観測所（山梨県富士川町清水端）では、２５日１０時５０分頃に、「氾濫注意水位（レベル２）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

富士川の南部水位観測所（山梨県南巨摩郡南部町内船）では、２５日１０時５０分頃に、「氾濫注意水位（レベル２）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	23日10時50分～25日10時50分 までの流域平均雨量	25日10時50分～25日13時50分 までの流域平均雨量の見込み
富士川流域	150ミリ	30ミリ

(水位)

富士川（釜無川を含む）の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
船山橋 水位観測所 (山梨県韮崎市若尾 新田)	25日10時50分の状況	XXX.X↑				
	25日11時50分の予測	XXX.X				
	25日12時50分の予測	XXX.X				
	25日13時50分の予測	XXX.X				
	25日10時50分の状況	XXX.X↑				
清水端 水位観測所 (山梨県富士川町清 水端)	25日11時50分の予測	XXX.X				
	25日12時50分の予測	XXX.X				
	25日13時50分の予測	XXX.X				
	25日10時50分の状況	XXX.X↑				
	25日11時50分の予測	XXX.X				
南部 水位観測所 (山梨県南巨摩郡南 部町内船)	25日12時50分の予測	XXX.X				
	25日13時50分の予測	XXX.X				
	25日10時50分の状況	XXX.X↑				
	25日11時50分の予測	XXX.X				
	25日12時50分の予測	XXX.X				
	25日13時50分の予測	XXX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

観測所名	(単位:水位 (m))		
	船山橋水位観測所 山梨県韮崎市若尾新田	清水端水位観測所 山梨県富士川町清水端	南部水位観測所 山梨県南巨摩郡南部町内船
レベル4 氾濫危険水位※	2. 20	7. 20	4. 90
レベル3 避難判断水位※	2. 00	6. 50	4. 20
レベル2 氾濫注意水位	2. 00	3. 40	3. 80
レベル1 水防団待機水位	1. 50	3. 00	2. 50
受け持ち区間	釜無川	富士川	富士川
	左岸 山梨県韮崎市から 笛吹川の合流点	左岸 山梨県西八代郡市川三 郷町から山梨県南巨摩郡身延 町	左岸 山梨県南巨摩郡身延町 から海
	右岸 山梨県韮崎市から 山梨県南アルプス市	右岸 山梨県南巨摩郡富士川 町から山梨県南巨摩郡身延町	右岸 山梨県南巨摩郡身延町 から海
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	山梨県韮崎市 山梨県甲府市 山梨県南アルプス市 山梨県甲府市 山梨県中央市 山梨県中巨摩郡昭和町 山梨県西八代郡市川市川三郷町 山梨県富士川町	山梨県西八代郡市川三郷町 山梨県富士川町 山梨県南巨摩郡身延町	山梨県西八代郡市川三郷町 山梨県富士川町 山梨県南巨摩郡身延町 山梨県南巨摩郡南部町 静岡県富士宮市 静岡県富士市 静岡県静岡市

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 甲府河川国道事務所 調査第一課 電話：055-253-5683

気象関係：気象庁 甲府地方気象台 電話：055-222-2347

気象庁 静岡地方気象台 電話：054-286-3411

国土交通大臣が行う水防警報とその措置

1. 河川

(1) 水防警報を行う河川名及び区域

河川名	区 域	区域延長
富 士 川	左岸 富士宮市下稲子	から海まで
	右岸 富士宮市内房	
		18,000m

(2) 水防警報の対象水位標

河川名	観測所名	所 在 地	位 置	水防団待機水位	氾濫注意水位	計画高水位
富士川 (釜無川を含む)	松岡	静岡県 富士市松岡	左岸河口から H33 上 60.5m	2.00m	2.50m	8.08m

(3) 水防警報の種類及び発表

(ア) 水防警報の種類

種 類	内 容
待 機	1. 不意に出水あるいは、水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
指 示	水位、耐水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水法崩、亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの

(イ) 水防警報の発表

種 類	発 表 基 準
待 機	気象予報、警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき
準 備	雨量、水位、流量その他河川の状況により必要と認めるとき
出 動	洪水注意報等により、または、水位、流量その他河川の状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超える恐れがあるとき
指 示	洪水警報により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこる恐れがあるとき
解 除	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

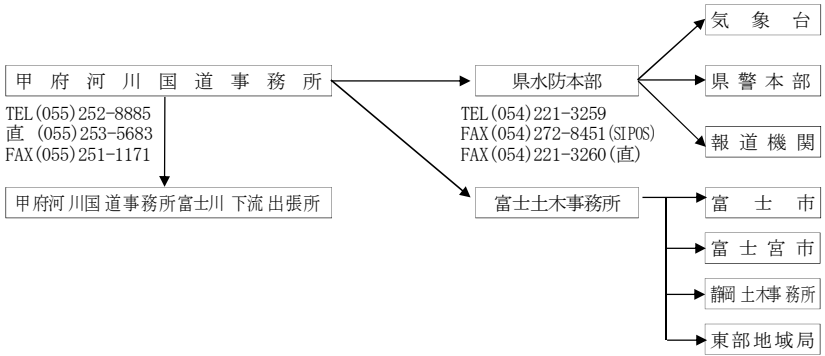
(4) 水防警報の通知

河川名	観測所名	発報担当者	受報担当者	通信連絡方法
富 士 川	松 岡	甲府河川国道事務所 流域治水課長	静岡県河川砂防局長	F A X 電話
			富士土木事務所長	F A X 電話
			静岡土木事務所長	F A X 電話

(5) 対象水位観測所及び関係水防管理者

河川名	観測所名	関係県	関係水防管理団者
富 士 川	松 岡	静岡県	富士市長、富士宮市長、静岡市長

(6) 水防警報通報伝達系統図



2. 海岸

(1) 水防警報を行う海岸名及び区域（津波の水防警報を含む）

海岸名	区 域	区域延長
富士海岸	起点 静岡県沼津市本字千本 1906 番 9 地先から 終点 静岡県富士市五貫島字八軒屋前 1027 番 2 地先まで	約 19km

(2) 水防警報の対象波高観測所

海岸名	観測所名	所 管	所在地	位 置	現況 堤防高
富士海岸	鮫島	静岡河川 事務所	富士市 鮫島	沖合距離 約 0.4km 設置水深 -39m	
	石 廊 崎	静岡地方 气象台	南伊豆町 石廊崎	測定範囲 沖合約 200～400m	

(3) 水防警報の種類及び発表基準

(ア) 水防警報（高潮）の種類、内容

種類	内 容
待機・準備	水防団及び消防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。
出 動	水防団及び消防機関が出動する必要がある旨を連絡するもの
距離確保 準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの
距離確保 解除	激しい越波の恐れが無くなった旨の通知をする一方で、水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。
解除	激しい越波の発生の恐れが無くなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨、及び一連の水防活動警報を解除する旨を通告するもの

(イ) 水防警報（高潮）の発表基準

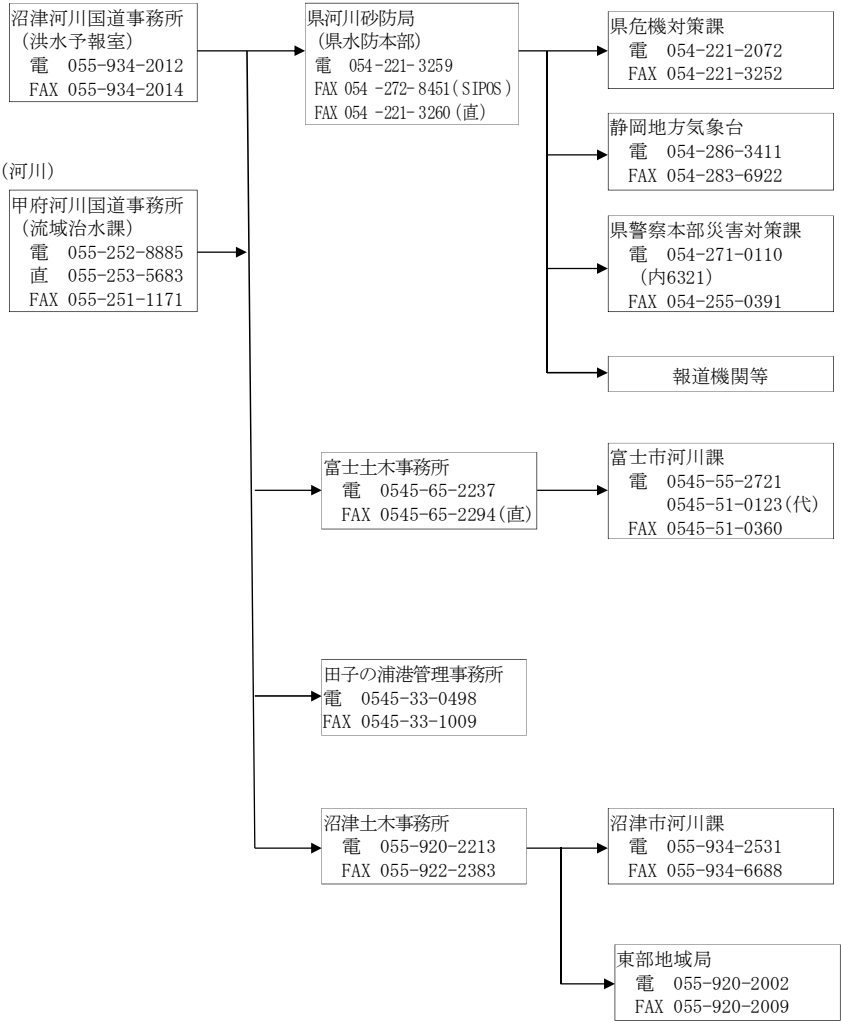
種類	富 士 海 岸
待機・準備	・静岡地方气象台より、富士山南東、南西で波浪警報が発表され、さらに鮫島観測所では有義波高 3.0m 以上、または石廊崎観測所では有義波高 4.5m 以上が観測されたとき ・気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき
出 動	・気象情報（台風進路予測等）より、今後、鮫島観測所の有義波高が 5m 以上になると予想され、さらに CCTV 情報等により水防団の出動が必要と判断されるとき
距離確保 準備	・鮫島観測所では有義波高 5m 以上が観測され、さらに気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき ・気象情報、CCTV 情報等により、越波の発生が迫ってきたと判断されるとき
距離確保	・鮫島観測所では有義波高 7m 以上が観測され、さらに気象情報、CCTV 情報等により、発令が必要と判断されるとき ・越波発生が確認或いは判断され、越波又はその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断されるとき
距離確保 解除	・鮫島観測所、有義波高 7m を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を実施する上で、激しい越波による危険が解消したと判断されるとき
解除	・鮫島観測所では有義波高 3m を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき

(5) 水防警報（津波）の種類、内容、発表基準

種類	内 容	発表基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

(6) 水防警報を発令しない場合の処置
理由を付し、関係者に通知する。

(7) 水防警報連絡系統図
(海岸)



知事が行う水防警報とその措置

(1) 水防警報を行う河川名とその区域

水防警報計画名	河川名	区	域	区域延長
潤井川水防警報計画	潤井川	幹川	左岸 富士市久沢龍巖橋から海まで 右岸 富士市岩本字滝戸龍巖橋から海まで	6,000m
	潤井川 (津波)	幹川	左岸 富士市伝法潤井川橋から海まで 右岸 富士市本市場新田潤井川橋から海まで	5,000m

(2) 水防警報発令及び解除の基準（洪水）

種類	内容	発表基準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	潤井川橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位 2.30m）に達し、なお上昇の恐れがありかつ出動の必要が予測されるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	潤井川橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお上昇して出動の必要を認めるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	潤井川橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	気象予警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき

(3) 水防警報発令及び解除の基準（津波）

種類	内容	発表基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

(4) 水防警報の対象水位観測所

河川名	観測所名	事務所名	所在地	位 置	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	既往最 高水位	現 況 堤防高	堤 内 地盤高
潤井川	潤井川橋	富士土木	富士市蓼原	河口から 3.5 km	1.80	2.30	3.70	左 6.3 右 5.5	左 2.4 右 3.7

(5) 水防警報発表者

河川名	発 表 者	責任者官職名
潤 井 川	富士土木事務所	富士土木事務所長

(6) 水防の警報の通知

河川名	観測所名	発報担当者	受報担当者	連 絡 方 法	
				発報担当者	受報担当者
潤井川	潤井川橋	富士土木事務所長	富士市長	0545-65-2237	0545-51-2721

(7) 参考

水防団待機水位（通報水位）及び氾濫注意水位（警戒水位）一覧表（県土木水位観測所）

観 測 所	河 川	位 置	水 防 団 待 機（警戒）	氾 濫 注 意 （警戒）	避難 判断	氾 濫 危険	種 別	観 測 者	
								氏 名	電 話
潤 井 川 橋	潤井川	蓼 原	1.80m	2.30m		3.80m	自記(テレ)	富士土木	65-2237
山 本 橋	〃	天 間	(1.10)	(1.80)			〃	〃	〃
河 合 橋	沼 川	鈴 川	2.10	2.50		2.98	〃	〃	〃
和 田 川	和田川	今 泉	0.92	1.72			〃	〃	〃
伝 法 沢 川	伝法沢川	伝 法					〃	〃	〃
伝法沢川調整池	伝法沢川	伝 法					〃	〃	〃
小 潤 井 川	小潤井川	永田北町	1.30	1.80		2.35	〃	〃	〃
原 田 橋	滝 川	原 田					〃	〃	〃
花 守 橋	赤瀬川	中里	1.33	2.84	3.19	3.34	〃	〃	〃

〇〇川 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇時 〇〇 分 発表
〇〇 土木事務所

【主文】

〇〇水系〇〇川は、〇〇日〇〇時〇〇分に、〇〇市〇〇の〇〇水位観測所で、市長の避難指示等の発令判断の目安である、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）〇〇mに達しました。〇〇水位観測所では0時～0時の1時間に約0m水位が上昇し、引き続き水位が上昇しています。

その他注意事項、補足事項等を記載する。

【参考情報】

〇〇水位観測所（受け持ち区間：富士市 〇〇地区～□□町 〇〇地区）

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	m
避難判断水位	m
氾濫注意水位（警戒水位）	m

※その他、本川（観測所）の水位状況、洪水予報・水防警報発表状況、雨量状況等の参考情報を記載する。

問い合わせ先
静岡県〇〇土木事務所
TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

雨量・水位情報は、下記サイトをご参照願います。
静岡県土木総合防災情報「サイポスレーダー」
<http://sipos.pref.shizuoka.jp>

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

					河川別浸水想定（○の河川の浸水想定区域内に所在）																								
					洪水予報河川・水位高知河川					その他中小河川																			
番号	施設類別	施設名	郵便番号	住所	富士川	澁井川	沼川	小澁井川	赤瀬川	田子江川	富士早川	和田川	田沼川	昭和池水堀	須津川	江尾江川	香山川	勢瀬川	浪津大沢川	滝川	小池川	久遠寺川	中河原川	凡夫川	伝法沢川	吉津川	血流川	有無瀬川	廻沢川
196	子育て支援施設	ななかまど	416-0924	水戸島本町3-17																									
197	介護老人福祉施設	ななかまど 特別養護老人ホーム	416-0924	水戸島本町7-8																									
198	通所介護	デイサービスセンター かじま	416-0924	水戸島本町7-8																									
199	介護老人生活介護	特別養護老人ホーム	416-0924	水戸島本町7-8																									
200	小学校	敦小学校	419-0814	西船220													○												
201	放課後児童クラブ	浮島児童クラブ	417-0814	西船津220													○												
202	一般医療（救急医療）	中島産婦人科医院	417-0047	南島町160			○																						
203	介護老人生活介護	じゃがいもクラブ	416-0952	青葉町115		○				○															○				
204	一般医療（救急医療）	花崎眼科医院	416-0952	青葉町38		○																							
205	放課後児童クラブ	NEST青葉町	416-0952	青葉町429		○					○																		
206	保育園（私立）	えのき保育園	416-0952	青葉町566		○					○																		
207	介護老人生活介護	アイズ	416-0907	青葉町645		○					○																		
208	特別養護老人ホーム	ブライット富士中央保育園	416-0952	青葉町75		○					○																		
209	在宅特別老人ホーム	サマーハウスひばり	416-0955	川成新町310								○																	
210	一般医療（救急医療）	池辺クリニック	416-0955	川成新町250																									
211	療育ハビリテーション	池辺クリニック通所ハビリ	416-0955	川成新町250																									
212	通所介護	デイサービスセンターかるがも	416-0955	川成新町310																									
213	放課後児童クラブ	なのはなデイサービスセンター	416-0955	川成新町318																									
214	在宅特別老人ホーム	アイクラシエ富士川成新町	416-0955	川成新町393-1																									
215	社会福祉センター等	社会福祉センター-田子浦荘	416-0955	川成新町421																									
216	幼稚園（公立）	田子浦幼稚園	416-0939	川成島138-1		○																							
217	幼稚園児童受け入れ	デイサービスセンターのぞみ	416-0939	川成島694-3		○																							
218	一般医療（救急医療）	ハローふる里村	416-0937	新田54-1							○																		
219	放課後児童クラブ	きざり富士	417-0816	瀬川新町13-1																									
220	放課後児童クラブ	チェンジ	417-0000	大野50				○						○							○								
221	幼稚園児童受け入れ	グルーブホーム 快明堂	417-0052	中央町1丁目10-12					○																				
222	通所介護	リ・ボン倶楽部富士	417-0052	中央町1丁目10-12					○																				
223	放課後児童クラブ	吉保つくし	417-0052	中央町1丁目10-35					○																				
224	病院	芦川病院	417-0052	中央町2丁目13-20					○				○																
225	放課後児童クラブ	エンターテインメントアカデミー-てんあかま	417-0052	中央町2丁目2-25					○				○																
226	幼稚園（私立）	カンパリアスフジ	417-0052	中央町2丁目9-2					○				○																
227	保育園（公立）	第一保育園	417-0052	中央町3丁目2-16					○				○																
228	幼稚園児童受け入れ	多機能ホーム 樹	416-0933	中丸390-1		○																							
229	幼稚園児童受け入れ	多機能ホーム 樹	416-0933	中丸390-1																									
230	幼稚園児童受け入れ	デイサービス 夢コープふじ	416-0933	中丸408-1		○																							
231	中学校	田子浦中学校	416-0933	中丸411		○																							
232	放課後児童クラブ	たごうら児童クラブ（南側専用施設）	416-0933	中丸98		○																							
233	放課後児童クラブ	たごうら児童クラブ（北側専用施設）	416-0933	中丸98		○																							
234	小学校	田子浦小学校	416-0933	中丸98		○																							
235	保育園（私立）	夢は希望の園	416-0933	中丸99-4		○																							
236	子育て支援施設	メロディ	416-0933	中丸99-4		○																							
237	幼稚園（私立）	するが幼稚園	416-0907	中島122		○																							
238	保育園（公立）	なかしま保育園	416-0907	中島268-2							○																		
239	中学校	富士中学校	416-0907	中島320		○																							
240	病院	医療法人社団秀峰会川村病院	416-0907	中島327		○																							
241	短期入所生活介護	あずみ苑富士	416-0907	中島400		○																							
242	通所介護	あずみ苑富士	416-0907	中島400		○																							
243	幼稚園児童受け入れ	しずきデイサービス	416-0907	中島480-1		○																							
244	通所介護	セントラル富士デイサービス	416-0907	中島79-6		○																							
245	在宅特別老人ホーム	長心館 富士	416-0907	中島82-1		○																							
246	放課後児童クラブ	浜栗けんきクラブ	417-0826	中里1019											○														
247	小学校	須津小学校	417-0826	中里1019											○														
248	放課後児童クラブ	須津なよしクラブ	417-0826	中里1041-2											○														
249	放課後児童クラブ	須津マイルクラブ	417-0826	中里1156											○														
250	中学校	須津中学校	417-0826	中里1156											○														
251	幼稚園（私立）	B R E M E N中里	417-0826	中里1232-1											○														
252	幼稚園児童受け入れ	京浜本線静岡デイサービス中里の家	417-0826	中里1431-3					○																				
253	幼稚園児童受け入れ	静岡市立沼津南小学校	417-0826	中里1473-13																									
254	幼稚園児童受け入れ	グループホーム イー・ケア中里	417-0826	中里172-7																									
255	通所介護	デイサービス イー・ケア中里	417-0826	中里172-7																									
256	児童こども園（施設）	中里保育園	417-0826	中里1760-22																									
257	子育て支援施設	ハーモニ	417-0826	中里1760-22																									
258	介護老人保健施設	かくや富士サービス付高齢者向け住宅	417-0826	中里2546-7				○																					
259	介護老人保健施設	介護老人保健施設 かくや富士	417-0826	中里2546-7				○																					

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

					河川別浸水想定（○の河川の浸水想定区域内に所在）																								
					洪水予報河川・水位高知河川					その他中小河川																			
番号	施設類別	施設名	郵便番号	住所	富士川	澁井川	沼川	小澁井川	赤瀬川	田子江川	富士早川	和田川	田沼川	昭和池水堀	須津川	江尾江川	香山川	勢瀬川	浪津大沢川	滝川	小池川	久遠寺川	中河原川	凡夫川	伝法沢川	吉津川	血流川	有無瀬川	廻沢川
131	放課後児童クラブ	ハナトリコ	417-0001	今泉丁18-36																	○								
132	通所介護	デイサービスセンターアークセーフ	416-0934	牧島348-4		○	○																						
133	幼稚園児童受け入れ	富士南グループホーム	416-0934	牧島346-1		○	○																						
134	幼稚園児童受け入れ	青行堂	416-0934	牧島436-1		○	○																						
135	幼稚園（私立）	ななごうめ	417-0855	三ツ沢316-4																									
136	幼稚園児童受け入れ	グルーブホームももの花	417-0855	三ツ沢427-1																		○							
137	幼稚園児童受け入れ																												

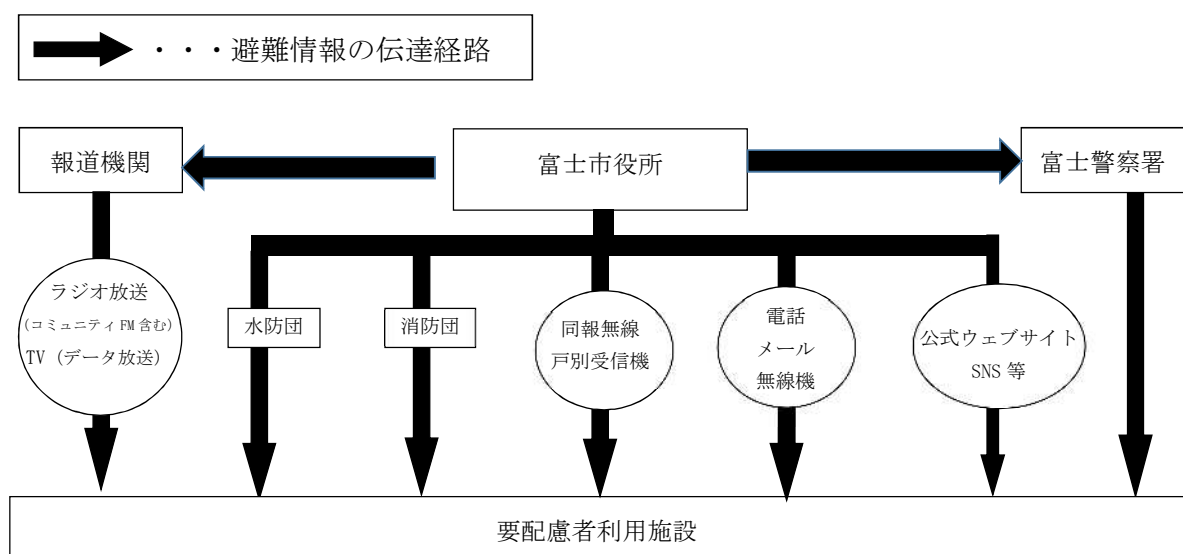
洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

				河川別浸水想定（○の河川の浸水想定区域内に所在）																									
				洪水予報河川・水位周知河川					その他中小河川																				
番号	施設種別	施設名	郵便番号	住所	富士川	沼井川	沼川	小瀬井川	赤淵川	田子江川	富士早川	和田川	田沼川	昭和排水路	須津川	江尾江川	香山川	勢瀬川	沼津大沢川	滝川	小池川	久遠寺川	中河原川	凡夫川	伝法沢川	吉津川	血流川	有無瀬川	廻沢川
323	児童発達支援事業所	はいから	416-0906	本市場10-1	○																								
324	児童発達支援事業所	はいから	416-0906	本市場10-1	○																								
325	児童発達支援事業所	イコイ	416-0906	本市場220-15	○						○																		
326	放課後児童クラブ	富士かしま児童クラブ専用施設	416-0906	本市場273-5	○						○																		
327	放課後児童クラブ	富士かしま児童クラブ（小・中学校内）	416-0906	本市場280-2	○																								
328	小学校	富士第一小学校	416-0906	本市場280-2	○																								
329	子育て支援施設	カスナーネット	416-0906	本市場432-1	○	○						○																	
330	児童発達支援事業所	リカバリー富士	416-0954	本市場町762	○	○						○																	
331	児童発達支援老人ホーム	特別老人ホーム GRAND SOLEIL	416-0954	本市場町785	○	○						○																	
332	児童発達支援老人ホーム	はーとらいふ富士本市場	416-0954	本市場町801	○	○						○																	
333	就労移行支援	アボロ富士	416-0954	本市場町828	○	○						○																	
334	地域福祉交流所	デイサービスセンターまんてん屋	416-0954	本市場町917	○	○						○																	
335	就労継続支援B型	ちちづき	416-0914	8月15-27 アーバンマンション1階	○						○																		
336	通所介護	ヒューマンヒルズ新富士	416-0932	柳島198-3	○																								
337	生活介護	ヒューマンヒルズ新富士	416-0932	柳島198-3	○																								
338	一般病院（指定病院）	長野医院	416-0908	植木242-1	○																								
339	児童発達支援事業所	こころ	416-0909	松岡1357-3	○																								
340	児童発達支援事業所	はぐくみスタジオ すいみ	417-0049	緑町8-8 値和ビルⅡ 1階				○																					
341	児童発達支援事業所	はぐくみスタジオ すいみ	417-0049	緑町8-8 値和ビルⅡ 1階				○																					
342	地域福祉交流所	ミルトデイサービスセンター	417-0013	錦川中町4-27				○					○	○							○								
343	保育園（私立）	富士さくら保育園	416-0931	夢原113-14	○																								
344	認定こども園（私立）	（幼）富士中央幼稚園	416-0931	夢原113-15	○							○																	
345	児童発達支援（私立）	富士こころ園（私立）	416-0931	夢原186-29	○	○						○																	
346	就労継続支援B型	ボブリ	416-0931	夢原202-7	○	○						○																	
347	児童発達支援（私立）	ソーシャルインクルーシブホーム富士夢原	416-0931	夢原692-18	○	○						○																	
348	児童発達支援（私立）	イコイ	416-0906	夢原785-22	○	○						○																	
349	保育園（公立）	夢原保育園	416-0931	夢原868-7	○	○																							
350	児童発達支援事業所	復興復興デイサービス てくてくるの夢原	416-0953	夢原町1630	○	○																							
351	就労継続支援B型	エンターテイメントアカデミーてくてく	417-0052	中央町2丁目2-25	○	○							○																
352	自立訓練（機能訓練）	ヒューマンヒルズ新富士	416-0932	柳島198-3	○																					○			
353	就労継続支援B型	アリス富士	417-0035	南田町179-1	○	○																							
354	短期入所	MG Style富士川成新街	416-0955	川成新街214-2	○	○																							
355	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援事業所growth	417-0055	8丁目1丁目91 スルガビル2階	○	○		○																					
356	就労継続支援B型	苗南ワークステーション富士	417-0034	松田橋266-1	○		○	○	○																				
357	就労継続支援B型	プラネット富士	416-0932	柳島229-6	○																								
358	就労継続支援B型	わらぼ	417-0814	西船津325-7													○												
359	児童発達支援事業所	エミナ富士治療教室	417-0051	吉原2丁目13-8	○	○		○																					
360	児童発達支援事業所	めいめい	416-0943	下横瀬215-1	○																								
361	児童発達支援事業所	めいめい	416-0943	下横瀬215-1	○																								
362	児童発達支援事業所	グローバルキッズメソッド111 富士駅前店	416-0909	松岡1573-1	○																								
363	児童発達支援事業所	富士市立中央病院保育所	417-0048	高島町20		○																							

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

				河川別浸水想定（○の河川の浸水想定区域内に所在）																									
				洪水予報河川・水位周知河川					その他中小河川																				
番号	施設種別	施設名	郵便番号	住所	富士川	沼井川	沼川	小瀬井川	赤淵川	田子江川	富士早川	和田川	田沼川	昭和排水路	須津川	江尾江川	香山川	勢瀬川	沼津大沢川	滝川	小池川	久遠寺川	中河原川	凡夫川	伝法沢川	吉津川	血流川	有無瀬川	廻沢川
260	仮眠入所施設	介護老人保健施設 かぐや富士	417-0826	中里2546-7				○																					
261	認知症ケアセンター	介護老人保健施設 かぐや富士	417-0826	中里2546-7				○																					
262	仮眠入所施設	介護老人保健施設 かぐや富士	417-0826	中里2546-7				○																					
263	地域福祉交流所	デイサービスセンター なかぎと	417-0826	中里2593-5				○																					
264	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム なかぎと	417-0826	中里2593-5				○																					
265	児童発達支援事業所	ソノソノ	417-0826	中里811-2																									
266	通所介護	デイサービスセンター松本	416-0902	長通12-1	○	○						○																	
267	児童発達支援（私立）	グループホームちやーむ	416-0902	長通99-1	○	○						○																	
268	放課後児童クラブ	てんまっ子児童クラブ	419-0205	天間50	○																								
269	小学校	天間小学校	419-0205	天間50	○																								
270	保育園（公立）	たんぽぽ保育園	419-0205	天間63	○																								
271	児童発達支援事業所	グループホームみなみ風	417-0061	伝法1773-1																									
272	児童発達支援事業所	永遠の家	417-0061	伝法1773-30																									
273	認定こども園（私立）	認定こども園 松の葉保育園	417-0061	伝法1964-1																									
274	放課後児童クラブ	伝法児童クラブ	417-0061	伝法2743																									
275	小学校	伝法小学校	417-0061	伝法2743																									
276	就労継続支援B型	ふしひろみ	417-0061	伝法510-5																									
277	児童発達支援（私立）	くものうえ	417-0061	伝法654-1																									
278	就労継続支援B型	C-plus富士	417-0061	伝法680-5																									
279	社会福祉センター等	地域交流センターみんなの家	421-3303	南松野2604-1	○																								
280	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム松野の里	421-3302	南松野2604-1	○																								
281	幼稚園（私立）	高原聖母幼稚園	417-0026	南町1-30				○					○																
282	病院	一般財団法人東急会静岡富士病院	417-0026	南町3-1				○																					
283	児童発達支援老人ホーム	サニライフ富士	417-0056	日乃出町123-1				○																					
284	児童発達支援老人ホーム	グループホームひので	417-0056	日乃出町165-3				○																					
285	通所介護	元気広場 富士	417-0056	日乃出町24-1				○																					
286	就労継続支援B型	匠	417-0056	日乃出町50				○																					
287	児童発達支援事業所	グループホーム たのの屋 - 日乃出町	417-0056	日乃出町81				○																					

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達について



※要配慮者利用施設の管理者は、平時から情報を収集する手段を確保・確認しておくとともに、早めの避難行動をとれるよう、災害が予想される際には自ら積極的に情報を収集することが重要である。

1 1 . 自主防災組織關係

自主防災組織集合場所及び主要防災資機材整備状況

地区名	自主防災会	集合場所名	主要防災資機材						
			防災倉庫	可搬式ポンプ	消防ホース	街頭用消火器	発電機	テント	浄水機
			(棟)	(台)	(本)	(本)	(台)	(張)	(台)
吉原	東本通 1	岳南鉄道吉原本町駅	2	1	6	7			
吉原	東本通 2	岳南鉄道吉原本町駅		1	6	5	1	1	
吉原	東本通 3	東京電力駐車場	1	1	3	15	2	2	
吉原	宮町	魚民駐車場	1	1	4	5	1	1	1
吉原	吉原本町 1	東側空地防災倉庫前	1	1	4			1	
吉原	吉原本町 2	唯称寺境内	1		8	5	1	1	
吉原	吉原本町 3	市営本町駐車場	2	1	5	6	8	4	
吉原	吉原本町 4	住吉公園	2		1	3	1	1	
吉原	西本通り	西本通り公会堂	1			8	2	3	
吉原	伝馬町	中央町公園	2	1	4	4	1		
吉原	西仲町	新通り公園	1			12	2	3	
吉原	新迫町	新通り公園	2	1	5	12	3		
吉原	青島	青島町第二公園	3	1		16	1	2	1
吉原	津田	津田第 1 公園	2	1	29	16	1	4	
吉原	荒田島 1	津田第 2 公園	2	1		25			1
吉原	荒田島 2	荒田島山神社	1	1	16	16	2	4	
吉原	八代町	八代町公園	3			21	3	2	
吉原	新通り	緑町公園	1			16	1		
吉原	緑町	緑町公園	3			12	2	2	
吉原	南町	南町公園	3	1	2	34	2	2	
吉原	依田原 1	依田原 1 防災倉庫前	1	1	13	11	2	1	1
吉原	依田原 2	依田原山神社	1	1	2	12	2	1	
吉原	依田原 3	松本工業駐車場	1			18	1	2	
吉原	依田原 4	依田原 4 丁目公民館	2	1	9	10	2		
吉原	大和町	マツタメ駐車場		1	6	8	1		
吉原	幸町	住吉公園	2		2	12	1		
吉原	昭和通り	吉原公園	3	1	28			2	
吉原	住吉町	住吉公園	1		1	1		1	
吉原	日吉町 1	吉原 4－3－5 山大ビルパーキング	1		6			1	
吉原	日吉町 2	日吉町 2 丁目防災倉庫前	1		6	10	1	1	
吉原	日吉町 3	野口酸素跡地	1		4	11	2	2	
吉原	東国久保	国久保公会堂	5	1	14		2	1	1
吉原	西国久保	国久保熊野神社（国久保公会堂）	24	1	44	98	4	2	
吉原	錦町 1	錦町公園	4	2	14	21	2	1	1
吉原	永田町	永田町公民館（厳島神社境内）	1		4	14		2	
吉原	弥生町	弥生広場	2			16	1		
吉原	新青島町	各階			10	10			
吉原	高島町	依田原新田第 4 公園	1	1	32	10	2	3	
吉原	エンゼル町	エンゼルハイム集会所	1			42	1	2	
吉原	中央町老番館	マンション内多目的室							
伝法	宮川町	宮川町公会堂	1		21	28	2		
伝法	宮の上	宮の上公会堂・宮の上公園	1	1	13	40	1	2	
伝法	三日市	三日市公会堂	2		15	22	1	3	
伝法	長者町	長者町公会堂	1	1	3	64	1	4	
伝法	伝法町 1	伝法 1 丁目公会堂	3	3	30	2	1		
伝法	伝法町 2	伝法町 2 丁目公会堂	3		62	36	4	3	
伝法	伝法町 3	伝法 3 丁目公会堂	1		12	15	1		
伝法	中桁	中桁公会堂	2	1	4	33	2	2	
伝法	上田端	上田端公会堂	2	2	20	25	4	4	

地区名	自主防災会	集合場所名	主要防災資機材						
			防災倉庫 (棟)	可搬式 ポンプ (台)	消防 ホース (本)	街頭用 消火器 (本)	発電機 (台)	テント (張)	浄水機 (台)
伝法	田端町	田端町旧公会堂跡地	1	1	4	34	2	2	
伝法	吉原上中町	吉原上中町公会堂	4	1	41	46	2		
伝法	中村町	中村町公会堂	2	1	3	20		2	
伝法	千代田町	千代田町公会堂	2	1	28	29	1	2	1
伝法	瓜島	依田原新田第一公園	4	1	16	36	1	4	
伝法	日乃出町	日乃出町公園	2	1	5	7	1	3	1
伝法	永田町老番館	敷地内駐車場	2			22	1		
伝法	サンプラス永田町	サンプラス永田町駐車場、1 階エントランス			8	30			
今泉	田宿	田宿川緑地公園	1	1	19	20		4	
今泉	御殿	御殿町公会堂	1	1	25	8	1	2	
今泉	吹上	吹上公会堂	2		23	44	2	3	
今泉	寺市場	寺市場公民館、市立第二保育園	1	1	12		1	2	
今泉	市場町	市場町公会堂	2	1			1		
今泉	一の宮町 1	十王子神社境内	1	1	7	8	1	2	
今泉	一の宮町 2	一の宮二丁目公会堂	2		34	78	2		
今泉	一の宮町 3	一の宮三丁目公会堂	2	1	6	62	1	2	
今泉	立小路	立小路神明宮前広場	2	1	10	13	1		
今泉	栄町	栄町児童公園	1		3	4	1		
今泉	富士見町	富士見町公会堂	2	1	6	10			
今泉	水の上	町内指定場所	1	1	27	16			
今泉	仲町	仲町防災倉庫前	1		10	10			
今泉	北仲町	マンション 1 階エントランス	1				1		
今泉	泉町	富士伊豆農協今泉支店駐車場	1		6	14			
今泉	鍛冶町 1	愛鷹神社	1	1	5	6			
今泉	鍛冶町 2	鍛冶町忠霊塔	1	1	9	28			
今泉	鍛冶町 3	愛鷹神社	1			6		1	
今泉	上和田町	日吉浅間神社境内広場	1	1	2	60	1	5	
今泉	吉原緑ヶ丘	緑ヶ丘公会堂	4	2	35	65	2	2	30
今泉	和田町 1	和田川公園	2	1	17	9	1		
今泉	和田町 2	和田町公会堂	2	1	10	13			
今泉	新橋	新橋町公会堂	1	1	1	1	1		
今泉	依田橋	左富士神社	2	1		19	3	2	
今泉	駿河台 1	金華堂今泉の丘第2駐車場（検討中）	1	1	16	31	1	1	
今泉	駿河台 2	駿河台市営住宅緑地	1		1	10	1	1	
今泉	駿河台 3	駿河台 3 丁目こども広場	4	1	41	109	2	7	
今泉	駿河台 4	各組で集まり防災倉庫付近に集合	2		31	17			
今泉	南仲町	マンション駐車場 防災倉庫北側	1						
今泉	新富士見町	マンション内コミュニティールーム	1				1		
今泉	春日町	ジャスコ左富士寮東側駐車場							
青葉台	木の宮町	木の宮町内会防災倉庫前	2						
青葉台	西木の宮町	木の宮公園	3	1	22	39	1		1
青葉台	東木の宮	東木の宮町集会場			2	12		1	
青葉台	一色	一色公会堂	3	1	5	3	2	3	
青葉台	荻の原	荻の原町公会堂	2	1	30	31	2	2	
青葉台	茶の木平	荻の原広場	5	1	46	22	3	2	3
青葉台	青葉台南	青葉台南公会堂前	5		28	54	2	3	
青葉台	高山	高山町第 1 公園	1			11		2	
青葉台	若松町 1	若松 1 丁目公会堂・3 組公会堂・4 組防災倉庫前	6		21	64	5		
青葉台	若松町 3	若松町 3 丁目公園	6	1	52	86	1	3	

地区名	自主防災会	集合同所名	主要防災資機材						
			防災 倉庫	可搬式 ポンプ	消防 ホース	街頭用 消火器	発電機	テント	浄水機
			(棟)	(台)	(本)	(本)	(台)	(張)	(台)
吉永	富士岡入町	吉永緑地公園	1		43		2		
吉永	富士岡町1	富士岡銀杏地藏尊	1	1	11	12			
吉永	富士岡町2	富士岡1支部公会堂	1	1	23	8	1	1	
吉永	富士岡町3	根方街道富士岡交差点県所有地北西角	1		22	9	1		
吉永	富士岡本花守町	本花守町公会堂（本花守山神社）	1	1	5	14	1	3	
吉永	富士岡渋脇町	渋脇山神社	1	1	33	31	1	1	
吉永	富士岡花守町	花守町公会堂前（愛鷹神社境内）	1	1	8	12	1	1	
吉永	東比奈町1	東比奈公会堂	1	1	30	25	3	4	
吉永	東比奈町2	東比奈公会堂	2		52	47	1	1	
吉永	東比奈町3	富士不動産センター駐車場	1		5	24	1	20	
吉永	中比奈町1	御崎神社境内	1		6	13			
吉永	中比奈町2	題唱寺境内	2		34	15	1		
吉永	中比奈町3	比奈公園	2		32	20	1		1
吉永	西比奈町1	西比奈公会堂（津波警報発令時は吉原第3中学校）	2		10	10	1	1	
吉永	西比奈町2	西比奈公会堂	2		10	9	1	1	
吉永	西比奈町3	西比奈公会堂	2		10	10	1	1	
元吉原	鈴川本町	吉原駅北口避難タワー	2	1	16	34	2		1
元吉原	鈴川町3	鈴川3丁目公会堂	1			28	3	3	1
元吉原	鈴川町4	鈴川4丁目公会堂	1	1	3	30	2	2	1
元吉原	鈴川町5	鈴川5丁目集会所	1	1	3	32	1	3	
元吉原	鈴川浜町東通り	鈴川浜町児童公園	1	1	1		2	3	
元吉原	鈴川浜町中通り	鈴川浜町公園	1	1	5	9	2		
元吉原	鈴川浜町西通り	浜町公園	1	1	1		2	3	
元吉原	今井本町	今井町公園	1	1	9	10	2		
元吉原	今井東町	今井東町公会堂	1			18	1	3	
元吉原	今井毘沙門町	毘沙門天東側高台	2		2	20	1		
元吉原	大野町	大野町公会堂	2	1	5	46	1	1	
元吉原	檜町	檜町公会堂・檜町児童公園	1	1	2		1		
元吉原	田中町	田中町公会堂	1	1	22	19	2	5	
元吉原	西田中町	西田中町公会堂	1		9	16	1		
元吉原	柏原町1	柏原1丁目公会堂	2	1	6	17	1	2	
元吉原	柏原町2	柏原2丁目公会堂前駐車場	2	1	2	20	1	1	
元吉原	柏原町3	鬼ヶ島公園	1					1	
須津	中里町1	中里1丁目公会堂	1	1	5	12	2		
須津	中里町2	中里2丁目公民館・大坪公園	1	1	18	7	1		
須津	中里町3	中里3丁目氏子会館	1	1	3	34	1		
須津	中里町4	宇佐八幡宮境内	1	1	8	17	1		
須津	中里新富町	中里新富町公民館	1	1	12	4	1	2	
須津	中里八幡町	中里八幡宮 境内	2	1	71	16			
須津	神谷町1	神谷公園	2	1	6	13	1	2	
須津	神谷町2	神谷公園	1	1	8	22		1	
須津	神谷町3	神谷公会堂	1	1	4	15	1	2	
須津	増川町1	角西共同出荷所		1	5	3	1		
須津	増川町2	増川公園	1	1	39	4	1		
須津	増川町3	増川氏子会館	1	1	6	3	1	2	
須津	江尾町	江尾公民館	1	2	36	10	1	1	
須津	中里寿町	中里寿町公園	1	1	4	6	1		
須津	中里曙町	中里曙町西脇公園	1	1	7	12	1		
須津	神谷緑町	神谷緑町児童公園遊び場	3	1	22	30	3	6	

地区名	自主防災会	集合同所名	主要防災資機材						
			防災 倉庫	可搬式 ポンプ	消防 ホース	街頭用 消火器	発電機	テント	浄水機
			(棟)	(台)	(本)	(本)	(台)	(張)	(台)
浮島	浮島町1	愛生保育園	1	1	39	14			
浮島	浮島町2	浮島町2丁目公会堂	2	1	5		1		
浮島	浮島町3	興隆寺・船津浅間神社・東部スポーツ広場	1	1	3	8	1		
原田	宇東川町1	高尾丸王製紙構内	3	1	19	16	5	3	
原田	宇東川町2	飯森浅間神社東側広場	1	1	7	18	1		
原田	宇東川町3	宇東川公会堂	2	1	5	30	3	3	
原田	宇東川本町	宇東川本町防災倉庫前	2	1	5	27	1	2	1
原田	西滝川町	原田小学校東門	1	1	16	8	1		
原田	南滝川町	滝川第二公園	1	1	20	7	1		
原田	東滝川町	滝川神社前広場	2	2	41	19	1	1	1
原田	北滝川町	永明寺駐車場	1	1	4	20	1		
原田	原田町1	鈴木商店	1		12	9	1		
原田	原田町2	原田町公園	1		6	12	1		
原田	原田町3	原田町公園	3	1	2	12	1	1	1
原田	原田町4	原田町児童公園	2		10	14			
原田	原田本町	原田小学校	1		7	13	1		
原田	吉原中島町1	中島児童公園	1	1	5	15	1	1	
原田	吉原中島町2	中島児童公園	1	1	5	15	1	1	
原田	三ツ沢町1	三ツ沢公会堂	4	1	10	40	2	1	
原田	三ツ沢町2	三ツ沢公会堂	4	1	10	40	2	1	
原田	三ツ沢町3	三ツ沢公会堂	4	1	10	40	2	1	
富士見台	富士見台1	富士見台小学校グラウンド西側	2	1	28	31	2		1
富士見台	富士見台2北	各棟前	2		5	100	2	3	1
富士見台	富士見台2南	富士見台2丁目第2公園	2		30	17	2	3	
富士見台	富士見台3	富士見台3丁目集会所	2	1	6	50	1	2	
富士見台	富士見台5	富士見台5丁目調整池	1	1			1		
富士見台	富士見台6	富士見台中央公園	1		12	56	2	5	
富士見台	富士見台7	富士見台第7公園	2		43	35	1	4	
富士見台	富士見台8	市営住宅前広場	2		5	98	2		
富士見台	富士見台4東	富士見台4丁目東集会所	1		30	20	1	2	
富士見台	富士見台4西	集会所							
神戸	神戸1	各組集合同所→神戸1丁目公会堂	8	1	72	46	2	3	
神戸	神戸2	各組集合同所8箇所→集会所（曼陀羅）	2		52	13	1		
神戸	今宮	今宮公会堂	1	1	29	27	2	3	
吉永北	間門町	間門町駐車場	1	1	28	12			
吉永北	鵜無ヶ淵町1	鵜無ヶ淵公園	4	2		24	1	5	1
吉永北	鵜無ヶ淵町2	公会堂（サンシャインドーム）	2		12	16	1	8	
吉永北	桑崎町	桑崎町公会堂	1	2	45	23	2	3	
吉永北	石井町	石井町 憩いの家	1	1	6	56	2	2	
吉永北	勢子辻	勢子辻ひのきの家	1	1	10	15	3	14	
吉永北	陽光台東	元第二水道組合跡地	3	2	49	50	3	3	1
吉永北	陽光台西	陽光台西町集会所	2	1	15	26	2	2	1
吉永北	陽光台南	陽光台南町集会所横広場	4	3	38	49	3	7	
大淵	大久保町	大久保町公会堂	1	1	2	7	2		
大淵	大淵町1	大淵1丁目公会堂	1	1	12	5	1		
大淵	大淵町2	大淵2丁目公会堂	1	1	10	5	1	2	
大淵	大淵町3	大淵3丁目公会堂	1	1	6	3	1		
大淵	八王子町1	八王子1丁目公会堂	2	1	24	3	2	2	
大淵	八王子町2	八王子2丁目公会堂	2	1	20	4	1		
大淵	八王子本町	八王子公会堂	3	1	5	10	1	3	

地区名	自主防災会	集会所名	主要防災資機材						
			防災倉庫	可搬式ポンプ	消防ホース	街頭用消火器	発電機	テント	浄水機
			(棟)	(台)	(本)	(本)	(台)	(張)	(台)
大淵	穴原町1	穴原公民館駐車場	1	1	4	10			
大淵	穴原町2	穴原公民館駐車場	3	1	3				
大淵	中野町1	中野1丁目公会堂	1	1	6	2	2	4	
大淵	中野町2	中野2丁目公会堂	1	1	8	4		3	
大淵	落合町	落合町東公民館	1	1	10	11	1	2	
大淵	片倉町	片倉町公会堂	3		6	30	1	3	1
大淵	三ッ倉町	法蔵寺駐車場倉庫前	2	1	47	47	2	2	1
大淵	吉原富士本中町	富士本中町公会堂	1	1	3	10	2		
大淵	吉原富士本西町	吉原富士本西町公会堂 駐車場	1	1	2	12	1		1
大淵	大富町	大富町公会堂	1	2	8	8		2	
大淵	次郎長町	次郎長町公会堂	1	3	26	4	1		
大淵	境町	千貫松バス停車場北側広場	1	1	5	4		2	
大淵	城山町	城山町公会堂南側広場	8	1	2	43	6	2	
大淵	希望ヶ丘	希望ヶ丘2丁目第沢公園	3		38	43		1	
大淵	大峯町	大峯町集会所	1	1	24	11	2	2	
富士駅北1	本市場1	町内防災倉庫の前と横の駐車場	1	1	8	7	3	1	
富士駅北1	本市場2	本市場稲荷神社	3	2	31	43	2		
富士駅北1	本市場3	本市場公会堂	1	1	7	21			
富士駅北1	本市場4	富士建設業協会駐車場	2	1	10	10	1	1	
富士駅北1	国久	国久区富士緑道公園	5		10	51	4		
富士駅北1	塔の木	塔の木神社	1	1	7	3	1		1
富士駅北1	塔の木2	塔の木公園	1				1	1	
富士駅北1	川原宿	川原宿公園	3	1	20	13	1	4	1
富士駅北1	藤間	藤間区公会堂	1	1			2		1
富士駅北1	蓼原1	稲荷八面神社	1			18			
富士駅北1	蓼原2	蓼原2区公会堂	2			15	2	2	
富士駅北1	蓼原3	蓼原3区公会堂・蓮心寺駐車場・トナリムコ1新富士駐車場	2		33	100	1	6	
富士駅北1	蓼原4	ハイトピア富士1階駐車場				15			
富士駅北1	蓼原5	アイディーコート富士集会室	1			43		1	
富士駅北1	十兵衛北	大興製紙							
富士駅北1	千寿町	駐車場							
富士駅北2	平垣町	各班指定避難場所	1	1	9	30	1	2	
富士駅北2	柚木	古南商店東広場、天白神社、東国寺駐車場、河原公園、輪木児童広場	7	1	91	53	6		
富士駅北2	平垣町2	栄立寺駐車場	3		3	20			
富士駅北2	平垣町3	宮下医院第二駐車場	2		3			1	
富士駅北2	銀座町	銀座町公会堂	1		2	6	2	2	
富士駅北2	平垣八幡町	平垣八幡宮	3	1	6	17	1	2	
富士駅北2	富士本町	オレンジパーク	1			15	1	2	
富士駅北2	富士町	富士町区公会堂	2	2	5	20	2	2	
富士駅北2	平垣北町	月見橋	2		15	22	2	3	
富士駅北2	水戸島上	元町公園	1		35	2		2	
富士駅北2	エンゼル・ステーション富士	駐車場、2階広場	1			2	1		
富士駅北2	松岡東	松岡東公会堂							
富士北	青葉町	青葉町公園	2	2	7	34	3		
富士北	浅間町	浅間町公会堂	1	1	30	21	1	3	
富士北	本市場新田	本市場新田区公会堂	1	1	3	20	1	2	
富士北	松本	富士緑道南広場・宮崎クリニック駐車場	6	3	30	47	4	3	
富士北	富士中島上	中島緑道公園	8	1	31	29	4	4	
富士北	富士中島下	富士緑道堅堀公園	7	2	60	45	2	1	1
富士北	中島新道町	中島公園	3		17	60	3	3	1

地区名	自主防災会	集会所名	主要防災資機材						
			防災倉庫	可搬式ポンプ	消防ホース	街頭用消火器	発電機	テント	浄水機
			(棟)	(台)	(本)	(本)	(台)	(張)	(台)
富士駅南	上横割	富士駅南第二公園	3	1	4	13	2	4	
富士駅南	十兵衛南町	十兵衛南区公会堂前駐車場	2	1	44	21	2	2	
富士駅南	下横割南	下横割南区公園	4	1	20	9	2	4	
富士駅南	下横割北	横割八幡宮	2	1	36	20	1	3	1
富士駅南	水戸島中	富士第一公園	1	1			2		
富士駅南	水戸島下	水戸島八幡宮境内	3	1	17	12	2	7	
富士駅南	水戸島南町	水戸島南町会館	2	1	3	17	1		
富士駅南	四丁河原南	松富町公園	4	2	65	31	1	3	
富士駅南	水戸島上南	エンゼルハイム公園	2		12		1	5	
富士駅南	水戸島上南ハイラーク	富士駅南第一公園	2	1	4	34	1	2	1
富士駅南	エンゼルハイム富士	水戸島上南公会堂	3				5		1
田子浦	柳島	コーポ・バル・ライオン号公園予定地、田子浦小学校、田子浦公園	4	2	55	18	3	1	
田子浦	柳島日東	ふじさんメッセ駐車場	2	1	5	10	2	15	
田子浦	川成島	川成島浅間神社				2	2	3	1
田子浦	東宮島	東宮島児童公園	2	1	9	32	2		
田子浦	新浜	新浜公会堂	1	1			2		
田子浦	中丸浜	中丸浜区第一公会堂・第二公会堂	2		30	30			
田子浦	小須	小須区公会堂	1	1	24	15	2	4	
田子浦	田子	田子区防災倉庫前	2		18	14	2		
田子浦	鮫島	鮫島公会堂	3	1	37	10	1		
田子浦	江川	江川区集会所	3	1	21	9	3		
田子浦	前田新田	前田新田区公会堂	3		21	23	2	3	
田子浦	前田	市指定場所 井田組・富士化工・玉手ワナリ・鈴木マンション	1	1	42	12	1	4	
田子浦	宮島新田	宮島新田公園	2	2	58	48	3		1
田子浦	助六	助六公園	3	1	24	15	3	2	
田子浦	下川成	下川成区避難広場	1	1	8	6	1	3	
田子浦	中丸丘	中丸丘公園	6	1	38	11	3		1
富士南	森島	森島区公会堂・森島神社・南中学校・田子浦一地区集会所・田子浦緑道東側	3	2	35	75	3	10	1
富士南	宮下	宮下区山神社・宮下区公会堂	4	2	18	62	2	9	
富士南	西宮島	西宮島区公会堂前広場	4	2	86	169	3	5	
富士南	千島町	千島町公会堂	1	1	39	26	1		
富士南	富士見ヶ丘	早川団地公園	3		6	17	2		
富士南	自由ヶ丘	四軒屋団地/自由ヶ丘区 集会場	3	1	35	5	2	3	
富士南	上五貫島	五貫島浅間神社・宮島85-5	3	2	37	28	1	2	
富士南	下五貫島	下五貫島区集会所・ききょうの郷前広場	2	1	27	27	1	5	
富士南	三四軒屋	三四軒屋区公会堂	1	1	60	26	2	3	
富士南	靖国町	靖国町公会堂	3	1	16	37	3	13	
富士南	浜添	浜添集会所南側広場	3			73	2	10	
岩松	浦町東	瑞林寺駐車場	2	1	36	11	1	2	
岩松	浦町西	浦町区公会堂	1	1	36	11	1	2	
岩松	林町	岩松小学校南駐車場	1	1	24	17	2		
岩松	新町	雁公園新町グラウンド	1	1	20	13	1		
岩松	橋下	かりがね公園	11	6	126	30	10	9	
岩松	四丁河原上	四丁河原上区公会堂	3	1	30	24	2	1	
岩松	四丁河原下	各1〜7ブロック防災倉庫前	8	7	35	35	8	2	
岩松	水神	水神グラウンド	1	2	44	15	2		
岩松	四丁河原西	四丁河原西区集会場	3		6	35	2	1	
岩松北	四ツ家	四ツ家区児童公園	4	2	63	12	4		
岩松北	上町	上町公会堂	3	3	41				
岩松北	富士上中	富士上中区公会堂	2	1	27	6	1		

地区名	自主防災会	集合同所名	主要防災資機材						
			防災倉庫 (棟)	可搬式ポンプ (台)	消防ホース (本)	街頭用消火器 (本)	発電機 (台)	テント (張)	浄水機 (台)
岩松北	富士下中	富士下中区公会堂	1	1	57	13	1	1	
岩松北	瀬戸河原	瀬戸河原区公会堂	1	2	35	5	1		1
岩松北	富士緑ヶ丘	防災倉庫前	3	1	2	7	1		
岩松北	東田	東田区公会堂	1	1	35	14	1		1
岩松北	旭町	旭町公会堂	2	1		2	1		
岩松北	滝戸	滝戸公会堂・代信寺駐車場	2	2	39	64	1		
岩松北	湯沢平 1	湯沢平 1 丁目公会堂	3	2	28	3	1		
岩松北	湯沢平 2	市営集会所前広場 県営集会所前	2		14	3	2	3	
富士川	木島	富士川体育館駐車場	2	1	26	3	1		
富士川	小山	松雲寺駐車場	1	1	24		2	2	
富士川	室野	防災倉庫前	1	1	10	10	2		
富士川	相生町	相生町公会堂	2	2	27	19	2	2	
富士川	岩淵上町	常葉様宅裏広場	3	2	40	10	3	2	1
富士川	吉津	吉津公園	2	2	31	20	2	2	
富士川	舟山町	舟山町区会館	2	1	16	30	1		
富士川	坂下	富士川第一中学校	1	1	6	1	2		
富士川	岩淵旭町	岩淵旭町区内 3 カ所	1	1	28	23	2		
富士川	中之郷堺町	王子エテックス(株)バート駐車場	2	2	32	23	3		
富士川	中之郷川坂	川坂区防災倉庫前	1	1	16	8	1	2	1
富士川	中之郷新町	新町公園	3	2	34	11	2	1	
富士川	新町本町	新町本町公会堂	1	1	20	15	2		
富士川	四十九町	四十九公会堂	2	1	41	16	3	4	
富士川	中之郷宮町	東名高速道路高架下広場	3	3	76	25	3	5	1
富士川	小池	富士川第 2 公園	4	3	40	11	3	3	
富士川	大楽窪	大楽窪広場	1	1	5	5	1		
富士川	中之郷本通 1	J A ふじ伊豆富士川支店前	1	1	23	11	1		
富士川	中之郷本通 3	中之郷本通 3 区防災倉庫前	1	1	15	5	1	3	
富士川	中之郷本通 4	中之郷本通 3・4 丁目公会堂	1	1	6	10	2		
富士川	中之郷幸町	中之郷幸町公会堂	2	2	4	4	2		
富士川	東町 1	東町 1 区公会堂	2	2	58	8	2		
富士川	東町 2	富士川駅東口	1	1	18	8	1		
富士川	中之郷日の出町	中之郷日の出町公会堂	2	1	25	13	2	1	
富士川	かぎあな	かぎあな区公民館	2	2	15	10	2		
松野	南松野 1	南松野 1 区公会堂	1	2	24				
松野	南松野 2	消防団第 30 分団車庫前広場	2	2	61	34	2	5	1
松野	松野富士見町	各小区公会堂 (平清水、矢所、新井、足ヶ久保)	5	2	4	6	5	4	
松野	松野八幡町	松野八幡町防災広場	5		70	32	2	1	1
松野	清水町	シャローム富士川・清水会館	2	3	72				
松野	富士松野	富士松野中央公園	2	1	35	20	2	3	
松野	大北町	富士メタル(株)駐車場・文殊堂境内	4	3	73		3	2	
松野	俣下町	俣下会館	2	2	58	16	2	4	
松野	中野台	中野台中央公園	6	2	109	37	4	15	
鷹岡	厚原西区第 1	曽我八幡宮境内	8	1	60	6	2	6	1
鷹岡	厚原西区第 2	各隣保班指定集合同所	9	1	96	112	5	5	
鷹岡	久沢東	すいどう山公園	3	1	38	108	3		
鷹岡	久沢西	久沢西区公会堂	4	2	27	57	3		
鷹岡	久沢南	久沢南公会堂・滝戸水神社	3	3	6	20	3	2	
鷹岡	久沢北	久沢北公会堂・駐車場 他 3 か所の集合同所	5	2	61	50	8	18	
鷹岡	鷹岡本町 1	鷹岡本町公園	3		6	13	2	3	1
鷹岡	鷹岡本町 2	鷹岡本町 2 区公会堂	3		2	28	2	4	

地区名	自主防災会	集合場所名	主要防災資機材							
			防災倉庫 (棟)	可搬式ポンプ (台)	消防ホース (本)	街頭用消火器 (本)	発電機 (台)	テント (張)	浄水機 (台)	
鷹岡	鷹岡本町 3	入山瀬公園	6	2	7	30	3	4	1	
鷹岡	入山瀬東	入山瀬東公園	1	1		29	1			
鷹岡	入山瀬西	入山瀬西区公会堂前広場	3	1		6	1	2		
鷹岡	入山瀬天王町	入山瀬天王町公会堂広場	2		1	18	1	8	1	
鷹岡	入山瀬久保	入山瀬久保区公会堂	3	1	7	21	2	3		
広見	広見町 1	西本町公園、新広見公園 防災倉庫、各組庫	3	1	1	2	3		1	
広見	広見町 2	広見町 2 丁目公園			12	32	4	5		
広見	広見町 3	広見 3 丁目桜公園	2	1	10	23	2	1		
広見	広見町 4	広見 3 丁目集会所	1			36	1	4		
広見	広見町 5	広見 5 丁目集会所	1	1	5	5	1	2		
広見	広見町 6	三角公園	2	1	1	5	1	1		
広見	広見町 7	防災倉庫前	2	2	5	2	1	2	1	
広見	広見町 8	広見 8 丁目集会所 駐輪場横	2			44	4	3		
広見	広見町 9	広見町 9 丁目東公園	8	3	30	75	5	20	2	
広見	百合ヶ丘	百合ヶ丘町内公園	2	1	4	31	1			
広見	桜ヶ丘町	広見公園	5	1	15	97	2		1	
広見	美原町	美原町公会堂・かぐや姫 ユージウム前駐庫	1	1	16	11	1	1		
広見	若松町 2	若松 2 丁目公会堂上駐車場	2		17	11	2	2		
広見	久保町	久保町公民館	1	1	13	26	1	2	1	
広見	三ッ倉南町	三ッ倉南町集会所前広場	2	1	14	21	2	3		
広見	石坂町 1	石坂熊野神社・石坂公会堂	4	1			2	2		
広見	石坂町 2	石坂熊野神社前広場	3	2	39	34	1	2	1	
広見	石坂町 3	石坂熊野神社	3	1	32	52	3	3		
広見	石坂町 4	石坂 4 丁目公会堂	1	1	1	30	3	4		
広見	源太坂	町内の空地	1			20		1		
天間	天間南	町内 33箇所	7		6	98	4		1	
天間	天間川坂	天間川坂区公会堂児童遊園 広場	8	1	28	78	4	2		
天間	天間田代	天間田代区公会堂	1		3	10	1			
天間	天間北 1	天間児童遊園	8	1	48	25	3	4		
天間	天間北 2	町内 19箇所	7	2	57	42	2	10		
天間	天間東	天間公園	5	1	39	36	2	7		
丘	傘木	傘木公会堂	5	2	83	96	4	2	1	
丘	片宿	各班指定場所・片宿公会堂	3	2	23	23	1	4		
丘	末広町	末広町公会堂	1	1	16	28	1			
丘	厚原中	厚原中区公会堂	2	1	10	60	4	3		
丘	厚原南	ヴィラージュ 富士駐車場	2		10	15	2			
丘	厚原北 1	厚原北 1 丁目公会堂	1	1	8	57	1	4		
丘	厚原北 2	厚原北 2 丁目公会堂			12	24				
丘	厚原東 1	厚原東 1 丁目公会堂他 3ヶ所	1	1	24	20	1	2	1	
丘	厚原東 2	厚原東 2 丁目公会堂	1	1	26	17	1	1		
丘	厚原東 3	厚原東 3 丁目公会堂	2	1	90	59	2	2		
丘	傘木北	第一公園	1		16	34	3	4		

自主防災会(組織)の規約と任務分担

1. 規 約(例示)

(名 称)

第 1 条 この会は、_____ 自主防災会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 本会の事務所は、_____ におく。

(目 的)

第 3 条 本会は、_____ の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生等における情報の収集、伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第 5 条 本会は、_____ 内にある世帯をもって構成する。

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 名
- (3) 防災委員 名
- (4) 幹 事 名
- (5) 会 計 名

2. (1)、(2)、(4)、(5)の役員の任期は_____ 年、(3)の役員の任期は3年とする。

ただし、再任は妨げない。

(役員を選出)

第 7 条 会長は、_____ 長をもってあてる。

2. 副会長は、_____ 長が_____ 民のうちより選任する。
3. 防災委員は、_____ 長が_____ 民のうちより選任する。
4. 幹事は、_____ 長が_____ 民のうちより選任する。
5. 会計は、_____ の会計をもってあてる。

(役員の職務)

第 8 条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

3. 防災委員は、会長、副会長の相談役、補完役を努める。

4. 幹事は、会務を分担し、会務の運営にあたる。

5. 会計は、会計事務を担当する。

(会 議)

第 9 条 会議は、役員会とし、役員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(防 災 計 画)

第 10 条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生に対処する防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 費)

第 11 条 本会の会費は、役員会の議決を経て別に定める。

(経 費)

第 12 条 本会の経費は、会費その他により支弁する。

(会 計 年 度)

第 13 条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

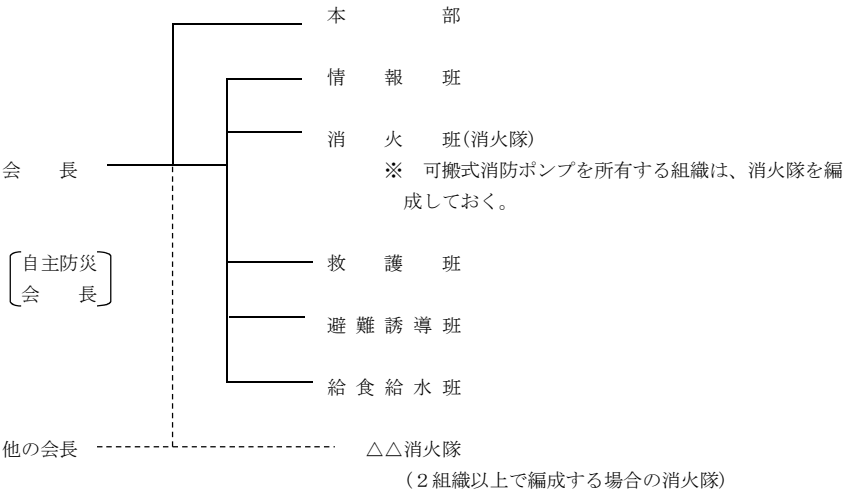
附 則

この規約は、_____ 年 _____ 月 _____ 日から施行する。

2. 組織及び任務分担(例示)

本部	会長 副会長 防災委員 本部付 会計及び 班長以外 の幹事		(1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。 (2) 災害発生時の指揮及び防災訓練についての総括に関すること。 (3) 会の経理に関すること。 (4) 防災資機材のあっせん及び備蓄等に関すること。
	班長 (副班長)	班員	任 務 分 担
情報班			(1) 市地域担当部〇〇地区班との連絡等に関すること。 (2) ラジオ、市広報等による情報の収集、町(区)民への伝達、町(区)内被害状況等の把握に関すること。
消火班 (消火)			(1) 消火器、消火栓等による消火作業に関すること。 (2) 町(区)民の消火作業等の指導教育に関すること。 (3) 消防機材の点検整備に関すること。
救護班			(1) 負傷者の救出救護および資機材の調達並びに医療機関との連絡等に関すること。 (2) 町(区)民の救急法等についての指導教育に関すること。
避難誘導班			(1) 集合場所及び避難場所の選定に関すること。 (2) 避難路、通学路等の点検調査に関すること。 (3) 会長の指示に基づく町(区)民の避難誘導に関すること。 (4) 避難訓練の指導教育に関すること。
給食給水班			(1) 町(区)内の家庭又は市等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等による給食に関すること。 (2) 市地域担当部〇〇地区班と協力し、飲料水の確保、給水に関すること。

3. 組織図(例示)



富士市避難所運営マニュアル

「富士市避難所運営マニュアル」は、大規模災害が発生した際、町内会（区）や自主防災会、避難者、避難所派遣職員（市職員）、施設管理者等が協力し、円滑に避難所を運営するための標準的なマニュアルとして作成しました。各避難所のマニュアルを作成する場合は、地域や避難所となる施設の実情に合わせて内容を見直し、記載内容を追加・修正してください。

なお、避難所運営マニュアルは下記の3部構成になっております。



・富士市避難所運営マニュアルの電子データ

【富士市ウェブサイト】

<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/sp/safety/c0104/rn201a000000kp32.html>

（インターネット検索サイトで「富士市避難所運営マニュアル」で検索できます）

富士市自主防災組織防災器材購入費補助金交付要綱

〔昭和60年3月28日〕
告示第23号

改正 平成7年6月30日告示第77号
平成17年3月28日告示第37号
平成17年3月28日告示第42号
平成24年3月30日告示第48号
平成25年3月29日告示第32号
平成27年3月31日告示第65号
平成28年3月30日告示第42号
平成30年3月30日告示第52号
平成31年3月29日告示第48号
令和2年3月26日告示第37号
令和3年3月31日告示第49号
令和4年3月30日告示第51号
令和7年3月28日告示第59号

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域住民の安全を確保し、地震等の災害に対処するために防災器材を購入する自主防災組織に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地域住民により自主的に結成された防災のための組織で市長の認めたものをいう。
- (2) 防災器材 別表に定めるものをいう。

（交付の対象）

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、防災器材の購入に要する費用（以下「購入費」という。）とする。ただし、購入費の合計額が5万円未満の場合は、対象としない。

（一部改正〔平成7年告示77号・25年32号〕）

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、防災器材の購入費の2分の1に相当する額とし、1自主防災組織につき、年額30万円を限度とする。ただし、防災器材のうち小型可搬式動力ポンプの購入にあつては、当該小型可搬式動力ポンプの購入費が60万円を超える場合には、年額40万円を限度とする。

（一部改正〔平成7年告示77号・令和2年37号〕）

（交付の申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、富士市自主防災組織防災器材購入費補助金交付申請書（第1号様式）に、見積書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、毎年度11月30日までにを行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合には、この限りでない。

（一部改正〔平成25年告示32号・27年65号〕）

（交付の決定）

第6条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについて、補助金の交付の決定をするものとする。

（決定の通知）

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、富士市自主防災組織防災器材購入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第8条 補助金交付の決定の通知を受け防災器材の購入を行う自主防災組織（以下「購入者」という。）は、防災器材の購入が完了したときは、速やかに富士市自主防災組織防災器材購入完了報告

書（第 3 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 保管又は配置した場所を明らかにしたもの
- (2) 領収書の写し
- (3) 納品書の写し
- (4) 購入した防災器材の写真

（一部改正〔平成27年告示65号〕）

（補助金の額の確定）

第 9 条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、その内容を審査し、必要に応じ調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定したときは、富士市自主防災組織防災器材購入費補助金確定通知書（第 4 号様式）により、購入者に通知するものとする。

（報告）

第10条 市長は、必要があると認めたときは、補助金の使途の状況について、報告を求めることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成 7 年 6 月 30 日 告示第 77 号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市自主防災組織防災器材購入費補助金交付要綱の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成17年 3 月 28 日 告示第 37 号）

この要綱は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月 28 日 告示第 42 号）

この要綱は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月 30 日 告示第 48 号）

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月 29 日 告示第 32 号）

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月 31 日 告示第 65 号）

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 30 日 告示第 42 号）

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月 30 日 告示第 52 号）

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月 29 日 告示第 48 号）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日 告示第 37 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日 告示第 49 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日 告示第 51 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和7年3月28日告示第59号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 2 条関係）

（全部改正〔平成25年告示32号〕、一部改正〔平成27年告示65号・28年42号・30年52号・

31年48号・令和2年37号・3年49号・7年59号〕）

情報伝達に係るもの	無線機器、電池式拡声器
初期消火に係るもの	小型可搬式動力ポンプ、消防用ホース、消防用ホース格納箱、消火器(薬剤の詰め替えを含む。)、消火器格納箱、消防用ホース筒先、地下式消火栓等蓋開工具、訓練用水消火器、土のう袋
救助に係るもの	リヤカー、一輪車、台車、チェンソー、担架、ジャッキ、車椅子(車椅子用補助具を含む。)、ロープ、AED(自動体外式除細動器)、救急

	箱、医薬品(口腔ケア用品を含む。)、ヘルメット、ライフジャケット
避難生活に係るもの	防災倉庫、発動発電機、非常用蓄電池、浄水機、避難生活用テント、可搬型スロープ、ストーブ、スポットクーラー、ビブス、パーテーション、避難生活用ベッド、寝袋、毛布、防水シート、感染症防護器材、紙おむつ、生理用品、投光機、強力ライト、組立水槽、給水タンク、井戸用ポンプ、仮設トイレ(非常用排便収納袋を含む。)、炊き出し用かまど、炊き出し用釜(炊き出し用かまどと同時に購入する場合に限る。)、非常用食糧(賞味期限が 3 年以上であるもの)、非常用飲料(賞味期限が 3 年以上であるもの)

富士市自主防災組織運営補助金交付要綱

〔昭和 5 9 年 3 月 2 9 日〕
告 示 第 2 7 号

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、地域住民の安全を確保し、地震等の災害に対処するために防災活動を行う自主防災組織に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第 2 条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域住民により自主的に結成された防災のための組織で市長の認めたものをいう。

（交付の対象）

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費は、消耗品費、備品費、印刷製本費、報償費その他の市長が自主防災組織の運営に必要と認めた費用とする。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、前条の経費の合計額とし、1 自主防災組織につき、自主防災組織を構成する世帯の数に150円を乗じて得た額に 1 万 5, 000円を加えた額を限度とする。

（交付の申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、富士市自主防災組織運営補助金交付申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 活動計画書
- (3) 任務分担表

（交付の決定）

第 6 条 市長は、前条の規定に基づく申請があつたときは、その内容を審査し、交付することが適当と認めるものについては、交付の決定をし、富士市自主防災組織運営補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

（実 績 報 告）

第 7 条 補助金の交付の決定を受けた自主防災組織は、市長が別に定める日までに、実績報告書（第 3 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 活動実績書
- (3) 領収書の写し
- (4) 精算書（概算払により補助金の交付を受けた場合に限る。）

（補助金の額の確定）

第 8 条 市長は、前条の規定による実績報告があつたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、富士市自主防災組織運営補助金交付確定通知書（第 4 号様式）により通知するものとする。

（報 告）

第 9 条 市長は必要があると認めたときは、補助金の使途についての報告を求めることができる。

（委 任）

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和60年 3 月 28 日告示第22号）

1 この要綱は、昭和60年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の富士市自主防災組織運営補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金から適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 3 月 28 日告示第37号）

この要綱は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月 31 日告示第64号）

1 この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に行う補助金の交付の申請に添付する書類については、なお従前の例による。

○富士市生け垣作り補助金交付要綱

平成 6 年 3 月 25 日

告示第 38 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日 告示第 37 号

平成 18 年 3 月 28 日 告示第 27 号

令和元年 8 月 30 日 告示第 61 号

令和 3 年 3 月 31 日 告示第 58 号

令和 3 年 6 月 10 日 告示第 118 号

富士市生けがき作り補助金交付要綱（昭和 54 年富士市告示第 23 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 緑豊かで住みよく安全な都市環境及び景観づくりを推進するため、生け垣作りをする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、富士市補助金等交付規則（昭和 42 年富士市規則第 28 号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）生け垣 樹木を帯状に植え並べ、竹、くい等の補助材料を使って樹木相互の組合せをしたもの及びこれに類する形態をもった植樹帯をいう。
- （2）ブロック塀等 ブロック塀、コンクリート塀、石積塀その他これらに類するものをいう。

（補助の対象者）

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）市内に居住し、住宅敷地の周囲の全部又は一部に新たに生け垣作りをする者
- （2）市内に居住し、住宅敷地の周囲のブロック塀等の全部又は一部を撤去した後これに換えて生け垣作りをする者
- （3）市内に事務所、事業所、工場、倉庫、店舗、貸家等を有する者で当該敷地の周囲のブロック塀等の全部又は一部を撤去した後これに換えて生け垣作りをするもの

2 前項の規定にかかわらず、同一の敷地内において、生け垣に係る補助金の交付を申請し、又は交付を受けている者は、交付の対象としない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、富士市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金要綱（平成 11 年富士市告示第 34 号）の補助金の交付を申請し、又は交付を受けている者は、交付の対象としない。

（一部改正〔令和元年告示 61 号〕）

（生け垣の要件）

第 4 条 補助の対象となる生け垣は、次の各号に掲げるいずれの要件にも該当するものでなければならない。

- （1）設置する生け垣が次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 道路との境界に接していること。
 - イ 隣地との境界に接していること。
- （2）生け垣の延長は、3 メートル以上であること。
- （3）樹木の高さは、外部から眺望して 50 センチメートル以上とし、生け垣の長さ 1 メートル当たり 2 本以上が列状に植え込まれていること。
- （4）高さが 50 センチメートルを超えるブロック塀等との併設でないこと。

（一部改正〔令和元年告示 61 号・3 年 118 号〕）

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる交付の対象の区分に応じ、同表の右欄に定める額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

交付の対象	額
前条第 1 号アに該当する生け垣	生け垣作りに要する経費又は別に定める標準工事費のいずれか低い額に 3 分の 2 を乗じて得た額とし、10 万円を限度とする。
前条第 1 号イに該当する生け垣	生け垣作りに要する経費又は別に定める標準工事費のいずれか低い額に 3 分の 1 を乗じて得た額とし、5 万円を限度とする。

（全部改正〔令和元年告示 61 号〕）

（補助金の申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富士市生け垣作り補助金交付申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 植栽計画平面図
- (3) その他市長が必要と認める書類
- (一部改正〔平成18年告示27号〕)
- (補助金の交付の決定)
- 第7条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、内容を審査の上、富士市生け垣作り補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。
- (一部改正〔平成18年告示27号〕)
- (変更の届出)
- 第8条 申請者は、申請書の記載事項に変更のあった場合は、速やかに市長に届け出なければならない。
- (一部改正〔平成18年告示27号〕)
- (完了届)
- 第9条 申請者は、補助金の交付の対象となった生け垣作りが完了したときは、生け垣作り完了届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。
- (一部改正〔平成18年告示27号〕)
- (補助金の交付)
- 第10条 市長は、前条に定める完了届を受理した場合においては、書類の審査及び現地調査を行い、適格であると認めたときは補助金を交付するものとする。
- (一部改正〔平成18年告示27号〕)
- (生け垣の管理育成)
- 第11条 補助金の交付を受けた者は、枯損の防止、病害虫の防除、公道等へのはみ出しの防止など生け垣の良好な管理育成に努めなければならない。
- (一部改正〔平成18年告示27号〕)
- (委任)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
- (一部改正〔平成18年告示27号〕)
- 附 則
- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の富士市生け垣作り補助金交付要綱の規定に基づきなされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

- 附 則(平成17年3月28日告示第37号)
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則(平成18年3月28日告示第27号)
- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市生け垣作り補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 附 則(令和元年8月30日告示第61号)
- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の富士市生け垣作り補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 附 則(令和3年3月31日告示第58号)
- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。
- 附 則(令和3年6月10日告示第118号)
- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の富士市生け垣作り補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

富士市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱

〔平成11年3月24日
告示第34号〕
改正 平成17年3月28日告示第37号
平成31年3月29日告示第45号
令和3年3月31日告示第58号

（趣旨）

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀（以下「ブロック塀等」という。）の倒壊又は転倒による災害を防止し、ブロック塀等の安全性を確保するため、ブロック塀等耐震改修促進事業を実施する者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） ブロック塀等耐震改修促進事業 ブロック塀等撤去事業及びブロック塀等改善事業をいう。
- （2） ブロック塀等撤去事業 地震発生時において倒壊し、又は転倒する危険性のあるブロック塀等（通学路、避難路等又は道路に面するブロック塀等に限る。）を撤去する事業（国、地方公共団体、公団、公社、事業団等が実施するものを除く。）をいう。
- （3） ブロック塀等改善事業 地震発生時において倒壊し、又は転倒する危険性のあるブロック塀等（通学路又は避難路等に面するブロック塀等に限る。）を安全な塀への改善をする事業（国、地方公共団体、公団、公社、事業団等が実施するものを除く。）をいう。
- （4） 改善 ブロック塀等の改修及びフェンスその他の塀（組積造の塀を除く。）への転換をいい、他の塀への転換をするための撤去は、含まない。
- （5） 通学路 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和41年政令第103号）第4条に規定する通学路（児童が小学校に通うために通行する通学路に限る。）をいう。
- （6） 避難路等 静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第17条第5項の緊急輸送路、避難路又は避難地等をいう。
- （7） 道路 通学路並びに前号の緊急輸送路及び避難路を除く市内全域の道路をいう。
（一部改正〔平成31年告示45号〕）
（補助の対象及び補助額）

第3条 補助の対象及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、ブロック塀等改善事業にあつては、富士市生け垣作り補助金交付要綱（平成6年富士市告示第38号）の補助金の交付を申請し、又は交付を受けている場合は、交付の対象としない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、同趣旨の他の補助金等の交付を申請し、又は交付を受けている場合は、交付の対象としない。
（一部改正〔平成31年告示45号〕）
（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- （1） 事業計画書
- （2） 事業実施ブロック塀等の位置図（原則として、縮尺2,500分の1以上の地図とし、通学路、避難路等又は道路を明記すること。）
- （3） ブロック塀等撤去事業にあつては、施工前の写真（3枚）
- （4） ブロック塀等改善事業にあつては、施工前の配置図及び写真（3枚）並びに設計図面（配置図、平面図、立面図及び断面図）
- （5） 施工のための見積書の写し
- （6） その他参考となる書類
（一部改正〔平成31年告示45号〕）
（交付の決定）

第5条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定を行うものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付決定通知書

（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

- （1） 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - （ア） 施行箇所の変更
 - （イ） 総事業費の20パーセントを超える額の変更
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- （2） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- （3） 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- （4） 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、事業完了から15年を経過するまでの期間内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- （5） 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- （6） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
（変更承認の申請）

第7条 前条第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、ブロック塀等耐震改修事業計画変更承認申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 変更事業計画書
- （2） 第4条第2号から第6号までに掲げる書類のうち市長が必要と認めるもの
（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） ブロック塀等撤去事業にあつては、次に掲げる書類
 - ア 事業実績書
 - イ 事業の完成を確認できる全景写真（3枚）
 - ウ 施工業者の請求書の写し又は領収書の写し
- （2） ブロック塀等改善事業にあつては、次に掲げる書類
 - ア 事業実績書
 - イ 事業の完成を確認できる全景及び工事写真（3枚）
 - ウ 完成図面（配置図、平面図、立面図及び断面図）
 - エ 施工業者の請求書の写し又は領収書の写し

2 実績報告書は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあつた日の属する年度の3月の末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（一部改正〔平成31年告示45号〕）

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条第1項の規定により完了の報告があつたときは、その内容を審査し、現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金確定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日告示第37号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第45号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日告示第 58 号）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表（第 3 条関係）
（一部改正〔平成 17 年告示 37 号・31 年 45 号〕）

補助の対象		補助率（額）
事業の区分	経費	
1 ブロック塀等撤去事業	当該事業に要する経費（工事費に限る。）	(1) 通学路又は避難路等に面するブロック塀等を撤去する場合 当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の長さ 1メートルにつき 20,000 円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の 3 分の 2 以内とし、1 敷地につき 26 万 6,000 円を限度とする。 (2) 道路に面するブロック塀等を撤去する場合 当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の長さ 1メートルにつき 9,200 円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の 2 分の 1 以内とし、1 敷地につき 10 万円を限度とする。
2 ブロック塀等改善事業	当該事業に要する経費（工事費及び設計に要する費用に限る。）	当該事業に要する経費と改善をするブロック塀等の長さ 1メートルにつき 3 万 8,400 円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の 3 分の 2 以内とし、1 敷地につき 33 万 3,000 円を限度とする。

備考 補助額は、通学路又は避難路等に面するブロック塀等を撤去する場合と道路に面するブロック塀等を撤去する場合とを合わせて、1 敷地につき 26 万 6,000 円を限度とする。

富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱

昭和 5 2 年 1 0 月 1 日
告 示 第 7 6 号

〔注〕平成 6 年から改正経過を注記した。

改正	昭和 54 年 3 月 31 日告示第 22 号	昭和 54 年 9 月 29 日告示第 76 号
	昭和 55 年 9 月 30 日告示第 76 号	昭和 56 年 3 月 31 日告示第 19 号
	昭和 57 年 3 月 29 日告示第 20 号	平成元年 1 月 19 日告示第 3 号
	平成元年 3 月 31 日告示第 32 号	平成元年 6 月 29 日告示第 57 号
	平成 3 年 5 月 30 日告示第 47 号	平成 4 年 11 月 10 日告示第 121 号
	平成 6 年 10 月 31 日告示第 127 号	平成 8 年 3 月 25 日告示第 15 号
	平成 10 年 11 月 16 日告示第 120 号	平成 11 年 6 月 11 日告示第 89 号
	平成 11 年 9 月 1 日告示第 114 号	平成 12 年 10 月 19 日告示第 132 号
	平成 17 年 2 月 28 日告示第 21 号	平成 17 年 3 月 28 日告示第 37 号
	平成 21 年 6 月 1 日告示第 105 号	平成 27 年 2 月 25 日告示第 20 号
	令和 2 年 3 月 4 日告示第 22 号	令和 3 年 3 月 31 日告示第 58 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、住民の生命の安全を確保するため、がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。以下同じ。）により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転を行う者（住宅金融支援機構又は一般の金融機関による親族居住用住宅の融資を受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。以下「移転者」という。）に対して補助金を交付することについて、富士市補助金等交付規則（昭和 42 年富士市規則第 28 号。以下「規則」という。）によるほか、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成 8 年告示 15 号・10 年 120 号・21 年 105 号〕）

（定義）

第 2 条 この要綱において、「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅又は次の各号のいずれかに該当する区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行ったものをいう。ただし、避難勧告又は避難指示を行った住宅については、当該避難勧告又は避難指示が公示された日から 6 月を経過しているものに限る。

- （1） 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項の規定に基づき県知事が静岡県建築基準条例（昭和 48 年静岡県条例第 17 号。以下「県条例」という。）第 3 条の規定により指定した災害危険区域
- （2） 法第 40 条の規定に基づき県条例第 10 条の規定により建築を制限している区域
- （3） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- （4） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 4 条第 1 項に定められた基礎調査を完了し、前号に掲げる区域に指定される見込みのある区域

(5) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた区域

2 この要綱において「移転」とは、危険住宅を安全な場所へ移転することをいう。

(一部改正〔平成10年告示120号・21年105号・27年20号・令和2年22号〕)

(補助の対象等)

第3条 市長は、移転者に対し、次に掲げる経費の全部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(1) 危険住宅の除却等に要する経費(97万5,000円を1戸当たりの補助限度額とする。)

(2) 危険住宅に代わる住宅の建設、購入(建設又は購入に必要な土地の取得を含む。)又は改修(以下「住宅建設等」という。)をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合における当該借入金利子(年利率8.5パーセントを限度とする。)に相当する額(建設、購入又は改修の場合にあつては465万円、土地取得にあつては206万円、敷地造成にあつては60万8,000円を限度とする。)

(一部改正〔平成6年告示127号・8年15号・10年120号・11年89号・12年132号・21年105号・27年20号・令和2年22号〕)

(補助金交付の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする移転者は、富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) がけ地近接危険住宅移転計画書(第2号様式)

(2) 危険住宅概要書(第3号様式)

(3) 危険住宅又はその敷地が申請者の所有に属さない場合には、当該所有者の同意書(第3号様式の2)

(4) 危険住宅の敷地が借地の場合にあつては、当該土地所有者の誓約書(第3号様式の3)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(完了の届出)

第5条 移転者が、移転を完了したときは、住宅移転完了届(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 新住宅の法第6条第1項に規定する確認済証の写し

(2) 新住宅及び旧住宅跡地の写真

(3) 危険住宅の除却費等の領収書の写し又はこれに代わる書類

(4) 住宅建設等に要した資金の借入金額及び利子総額等を証明する書類

(5) 跡地を管理する誓約書(第6号様式)

(6) その他市長が必要と認める書類

(一部改正〔平成11年告示114号・令和2年22号〕)

(補助金の交付)

第6条 補助金は、移転の完了の確認を行つた後移転者の請求により交付する。

(補助金の交付の取消し等)

第7条 市長は、第4条第2項の規定による補助金交付の決定通知又は前条の規定により補助金の交付を受けた移転者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付を取り消し、若しくは停止し、又

は返還を命ずることができる。

(1) 補助金を目的外に使用したとき。

(2) 建築関係法令に違反して建築物を建築したとき。

(3) 工事の完了が著しく遅れたとき。

(4) 工事を中止したとき。

(5) 規則及びこの要綱に基づく申請、報告等の内容にいつわりがあつたとき。

第8条 市長は、前条の規定により、補助金の交付を取り消し、若しくは停止し、又は交付した補助金の返還を決定したときは、その旨を移転者に通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金の返還を命じられた移転者は、富士市がけ地近接危険住宅移転補助金返納通知書(第7号様式)により、その補助金を返還しなければならない。

(標識の設置)

第9条 市長は、危険住宅の移転が完了したときは危険住宅の跡地の見やすい場所に、標識(第8号様式)を設置するものとする。

(補則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則(昭和54年3月31日告示第22号)

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則(昭和54年9月29日告示第76号)

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱第3条第2号の規定は、昭和54年8月7日から適用する。

附 則(昭和55年9月30日告示第76号)

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の要綱の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年3月31日告示第19号)

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月29日告示第20号抄)

1 この要綱は、公示の日から施行する。(後略)

附 則(平成元年1月19日告示第3号)

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則(平成元年3月31日告示第32号)

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成元年6月29日告示第57号)

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成3年5月30日告示第47号)

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成4年11月10日告示第121号)

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱の規定

は、平成 4 年 4 月 9 日から適用する。

附 則（平成 6 年 10 月 31 日告示第 127 号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱の規定は、平成 6 年 6 月 23 日から適用する。

附 則（平成 8 年 3 月 25 日告示第 15 号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 10 年 11 月 16 日告示第 120 号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱第 2 条及び第 3 条の規定は、平成 10 年 4 月 8 日から適用する。

附 則（平成 11 年 6 月 11 日告示第 89 号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 11 年 9 月 1 日告示第 114 号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成 12 年 10 月 19 日告示第 132 号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱の規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 28 日告示第 21 号）

この要綱は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日告示第 37 号）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 1 日告示第 105 号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 25 日告示第 20 号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 4 日告示第 22 号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日告示第 58 号）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

富士市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱

〔平成 9 年 3 月 24 日
告示第 31 号〕

改正 平成 11 年 9 月 1 日告示第 115 号

平成 14 年 6 月 5 日告示第 102 号

平成 17 年 3 月 28 日告示第 37 号

平成 18 年 9 月 4 日告示第 133 号

平成 22 年 3 月 30 日告示第 54 号

平成 24 年 9 月 14 日告示第 179 号

平成 25 年 3 月 29 日告示第 30 号

平成 27 年 3 月 31 日告示第 57 号

平成 28 年 3 月 30 日告示第 40 号

令和 3 年 3 月 31 日告示第 58 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地震発生時における既存建築物の倒壊等による災害を防止するため、既存建築物耐震性向上事業を実施する当該建築物の所有者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和 42 年富士市規則第 28 号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成 11 年告示 115 号〕）

（定義）

第 2 条 この要綱において「既存建築物耐震性向上事業」とは、静岡県地震対策推進条例（平成 8 年静岡県条例第 1 号）第 15 条第 1 項の既存建築物（国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。）の耐震診断（木造住宅及び特定建築物にあっては、耐震補強計画の作成を含む。）を実施する事業をいう。

2 この要綱において「木造住宅」とは、木造軸組工法で建築された一戸建て住宅、長屋及び共同住宅並びにこれらの建築物のうち住宅以外の用途を兼ねるものであって、当該住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のものをいう。

3 この要綱において「特定建築物」とは、次の各号のいずれにも適合する建築物をいう。

（1） 次のいずれかに該当するものであること。

ア 災害時に重要な機能を果たす建築物（医療施設、避難所、災害時の集合場所等として指定された施設、給食提供施設等をいう。）

イ 災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物（百貨店、マーケット、劇場、映画館、ホテル、マンション等をいう。）

（2） 敷地については、敷地に接する道路の中心線以内の面積がおおむね 500 平方メートル以上であること。

（3） 延べ床面積が 1,000 平方メートル（幼稚園及び保育所にあっては、500 平方メートル）以上であり、かつ、原則として地階を除く階数が 3 階以上の耐火建築物又は準耐火建築物であって倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。

（4） 地震に対して安全な構造とする旨の市長による勧告又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づく指導を受けたもので、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。

（5） 耐震診断の結果、倒壊の可能性があると判断されたものであること。

（一部改正〔平成 11 年告示 115 号・14 年 102 号・18 年 133 号・22 年 54 号〕）

（補助の対象及び補助額）

第 3 条 補助の対象は、対象建築物の所有者が行う既存建築物耐震性向上事業に要する経費とし、補助額は、建築物 1 棟ごとに、当該事業に要する経費と別表に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の 3 分の 2 以内の額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する木造住宅（貸家を除く。）について既存建築物耐震性向上事業を実施する場合における補助額は、建築物 1 棟ごとに、当該事業に要する経費と別表に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額とする。

（1） 65 歳以上の者のみが居住するもの

（2） 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号身体障害者障害程度等級表 1 級の項又は 2 級の項に該当する者に限る。）が居住するもの

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者が居住するもの
(4) 厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者が居住するもの
(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの
(全部改正〔平成18年告示133号〕、一部改正〔平成25年告示30号・28年40号〕)
(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、既存建築物耐震性向上事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
(1) 事業計画書
(2) 収支予算書
(3) その他市長が必要と認める書類
(一部改正〔平成28年告示40号〕)
(交付の条件)

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。
(1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。
(ア) 施行箇所の変更
(イ) 総事業費の20パーセントを超える額の変更
イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
(変更承認の申請)

第6条 前条第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、既存建築物耐震性向上事業変更承認申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。
(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
(1) 事業実績書
(2) 収支決算書

2 実績報告書は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月の末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。
(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
(一部改正〔平成11年告示115号〕)
附 則（平成11年9月1日告示第115号）
この要綱は、公示の日から施行する。
附 則（平成14年6月5日告示第102号）
この要綱は、公示の日から施行する。
附 則（平成17年3月28日告示第37号）
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
附 則（平成18年9月4日告示第133号）
この要綱は、公示の日から施行する。
附 則（平成22年3月30日告示第54号）
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
附 則（平成24年9月14日告示第179号）
この要綱は、公示の日から施行する。
附 則（平成25年3月29日告示第30号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
附 則（平成27年3月31日告示第57号）
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
附 則（平成28年3月30日告示第40号）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
附 則（令和3年3月31日告示第58号）
1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表（第3条関係）
(全部改正〔平成18年告示133号〕、一部改正〔平成22年告示54号・24年179号・25年30号・27年57号〕)

事業内容	構造・用途等	延べ面積	基準額
耐震診断及び耐震補強計画の作成	木造住宅	面積区分なし	15万4,000円（耐震補強計画の作成のみを行う場合にあっては、14万4,000円）
	木造住宅以外の一戸建て住宅	面積区分なし	13万円
耐震診断	その他（木造住宅を除く。）	1,000平方メートル以内の部分	延べ面積に1平方メートル当たり2,000円を乗じて得た額
		1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分	延べ面積に1平方メートル当たり1,500円を乗じて得た額
		2,000平方メートルを超える部分	延べ面積に1平方メートル当たり1,000円を乗じて得た額（その額が100万円を超えるときは、100万円）
耐震補強計画の作成	特定建築物	1,000平方メートル未満	240万円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	420万円
		2,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	540万円

富士市木造住宅等耐震補強事業費補助金交付要綱

〔平成14年6月5日
告示第103号〕
改正 平成16年4月1日告示第55号
平成17年3月28日告示第37号
平成18年9月4日告示第134号
平成19年3月28日告示第26号
平成20年3月27日告示第34号
(題名改称)
平成22年3月30日告示第55号
平成23年1月28日告示第14号
平成23年8月25日告示第167号
平成28年12月15日告示第211号
平成31年3月29日告示第44号
令和2年10月30日告示第174号
令和3年9月10日告示第153号
令和4年3月30日告示第59号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅又は建築物（以下「木造住宅等」という。）の倒壊による災害を防止するため、木造住宅等耐震補強事業を実施する当該木造住宅等の所有者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成20年告示34号〕)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅等耐震補強事業 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅等及び同日において工事中であった木造住宅等の耐震補強工事を実施する事業をいう。
- (2) 木造住宅 木造軸組工法で居住のために継続して利用する建築物をいう。
- (3) 建築物 木造住宅以外の建物で、次のアからカまでのいずれにも適合するものをいう。
- ア 次のいずれかに該当するものであること。
- (ア) 災害時に重要な機能を果たす建築物（医療施設、避難所、災害時の集合同所等として指定された施設、給食提供施設等をいう。）
- (イ) 災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物（百貨店、マーケット、劇場、映画館、ホテル、マンション等をいう。）
- イ 敷地については、敷地に接する道路の中心線以内の面積がおおむね500平方メートル以上であること。
- ウ 延べ床面積が1,000平方メートル（幼稚園及び保育所にあっては、500平方メートル）以上であり、かつ、原則として地階を除く階数が3階以上の耐火建築物又は準耐火建築物であって倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。
- エ 地震に対して安全な構造とする旨の市長による勧告又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく指導を受けたもので、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。
- オ 耐震診断の結果、倒壊の可能性があるとして判断されたものであること。
- カ 建築物の耐震改修の促進に関する法律又は建築基準法の規定による計画の認定を受けて耐震化を行うものであること。
- (4) 耐震補強工事 地震に対する安全性の向上を目的とした補強（増築及び模様替えを伴う補強を含む。）を行う工事をいう。
- (一部改正〔平成20年告示34号・22年55号〕)
- (補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象及び補助額は、別表に定めるところとする。

- 2 前項の場合において、1棟当たりの補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨

てるものとする。

(一部改正〔平成16年告示55号〕)

(計画の提出等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震補強計画の作成までに木造住宅等耐震補強事業費補助金事業計画書（第1号様式。（以下この条において「計画書」という。））に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による計画書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の対象となるものであると認めたときは、当該計画書を承認し、木造住宅等耐震補強事業費補助金計画承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。
- (追加〔令和3年告示45号〕)

(交付の申請)

第5条 申請者は、前条第2項の規定による通知を受け、耐震補強計画の作成が完了したときは、工事の着工前までに木造住宅等耐震補強事業費補助金交付申請書（第3号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成20年告示34号・令和3年45号〕)

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定を行うものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、木造住宅等耐震補強事業費補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。
- (一部改正〔平成20年告示34号・令和3年45号〕)

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
- イ 総事業費の20パーセントを超える額の変更をしようとする場合
- ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (一部改正〔令和3年告示45号〕)

(変更承認の申請)

第8条 前条第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、木造住宅等耐震補強事業計画変更承認申請書（第5号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成20年告示34号・令和3年45号〕)

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（第6号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 実績報告書は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月の末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。
- (一部改正〔令和3年告示45号〕)

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の規定により完了の報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅等耐震補強事業費補助金確定通知書（第7号様式）により決定通知を受けた者に通知するものとする。

(一部改正〔平成20年告示34号・令和3年45号〕)

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔令和3年告示45号〕)

附 則

- (施行期日)
- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
(一部改正〔平成19年告示26号・23年14号・令和2年174号〕)
- (経過措置)
- 2 平成23年2月1日以後に補助金の交付を申請し、同年3月31日までに交付の決定を受けた補助事業に係るこの要綱の適用については、第8条第2項中「補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月の末日」とあるのは「平成24年3月31日」と、別表中「50万円」とあるのは「80万円」と、「70万円」とあるのは「100万円」とする。
(追加〔平成23年告示14号〕、一部改正〔令和2年告示174号〕)
- 3 平成29年1月4日以後に補助金の交付を申請し、同年3月31日までに交付の決定を受けた補助事業に係る第8条の規定の適用については、同条第2項中「補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月の末日」とあるのは、「平成30年3月31日」とする。
(追加〔平成28年告示211号〕)
- (補助額の特例等)
- 4 木造住宅であって次に掲げる要件の全てに該当するものに係る補助額は、別表の規定により算出した額に、1棟ごとに、当該事業に要する経費から別表の規定により算出した額を減じたものと15万円とを比較していずれか少ない額を加えて得た額とする。
- (1) 耐震診断の結果、倒壊の可能性の高い住宅であること。
- (2) 耐震補強により、地震後も自宅での生活継続を可能とする耐震性を確保する住宅であること。
- (3) 家具の固定を行う住宅であること。
- (4) 耐震補強の宣伝等を行う住宅であること。
(追加〔令和2年告示174号〕、一部改正〔令和3年告示45号〕)
- 5 前項の規定は、令和2年11月1日以後に補助金の交付を申請し、市長が別に定める日までに交付の決定を受けた補助事業について適用する。
(追加〔令和2年告示174号〕、一部改正〔令和3年告示153号〕)
- 附 則 (平成16年4月1日告示第55号)
- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の富士市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成17年3月28日告示第37号)
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成18年9月4日告示第134号)
- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の富士市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。
- 附 則 (平成19年3月28日告示第26号)
- 1 この要綱は、公示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱別表の規定は、平成19年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成20年3月27日告示第34号)
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成22年3月30日告示第55号)
- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市木造住宅等耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成23年1月28日告示第14号)
- この要綱は、平成23年2月1日から施行する。
- 附 則 (平成23年8月25日告示第167号)
- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の富士市木造住宅等耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、平成23年6月30日以後に工事請負契約を締結する耐震補強工事に係る補助金から適用する。

- 附 則 (平成28年12月15日告示第211号)
- 1 この要綱は、平成29年1月4日から施行する。
- 2 改正後の富士市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成31年3月29日告示第44号)
- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市木造住宅等耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 附 則 (令和2年10月30日告示第174号)
- 1 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市木造住宅等耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 附 則 (令和3年3月31日告示第45号)
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則 (令和3年9月10日告示第153号)
- この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市木造住宅等耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。
- 附 則 (令和4年3月30日告示第59号)
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 別表 (第3条関係)
- (全部改正〔平成20年告示34号〕、一部改正〔平成22年告示55号・23年167号・28年211号・31年44号・令和3年45号・4年59号〕)

区分	補助の対象	補助額
木造住宅	一の年度において、対象木造住宅の所有者が行う設計及び耐震補強計画の作成に係る経費（当該対象木造住宅が富士市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱（平成9年富士市告示第31号）に係る補助を既に受けている場合を除く。）並びに木造住宅等耐震補強事業に要する工事費	1棟ごとに、当該事業に要する経費に10分の8を乗じて得た額と100万円（別に定める高齢者等が居住する住宅にあつては、120万円）（当該対象木造住宅が富士市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱に係る補助を既に受けている場合は、100万円又は120万円からその補助額を控除して得た額）とを比較して、いずれか少ない額とする。
建築物	対象建築物の所有者が行う木造住宅等耐震補強事業に要する工事費	1棟ごとに、当該事業に要する経費と対象建築物の延べ面積に4万7,300円（免震工法その他特殊な工法によるものにあつては、8万円）を乗じて得た額とを比較していずれか少ない額に、100分の23を乗じて得た額とする。

- 第1号様式 (第4条関係)
- (追加〔令和3年告示45号〕)
- 第2号様式 (第4条関係)
- (追加〔令和3年告示45号〕)
- 第3号様式 (第5条関係)
- (追加〔令和3年告示45号〕)
- 第4号様式 (第6条関係)
- (一部改正〔平成20年告示34号・令和3年45号〕)
- 第5号様式 (第8条関係)
- (一部改正〔平成17年告示37号・20年34号・令和3年45号〕)
- 第6号様式 (第9条関係)
- (一部改正〔平成17年告示37号・20年34号・令和3年45号〕)
- 第7号様式 (第10条関係)
- (一部改正〔平成20年告示34号・令和3年45号〕)

富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等
貸付金利子助成金交付要綱

規定 平成15年 3 月26日告示第38号
改正 平成17年 2 月28日告示第21号
平成17年 3 月28日告示第37号
平成23年 3 月24日告示第39号
令和 3 年 3 月31日告示第58号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、住宅の浸水を防止するための住宅改良並びに地震、暴風雨、洪水、高潮、大雨その他異常な自然現象及び火災等により被害を受けた住宅の建設若しくは修繕又は新たな住宅の購入のため金融機関からの資金の借受けをする者に対し、予算の範囲内において利子助成金を交付するものとし、その交付に関しては、富士市補助金等交付規則（昭和 42 年富士市規則第 28 号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 自己の居住の用に供する家屋（当該家屋に事務所、店舗、工場その他の人の居住の用に供しない部分を有する場合は、当該部分を除く。）をいう。

(2) 災害 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた災害又は市長が認定した災害をいう。

(3) 浸水住宅改良 住宅が土地の低地化等により浸水することを防止するため、同一敷地内での住宅の除却新築、改築、移転又は修繕を伴って住宅の存する土地の地盤の改良、盛土等（以下「地盤改良等」という。）を行うことをいう。

(4) 金融機関 富士市の指定金融機関等（平成 9 年富士市告示第 5 号）に定める指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関並びに市長が認めた金融機関をいう。

(交付対象者)

第 3 条 この要綱による利子助成金の交付の対象者は、市内に住宅を有する者で、次に掲げる事業を行うため、金融機関から融資を受けようとするものとする。

(1) 浸水住宅改良を行うとき。

(2) 災害により住宅が滅失し、又は住宅に半壊、半焼その他これらに相当する程度以上の被害があると市長が認めた損害を受けたため、新たに住宅（マンションを除く。）の建設又は購入をするとき。

(3) 災害により住宅が損害を受けたため、当該住宅（マンションを除く。）の修繕をするとき。ただし、当該修繕費が 10 万円未満のときを除く。

2 前項に規定する事業のうち、前項第 2 号の事業にあっては被災した日から 2 年以内、同項第 3 号の事業にあっては被災した日から 1 年以内のものに限るものとする。

(一部改正〔平成 23 年告示 39 号〕)

(対象経費等)

第 4 条 この要綱による利子助成金の交付の対象経費、利子助成率及び交付期間は、次の表のとおりとする。

事業の種類	対象経費	利子助成率	交付期間
前条第 1 号の事業	浸水住宅改良のうち地盤改良等に要した経費（当該経費が 300 万円を超えるときは、300 万円）に係る金融機関からの融資額の利子（金融機関への償還を怠ったために生じた利子を除く。以下同じ。）相当額	金融機関が定める利率	5 年以内
前条第 2 号の事業	住宅の建設又は購入に要した経費（当該経費が 1,400 万円を超えるときは、1,400 万円）に係る金融機関からの融資額の利子相当額	融資実行日から 5 年間は独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の基本融資利率以内、6 年目以降はその 2 分の 1 以内	10 年以内
前条第 3 号の事業	住宅の修繕に要した経費（当該経費が 590 万円を超えるときは、590 万円）に係る金融機関からの融資額の利子相当額	融資実行日から 5 年間は独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の基本融資利率以内、6 年目以降はその 2 分の 1 以内	10 年以内

(一部改正〔平成 23 年告示 39 号〕)

(交付の申請)

第 5 条 この要綱による利子助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利子助成金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、毎年度市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めたときは、当該書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

(1) 家屋に係る登記事項証明書

(2) 金融機関が発行する融資予約通知書の写し

(3) 実施計画書（第 3 条第 1 項第 1 号の事業に係る利子助成金にあっては第 2 号様式（その 1）、同項第 2 号の事業に係る利子助成金にあっては同様式（その 2）、同項第 3 号の事業に係る利子助成金にあっては同様式（その 3））

(4) 第 3 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の事業に係る利子助成金にあっては、り災証明書の写し

(5) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条に規定する確認済証の写し

(6) その他市長が必要とする書類

(一部改正〔平成 17 年告示 21 号・23 年 39 号〕)

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定により利子助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利子助成金交付決定通知書（第 3 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(完了届)

第 7 条 申請者は、利子助成金の交付の対象となった住宅の浸水住宅改良等の工事が完了したときは、完了届（第 4 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 完成写真

(2) 建築基準法第 7 条に規定する検査済証の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

富士市地域支障樹木除去事業補助金交付要綱

(利子助成金の交付)

第 8 条 市長は、利子助成金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に対し、第 4 条の規定により算出された利子助成金を前期（4 月 1 日から 9 月 30 日まで）及び後期（10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）の 2 期に区分し、それぞれ 10 月及び 4 月に交付するものとする。

2 交付決定者は、前項の期別ごとに金融機関への返済額を証する書類を市長に提出しなければならない。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 28 日告示第 21 号）

この要綱は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日告示第 37 号）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 24 日告示第 39 号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日告示第 58 号）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

平成22年 3 月30日告示第49号

改正 平成24年 3 月30日告示第37号

令和 3 年 3 月31日告示第58号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域における緑豊かで安全な生活環境を保全するため、市民生活の安全上支障となる樹木の除去を行うものに対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和 42 年富士市規則第 28 号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成 24 年告示 37 号〕)

(交付の対象等)

第 2 条 補助金の交付の対象となるものは、次項に規定する樹木が存する土地を所有し、占有し、又は管理する町内会（住民により自主的に組織された自治会をいう。以下同じ。）とする。

2 補助金の交付の対象となる樹木（以下「補助対象樹木」という。）は、市民生活の安全上支障となる状態であり、かつ、高さが 15 メートル以上である樹木とする。ただし、市長が必要と認める樹木については、この限りでない。

3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

(1) 樹木の除去に要する経費のうち、町内会が事業者に対して支払う次の費用

ア 建設機械の借上料

イ 作業員等の労務費

ウ 運搬費及び処分費

(2) その他市長が必要と認める費用

(一部改正〔平成 24 年告示 37 号〕)

(補助金の額等)

第 3 条 補助金の額は、補助対象樹木の存する土地 1 か所につき補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、20 万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の年度において、前項の土地 1 か所につき 1 回限りとする。

(一部改正〔平成 24 年告示 37 号〕)

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を申請しようとする町内会（以下「申請者」という。）は、富士市地域支障樹木除去事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 見積書

(2) 位置図

(3) 樹木の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(一部改正〔平成 24 年告示 37 号〕)

(交付の決定)

第 5 条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、富士市地域支障樹木除去事業補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定について必要な条件を付することができる。

（一部改正〔平成24年告示37号〕）

（実績報告）

第 6 条 補助金の交付の決定を受けた町内会（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書（第 3 号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象経費に係る領収書の写し
- （2） 事業完了後の写真
- （3） その他市長が必要と認める書類

（一部改正〔平成24年告示37号〕）

（補助金の額の確定）

第 7 条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、富士市地域支障樹木除去事業補助金確定通知書（第 4 号様式）により通知するものとする。

（一部改正〔平成24年告示37号〕）

（交付の決定の取消し等）

第 8 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1） この要綱に違反したとき。
- （2） 補助金の運用が不適当と認められたとき。
- （3） 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （4） 事業を中止し、又は廃止したとき。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第37号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第58号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

富士市耐震シェルター及び防災ベッド設置事業費補助金交付要綱

〔平成29年3月31日
告示第48号〕

改正 令和3年3月31日告示第58号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地震発生時における住宅の倒壊から市民の生命を守るため、住宅内に耐震シェルター又は防災ベッドを設置する者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 耐震シェルター 住宅内に設置することにより、地震発生時に当該住宅に居住する者の命を守る安全な空間を確保することを目的とした箱状の設備として市長が認めるものをいう。
- （2） 防災ベッド 住宅内に設置することにより、地震発生時に当該住宅に居住する者の命を守る安全な空間を確保することを目的としたベッドとして市長が認めるものをいう。

（補助対象事業）

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、耐震シェルター又は防災ベッドを次のいずれにも該当する住宅の 1 階部分に設置する事業とする。

- （1） 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅又は同日において工事中であった木造住宅で現に居住の用に供するものであること。
- （2） 耐震診断の結果、倒壊の可能性があると判断されたものであること。
- （3） 申請に係る住宅が富士市木造住宅等耐震補強事業費補助金交付要綱（平成14年富士市告示第103号）による補助を受けていないものであること。

（補助の対象経費及び補助額）

第 4 条 補助の対象経費及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富士市耐震シェルター及び防災ベッド設置事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第 6 条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、富士市耐震シェルター及び防災ベッド設置事業費補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第 7 条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

- （1） 次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- （2） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- （3） 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

（変更等の承認申請）

第 8 条 前条第 1 号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、耐震シェルター及び防災ベッド設置事業変更・中止・廃止承認申請書（第 3 号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 9 条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（第 4 号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 実績報告書は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 1 0 条 市長は、前条第 1 項の規定により実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、富士市耐震シェルター及び防災ベッド設置事業費補助金確定通知書（第 5 号様式）により決定通知を受けた者に通知するものとする。
（委任）
第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（令和 3 年 3 月 31 日告示第 58 号）
1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表（第 4 条関係）

区分	補助の対象経費	補助額
耐震シェルター	耐震シェルターの設置に要する費用（附帯工事費及び附属品に係る費用を除く。）	補助の対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、12万5,000円を限度とする。
防災ベッド	防災ベッドの設置に要する費用（附帯工事費及び附属品に係る費用を除く。）	補助の対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

市域内の高校

学 校 名	所 在 地	電 話	F A X	生徒数	
富士市立高等学校	比奈 1 6 5 4	3 4－1 0 2 4	3 8－3 2 2 3	全日制	6 7 8
静岡県立吉原工業高等学校	比奈 2 3 0 0	3 4－1 0 4 5	3 8－3 0 1 8	全日制	3 6 0
静岡県立吉原高等学校	今泉 2 1 6 0	5 2－1 4 4 0	5 2－8 0 8 2	全日制	5 0 0
静岡県立富士東高等学校	今泉 2 9 2 1	2 1－4 3 7 1	2 1－1 4 9 3	全日制	5 7 0
静岡県立富士高等学校	松本 1 7	6 1－0 1 0 0	6 4－7 3 4 9	全日制	8 3 3
				定時制	9 0
富士見高等学校（私立）	平垣町 1－1	6 1－0 2 5 0	6 3－5 0 4 0	全日制	1, 0 7 6

（令和 6 年 5 月 1 日現在）

児童生徒数一覧表

(令和6年5月1日現在)

学 校 名	所 在 地	電 話	児童数	学級数
吉 原小学校	高嶺町6-1	52-4190	479	18
今 泉 〃	今泉3-17-1	52-2011	545	22
伝 法 〃	伝法2743	52-0027	620	25
神 戸 〃	神戸633	21-2192	183	9
元 吉 原 〃	今井3-4-2	33-0004	261	12
東 〃	西船津220	34-0274	50	6
須 津 〃	中里1019	34-0049	544	21
吉永第一 〃	比奈1431	34-0228	326	14
吉永第二 〃	鵜無ヶ淵149-1	21-2190	73	6
原 田 〃	原田480	52-0897	347	14
大淵第一 〃	大淵3012	35-0009	542	24
富士第一 〃	本市場280-2	61-0042	641	24
富士第二 〃	横割1-8-1	61-0414	540	21
田 子 浦 〃	中丸98	61-0327	628	24
岩 松 〃	松岡850	61-0917	465	19
鷹 岡 〃	久沢2-3-1	71-3855	562	21
広 見 〃	広見本町1-1	21-2191	582	22
丘 〃	厚原2075	71-6050	823	29
富士見台 〃	富士見台1-12	21-4518	258	13
富 士 南 〃	宮下551	63-7025	946	34
天 間 〃	天間50	71-0333	309	14
岩 松 北 〃	岩本123-1	64-8890	610	23
富士中央 〃	米之宮町295	60-1211	552	20
青 葉 台 〃	一色295	21-6310	513	20
富士川第一 〃	岩淵107	81-0481	327	14
富士川第二小中一貫校 松野学園 (富士川第二小学校)	北松野1963-6	85-2005	284	13
小学校合計	27校	－	12,010	482

学 校 名	所 在 地	電 話	生徒数	学級数
吉原第一中学校	永田北町7-1	52-0160	559	20
吉原第二 〃	今泉1955	51-1115	495	17
吉原第三 〃	比奈2126	34-0868	347	14
元 吉 原 〃	鈴川中町28-1	33-0065	144	8
須 津 〃	中里1156	34-0144	327	14
大 淵 〃	大淵2920	35-0021	303	14
富 士 〃	中島320	61-1390	628	23
田 子 浦 〃	中丸411	61-0534	322	14
岩 松 〃	松岡2353-1	61-0931	555	19
富 士 南 〃	森島550	61-2084	746	26
鷹 岡 〃	久沢713	71-3354	435	16
岳 陽 〃	伝法630	71-7955	734	26
吉 原 北 〃	原田2259	21-0280	346	13
富士川第一 〃	岩淵855-3	81-0482	171	8
富士川第二小中一貫校 松野学園 (富士川第二中学校)	北松野1963-6	85-3333	155	7
(私立)富士見中学校	平垣町1-1	61-0250	30	2
中学校合計	17校	－	6,297	241

静岡県 L P ガス協会 東 部 支 部 富 士 地 区 会 会 員 名 簿

販売所名	販売所所在地	電話番号	FAX 番号
エネジン (株) 富士営業所	富士市八代町 9－8	0545-53-2544	0545-53-2502
(株) 一商会	富士市今泉 2568-1	0545-21-1319	0545-21-6965
小川石油	富士市富士岡 26-18	0545-38-0038	0545-38-2842
フジ・エルピージー協同組合	富士市津田 228-1	0545-52-5181	0545-52-5181
協和プロパン	富士市浅間上町 21-26	0545-51-2582	0545-51-2611
(有) 小谷商店	富士市宇東川西町 3-6	0545-52-0528	0545-52-0528
斉藤石油 (株)	富士市横割 3-6-41	0545-61-1272	0545-61-1599
(株) サイサン富士営業所	富士市水戸島元町 1-9	0545-62-7662	0545-62-7682
イワタニ静岡 (株) 富士営業所	富士市日乃出町 120	0545-30-7820	0545-30-7821
(株) トーシンホームガス	富士市青島 195	0545-52-3243	0545-52-3543
(株) 佐野プロパン	富士市御幸町 11-11	0545-52-3525	0545-52-3542
静岡資材 (株) 富士販売支店	富士市中里 2561-147	0545-32-0321	0545-32-0531
積栄ライフサービス (株) 東部営業所	富士市五貫島 704-102	0545-65-5321	0545-60-7321
白川商店	富士市吉原 1-4-11	0545-52-1394	0545-52-1394
(有) スギヤマ	富士市宮下 98-8	0545-62-1924	0545-62-1684
杉山プロパン (株)	富士市今泉 3-13-2	0545-52-1863	0545-52-1626
鈴木商店	富士市厚原 354	0545-71-3928	0545-71-0572
(株) スズキ	富士市本市場 104-1	0545-61-0026	0545-61-0392
丸善商店	富士市中里 1285	0545-34-0164	0545-34-0164
鈴木燃料店	富士市今泉 8-16-34	0545-52-2271	0545-52-2271
鈴与商事 (株) 富士支店	富士市鈴川本町 3-17	0545-33-0795	0545-33-0911
(有) 鈴吉商店	富士市今井 1-1-14	0545-33-0010	0545-33-2543
鈴木プロパン	富士市比奈 1357-19	0545-34-0686	0545-34-0686
l i f e s h o p S E I	富士市今泉 2551-4	0545-52-2444	0545-52-1381
中央ガス (株)	富士市富士町 14-8	0545-63-2600	0545-63-2601
辻プロパン店	富士市鮫島 540	0545-61-2235	0545-62-5998
(株) ザ・トーカイ富士支店	富士市中島 74-1	0545-61-4025	0545-63-2794
(株) 鈴与ガスあんしんネット静岡富士営業所	富士市大淵 2670	0545-35-3573	0545-35-2094
東海溶材 (株) 富士営業所	富士市蓼原 1066	0545-61-1258	
(株) 中川	富士市中里 172-18	0545-34-0042	0545-34-0549
中島酒店プロパン部	富士市岩本 2137	0545-61-0908	0545-63-5305
(株) ナガシマ	富士市松岡 2415	0545-61-0936	0545-61-0184
長橋商店	富士市大野新田 71	0545-33-0248	0545-33-0248
西村プロパン	富士市入山瀬 372-1	0545-71-1076	0545-71-1076
野口酸素 (株)	富士市島田町 1 丁目 46-1	0545-52-3126	0545-53-4135
富士アセチレン工業 (株)	富士市蓼原 44-1	0545-61-3195	0545-61-6990
富士酸素工業 (株)	富士市津田 228-1	0545-52-5060	0545-53-3235
(株) 富士商事	富士市伝法 3153	0545-52-4748	0545-52-3050
(株) 富士電極工業所	富士市依田原町 5-8	0545-52-3281	0545-52-3226
(株) 富士溶材	富士市中央町 2-9-7	0545-52-3412	0545-52-3539
ミシク商店	富士市鷹岡本町 8-17	0545-71-3976	0545-71-3976
横瀬産業 (株)	富士市吉原 1-15-6	0545-52-1333	0545-52-7989
米之宮ガス	富士市青葉町 329	0545-61-3599	0545-61-7661

販売所名	販売所所在地	電話番号	FAX 番号
渡辺商店	富士市久沢 889-17	0545-71-2179	0545-71-2179
マルチ住設 (株)	富士市石坂 424-5	0545-21-5504	0545-21-6609
(株) 岳南溶材	富士市中島 191-1	0545-61-1654	0545-61-9644
(有) ヒカリガス工業	富士市天間 1548-11	0545-71-6217	0545-71-0448
草ヶ谷燃料 (株)	富士市中之郷 330-1	0545-81-1230	0545-81-1231
(有) 望月石油店	富士市南松野 1805-1	0545-85-2353	0545-85-1533
(有) フカサワ	富士市南松野 2452-2	0545-85-2242	0545-85-1550
渡辺商店	富士市岩淵 855-48	0545-81-0333	0545-81-0333
旭プロパン影山商店	富士市中之郷幸町 1316-17	0545-81-3242	0545-81-3242
ガステックサービス (株) 富士北営業所	富士市厚原 108-4	0545-71-0003	0545-71-0884
(株) ザ・トーカイ工業事業部富士営業所	富士市依田橋 299-1	0545-32-2007	0545-32-0046
レモンガス (株) 静岡支店	富士市五貫島 1234	0545-64-3836	0545-64-4365
富士市農業協同組合ふれあいセンター	富士市松本 12-1	0545-61-3085	0545-64-4755
(有) 共政	富士市大淵 3492	0545-35-2247	0545-35-2915
日本ガス興業 (株) 富士営業所	富士市依田橋字田中 136-2	0545-53-8736	0545-53-8302

一般社団法人 静岡県 L P ガス協会
〒420-0064 静岡県本通 6 丁目 1 番 1 0 号
静岡県プロパン会館 3 階
電話 (℥)054-255-2451
F A X 054-255-2474

一般社団法人 静岡県 L P ガス協会
東部支部
〒410-0055 沼津市高島本町 4 番 1 号
電話 (℥)055-923-1070
F A X 055-923-1069

一般社団法人 静岡県 L P ガス協会
東部支部 富士地区会
〒417-0034 富士市富士市中島74-1
(株) ザ・トーカイ富士支店 内
電話 0545-61-4025
F A X 0545-63-2794

地区防災計画策定地区一覧

No.	地区名	計画名	計画の概要	策定年度
1	富士駅南地区	富士駅南地区防災計画	➤ 地区の特徴、被害想定 ➤ 活動の流れ ➤ 地区を支える団体の活動 ➤ 防災まちづくりの構成 ➤ 避難所運営 ➤ 自主防災会 ➤ 地区として行う防災活動 ➤ 企業・団体との連携推進	平成27年度

1 2. 災害救助法関連

災害救助法適用基準

富士市の人口 245,392 人（令和 2 年国勢調査）

●対象災害の種類

暴風、豪雨、地震、津波、その他異常な自然現象の外に、大規模な火事又は爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等があり、同一災害の被害程度に基づき法適用を決定する。

例外として次の場合は社会的混乱の同一性があれば一つの災害とみなす。

ア、同時又は相接近して異なる原因による災害

イ、時間的に近接して、同一市町村内の別の地域での同種又は異なる災害

●適用基準

1. 災害が発生した段階の適用（法第 2 条第 1 項）

（1）市内の滅失世帯数が 100 世帯以上に達したとき（施行令第 1 条第 1 項第 1 号適用）

（2）被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数の総数が 2,500 世帯以上に達し、かつ、市内の滅失世帯数が 50 世帯以上に達したとき。（Ⅱ第 2 号適用）

（3）ア、被害が県下全域に及ぶ災害で、県下の住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合で、市内の被害世帯数が多数であるとき。（Ⅱ第 3 号適用）

「多数」とは概ね 5 世帯以上とし、市町の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき。

イ、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情※がある場合で、しかも多数の世帯の住家が滅失したとき。

※「特別の事情」とは次の 2 つの場合

①食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とする場合

②被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合

（4）多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じ、以下の基準に該当するとき（Ⅱ第 4 号適用）

①多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合

②被災者に対する食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合

2. 災害が発生する恐れ段階の適用（法第 2 条第 2 項）

災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、被害を受ける恐れがある場合。

災害救助法による救助の程度、方法、期間、限度額等

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対象	費用の範囲	費用の限度額	期間	特別基準	備考		
避難所の設置	現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	・設置維持、管理運営経費 ・賃金職員等雇上費 ・消耗器材費 ・建物(器物)使用謝金 ・借上(購入)費 ・光熱水費 ・仮設便所等設置費	1人1日当たり350円以内	災害発生から7日以内	期間の延長	・限度額は市町村全体で調整可能 ・避難に当たっては輸送費は別途計上 ・器物等については、借り上げが原則 ・収容する者は居住地の有無には関係ない ・福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮に必要な実費を加算することが可能 ・旅館、ホテル等の借上も可能(避難所での避難生活が長期にわたる場合等)		
応急仮設住宅の供与 (建設型応急住宅)	住家が全壊・全焼・流失し居住する住家がない者で、自らの實力では住宅を得ることができない者(世帯)	・原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費 ・直営工事の場合の事務費も対象 ・法第7条の規定によって従事命令の場合の実費弁償費 ・土地の借料は含まれない	・基準面積(1戸当たりの平均値) 地域の実情、世帯構成等に応じて設置 ・基準額(1戸当たりの平均単価) 6,883,000円以内	災害発生から20日以内に着工 供与期間:2年以内	1 限度額の引上げ(特別な事情がある場合) 2 着工期間の延長、必要最少限度の期間(建設型仮設住宅の場合)	・構造は、1戸建て又は共同住宅形式どちらでも可能 ・概ね50戸以上を概ね同一箇所に設置する場合は、集会施設を設置でき、50戸未満の場合も戸数に応じた小規模な施設が設置可能(面積等は別途定める) ・福祉仮設住宅の設置も可能 ・該当者の選考は選考委員会等により適正に実施		
応急仮設住宅の供与 (賃貸型応急住宅)	住家が全壊・全焼・流失し居住する住家がない者で、自らの實力では住宅を得ることができない者(世帯)	・家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅等の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものを含む ・駐車場料は自己負担が原則	・基準面積(1戸当たりの平均値) 地域の実情、世帯構成等に応じて設置 ・基準額(借上げのために支出できる費用) 地域の実情に応じた額	災害発生から速やかに借上げ、提供 供与期間:2年以内		・その他適切な方法により供与することも可能		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家が全半壊(焼)、床上浸水等で炊事のできない者 3 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪者等 4 床下浸水であるが、自宅において自炊不可能な者 5 社会福祉施設の入所者(施設自らでは調理することができない状況の場合)	・主食費:米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等の購入 ・副食費:調味料を含み、品目、数量等については制限なし ・燃料費:品目、数量等については制限なし ・雑費:器物の使用謝金又は借上料金、アルミホイール等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費	1日1人当たり1,330円以内	災害発生から7日以内	期間の延長	・現物給与 ・1日3食で計算 ・基準以外の分(費用限度以上の場合、市職員、消防団員及び応援要員の食料費)は市負担 ・総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい(1食は1/3日)		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事用の水に限る)	・水の購入費(真にやむを得ない場合に限り) ・給水及び浄水に必要な機械、器具の借上げ、修繕及び燃料の経費 ・浄水用薬品及び資材の経費	当該地域における通常の実費(必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限る)	災害発生から7日以内	期間の延長	・給水のため特別な備品購入の際は救助完了後に換金処分が必要 ・輸送費、賃金職員雇上費は別途計上 ・市を含む一部事務組合からの購入費は非対象		
被服・寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	1 住家の全半壊(焼)、流失、床上浸水等で生活上必要な日用品等を喪失し、日常生活を営むことが困難な者 2 生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者 3 生活必需品資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者		・被服 ・寝具 ・身のまわり品 ・日用品 ・炊事用具、食器 ・光熱材料		・夏期(4～9月)及び冬季(10～3月)の季別は災害発生の日をもって決定 ・1世帯当たり下記金額表の範囲内	1 期間の延長 2 季別の変更 3 限度額の変更		
	区 分	季 別	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上1人を増すごとに加算する額
	全壊・全焼・流出	夏 期(4月～9月)	19,800円	25,400円	37,700円	45,000円	57,000円	8,300円
		冬 季(10月～3月)	32,800円	42,400円	59,000円	69,000円	87,000円	12,000円
	半壊・半焼・床上浸水	夏 期(4月～9月)	6,500円	8,700円	13,000円	15,900円	20,000円	2,800円
		冬 季(10月～3月)	10,400円	13,600円	19,400円	23,000円	29,000円	3,800円
医 療	医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者	・診療 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等実費 2 病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 当該地域における協定料金の額以内		災害発生から14日以内	期間の延長	・期間経過後は社保、国保に切替 ・患者移送費は別途計上 ・医療を必要とするに至った原因を問わない ・障害を受け又は疾病にかかった日時を問わない ・患者自身の経済的能力の如何を問わない ・被災者のみに限定されない	
助 産	災害発生の日以前又は一以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失ったもの(死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にあるもの)	・分娩の介助 ・分娩前後の処置 ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	1 救護班等 使用した衛生材料等の実費 2 助産師 慣行料金の100分の80以内の額		分娩した日から7日以内	期間の延長	・妊婦等の移送費は別途計上 ・被災者であるか否かを問わない ・本人の経済的能力の如何を問わない	
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	・救助のため必要な機械・器具等の借上費又は購入費 ・修繕費 ・燃料費	当該地域における通常の実費		災害発生から3日以内	期間の延長	・期間内に生死が明らかにならない場合は、死体の搜索へ切替 ・輸送費、賃金職員雇上費は別途計上	
被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	・合成樹脂シート ・ロープ ・土のう 等	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分1世帯当たり51,500円以内		災害発生から10日以内	期間の延長	・大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象(全壊は、修理することで居住することが可能な場合) ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額 ・資材費及び施工費用の合計	
被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの實力では応急修理できない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	最小限度の補修費 ・修理用原材料費 ・労務費 ・材料輸送費 ・工事事務費 ・従事命令の実費弁償費	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000円以内 ②半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯348,000円以内		災害発生から3ヶ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヶ月以内)	期間の延長	・現物給付 ・費用は市町村で限度額以内であれば、調整可能(認定は知事が行う) ・全壊認定の住家や床上浸水のものは含まない ・同一住家に2以上の世帯が居住している場合は、1世帯とみなす ・アパート等で1室1世帯のものは各室を1戸とみなす	

救助の種類	対象	費用の記明	費用の限度額	期間	特別基準	備考
学用品の供与	住家の全半壊(焼)、流出、床上浸水等で学用品を喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	教科書及び教材	教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費	災害発生から1ヶ月以内	期間の延長	・入進学時には個々の実情に応じて支給する ・特別支援学校を含む ・備蓄物資は評価額
		文房具及び通学用品費	小学校児童1人当たり5,200円 中学校生徒1人当たり5,500円 高等学校等生徒1人当たり6,000円	災害発生から15日以内		
埋葬	1 災害時の混乱の際、死亡した者であること 2 災害のため埋葬を行うことが困難な場合であること	・棺（附属品を含む） ・埋葬又は火葬（貸金職員等雇上費を含む） ・骨つぼ及び骨箱	1体当たり 満12歳以上 226,100円以内 満12歳未満 180,800円以内	災害発生から10日以内	期間の延長	・供花代、酒代等は含まれない ・外国人の場合、風俗、習慣、宗教等の違いに配慮すること ・死因、場所の如何を問わない ・災害発生の日以前に死亡した者も対象
死体の搜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、一般の事情により既に死亡していると推定される者	搜索のため必要な機械・器具等の借上費又は購入費、修繕、燃料の経費	当該地域における通常の実費	災害発生から10日以内	期間の延長	・輸送費、貸金職員雇上費は別途計上 ・死亡した原因の如何を問わない ・死亡した者の居住地の法適用の有無及び死亡した者の住家の被害状況は関係ない ・災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものとして推定している
死体の処理	災害の際死亡した者の死体に関する処理（埋葬を除く）	洗浄、縫合せ、消毒等	1体当たり3,600円以内	災害発生から10日以内	期間の延長	・救助の実施機関が現物給付として実施 ・一時保存用のドライアイスの購入等の経費は通常の実費を加算 ・輸送費、貸金職員雇上費は別途計上 ・埋葬を前提とした処理
		一時保存	1 既存建物借上 借上に要する通常の実費 2 既存建物以外 1体当たり5,700円以内			
		検案	救護班以外は償行料金 (検案書代は対象経費外)			
障害物の除去	災害によって住居又はその周辺に障害物が運び込まれ、生活上支障があり、自力で除去することができない者	除去のため必要な機械・器具等の借上費又は購入費、輸送費、貸金職員雇上費等	市内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が140,000円以内	災害発生から10日以内	期間の延長	・救助の実施機関が現物給付として実施 ・日常生活を営める場合、実施の必要なし（日常生活に欠くことのできない居室、便所、炊事場、風呂場、玄関等に限られる） ・応急的な除去に限られ、原状回復を目的としない
輸送費及び貸金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分 に係る輸送又は必要な貸金職員等	・輸送費（運賃、借上料、燃料費、消耗機材費及び修繕料） ・貸金職員雇上費（左記業務を行うために雇上げた貸金職員に支払う賃金）	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	期間の延長（各救助種目の期間延長に伴い自動的に延長）	・輸送期間だけの延長も可能 ・各救助種目終了後の残務整理のための延長も可能
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者（右記の職種）	実費弁償に要した経費	1人1日当たり	救助の実施が認められる期間以内	期間の延長（各救助種目の期間延長に伴い自動的に延長）	・時間外勤務手当及び旅費は別途定める
		医師及び歯科医師	23,300円以内			
		薬剤師	17,500円以内			
		保健師、助産師、看護師及び准看護師	15,700円以内			
		診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学士	17,500円以内			
		救急救命士	15,100円以内			
		歯科衛生士	17,500円以内			
		土木技術者及び建築技術者	16,500円以内			
		大工	31,200円以内			
		左官	28,400円以内			
		とび職	28,300円以内			
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 貸金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	災害救助法第21条に定める国庫負担対象年度における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、右記のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定めた割合を乗じて得た合計額以内	イ 3千万円以下の部分の金額 100分の10 ロ 3千万円を超えて6千万円以下の金額 100分の9 ハ 6千万円を超えて1億円以下の金額 100分の8 ニ 1億円を超えて2億円以下の金額 100分の7 ホ 2億円を超えて3億円以下の金額 100分の6 ヘ 3億円を超えて5億円以下の金額 100分の5 ト 5億円を超える部分の金額 100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	—	・災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む
災害ボランティア活動と被災自治体が実施する救助の調整事務	災害ボランティア活動と被災自治体が実施する救助の調整事務 対象組織：災害ボランティアセンターの設置・運営を行う、社会福祉協議会、NPO団体等	・人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務・宿日直を含む）及び社協等が新たに雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金） ・旅費（被災自治体から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）	・人件費単価は、当該社協等が支払った実費又は、当該社協給与規程に基づき算出される人件費のうち、いずれかの小さい金額 ・旅費単価は、当該社協等が支払った実費又は、当該社協旅費規程に基づいて支払った旅費のうち、いずれかの小さい金額	災害ボランティアセンターの活動中にボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整が実施されている期間	—	・災害救助費負担金の国庫負担の対象となるためには、被災自治体から災害ボランティアセンターの設置・運営を行う者に調整事務を委託契約することが必要

富士市災害弔慰金の支給等に関する条例

		〔昭和49年6月22日〕 条 例 第 31 号
改正	昭和50年5月26日条例第15号 昭和53年6月29日条例第25号 昭和57年9月30日条例第19号 平成3年12月12日条例第30号 令和元年6月28日条例第8号	昭和52年3月30日条例第10号 昭和56年10月1日条例第29号 昭和62年6月29日条例第26号 平成23年12月14日条例第19号 令和2年6月30日条例第26号
(目 的)		
第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。		
(用語の定義)		
第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		
(1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。		
(2) 市民 災害により被害を受けたとき、本市の区域内に住所を有していた者をいう。		
(災害弔慰金の支給)		
第 3 条 市長は、市民が令第1条に規定する災害（以下第5条、第6条、第9条及び第10条において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。		
(災害弔慰金を支給する遺族)		
第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。		
(1) 死亡者の死亡当時において、その者より生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。		
(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とする。		
(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。		
2 前項の場合において、同順序の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。		
3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。		
4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対し支給した災害弔慰金は、全員に対し支給したものとみなす。		

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際現にその場にいわせれた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第 7 条 次の各号の一に該当するときは災害弔慰金を支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じた場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) その他市長が、特別の事情があると認めた場合

(報告の聴取等)

第 8 条 市長は、災害弔慰金の支給について遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第 9 条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者1人当りの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害弔慰金等支給調査審議会)

第11条の2 法第18条の規定に基づき、同条の合議制の機関として、富士市災害弔慰金等支給調査審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第11条の3 審議会は、委員7人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第11条の4 委員の任期は、委嘱された日から諮問事項に係る調査及び審議が終了する日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 市長は、令第3条に規定する災害（次条において「災害」という。）により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に定める世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額)

第 13 条 災害援護資金の1災害における1世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

(償還及び貸付条件等)

第 14 条 災害援護資金の貸付金（以下「貸付金」という。）の償還期間は、貸し付けた月の翌月から起算して10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

2 償還方法は、元利均等の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還によるものとする。ただし、期限前であつても貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

3 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

4 貸付金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

5 第3項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

6 貸付金の償還を遅延したときは、支払期日の翌日から支払当日までの延滞金額につき年5パーセントの違約金を支払わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(手 続 等)

第 15 条 災害援護資金の貸付を受けようとする者は、被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、災害援護資金の貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(一 時 償 還)

第 16 条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき。

(2) 償還金の支払を怠ったとき。

(償還金の支払猶予等)

第 17 条 災害援護資金に係る償還金の支払猶予、償還免除及び報告等については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第12条の規定によるものとする。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日以後に発生した災害について適用する。

附 則（昭和50年5月26日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月23日から適用する。

附 則（昭和52年3月30日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日以後に生じた災害に適用する。

附 則（昭和53年6月29日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月14日以後に生じた災害に適用する。

附 則（昭和56年10月1日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金について、改正後の第10条の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年9月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年6月29日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年12月12日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第13条の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（平成23年12月14日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年6月28日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（令和2年6月30日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

富士市災害見舞金支給要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、災害により被害を受けた市民に対する災害見舞金の支給について、必要事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において「災害」とは、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波・その他異常な自然現象、及び火災により本市の区域内において被害が生じることをいう。

2 この要領において「市民」とは、災害により被害を受けたとき本市の区域内に住所を有していた者をいう。

3 この要領において「水損」とは、他の世帯等の火災消火活動により家財等が冠水し、損害が著しい場合をいう。

4 この要領において「遺族等」とは、災害により死亡した者の配偶者・子・父母・孫・祖父母及び兄弟姉妹、または、前述の区分に該当する者がいない場合、民法 7 2 5 条に規定される親族かつ葬祭等の実施者をいう。

(支給の対象者)

第 3 条 災害見舞金は、災害により住居の全壊（焼）又は流失、若しくは半壊（焼）の被害、水損の被害を受けた世帯、床上浸水の被害を受けた世帯、災害により負傷し、1 ヶ月以上の治療を要する見込みのある者、或いは災害により死亡した市民の遺族等に対して支給する。

(遺族への支給の範囲)

第 4 条 災害により死亡した者の遺族等の範囲は、この要領の第 2 条 4 項で定義されたとおりとする。その順位は、死亡者の死亡の当時その者と生計をともにしていた遺族等を優先し、その他の遺族等を後にする。

2 前項の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順序とする。

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦親族かつ葬祭等実施者

3 前 2 項の場合において、災害見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族等が 2 人以上あるときは、その 1 人に対しての支給は、その全員に対してなされたものとみなす。

4 災害の際、現にその場に居合わせた者につき、当該災害の止んだ後 3 ヶ月間その生死が明らかでない場合、または、災害による負傷に起因し災害の止んだ後 7 日以内に死亡した場合、そのものは当該災害によって死亡したものとみなす。

(住居が対象の場合の支給の範囲)

第 5 条 住居が対象の場合、災害見舞金の支給を受ける者は、現にその住居に居住していた世帯の世帯主とする。災害により死亡した者が単身者の場合、生計をともにしていた同住所別世帯の世帯主に支給し、世帯が存在しないときは支給しないものとする。

(負傷者が対象の場合の支給の範囲)

第 6 条 負傷者が対象の場合は、負傷したその本人とする。

(支給の制限)

第 7 条 災害見舞金は、次の各号の一に該当する場合には支給されない。

- (1) 当該災害により被害を受けた者が、次に掲げる弔慰金等の支給を受ける場合
- ア 富士市災害弔慰金等の支給に関する条例（昭和 4 9 年富士市条例第 3 1 号）第 3 条及び第 9 条

に規定する災害弔慰金及び災害障害見舞金

- イ 被災者生活再建支援法（平成 1 0 年法律第 6 6 号）第 3 条に規定する被災者生活再建支援金
- ウ 静岡県被災者自立生活再建支援補助金交付要綱及び被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱に規定する補助金

(2) 当該災害が、当該世帯の構成員又は当該死亡若しくは負傷した者の、故意又は重大な過失により生じたものである場合。

(3) 特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合。

(災害見舞金)

第 8 条 災害見舞金の金額は次に掲げるものとする。

(1) 災害により死亡した者 1 人当たりの災害見舞金の額は、次に掲げる区分によるものとする。

ア 死亡した者が死亡した当時、その家族の生計を主として維持していた場合 5 万円以内

イ ア以外の場合 3 万円以内

(2) 住居に対する災害見舞金の額は、住居の被害の程度に応じ次に掲げる額とする。

ア 全壊（焼）又は流失したとき 5 万円以内

イ 半壊（焼）のとき 3 万円以内

ウ 水損又は床上浸水のとき 1 万円以内

(3) 災害により負傷し、1 ヶ月以上の治療を要する見込みのある者。 2 万円以内

(4) その他、市長が支給する必要があると認めた場合 5 万円以内

(支給の手続)

第 9 条 市長は、災害見舞金を支給するときは、必要な事項を調査したうえ支給するものとする。

また、災害により負傷し 1 ヶ月以上治療を要する見込みのある者への支給について、市長は、必要があると認めたときは、医師の診断書その他の資料の提出を求めるものとする。

2 市長は災害により死亡したものの遺族等が市民でない場合、支給を受ける者が当該死亡者の遺族等であることを証明する書類を提出させるものとする。

(補 則)

第 10 条 この要領に定めのない事項については、その都度市長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和 5 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、昭和 5 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 2 9 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。

災害被災時における寄附金及び義援金募集事務実施要領

平成24年 3 月22日制定

（主旨）

第1条 この要領は、被災した公共施設の復旧事業に充てる目的で寄せられる寄附金の募集及び被災した市民に配分する義援金の募集に係る事務の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「寄附金」とは、被災した本市の公共施設の復旧事業に充てるために募集し、財政調整基金により管理するものをいう。

2 この要領において「義援金」とは、被災した市民に配分するために募集し、歳入歳出外現金として管理するものをいう。

（募集）

第3条 関係課は、発災後市災害対策本部と協議の上、寄附金及び義援金の募集を速やかに行うものとする。

（募集事務の種類及び分担）

第4条 寄附金及び義援金の募集に係る事務の種類及び分担は、次のとおりとする。

- （1） 広報に係る事務のうち、寄附金及び義援金の募集記事の作成については財政課が、報道機関等との連絡調整及び情報発信についてはシティプロモーション課が所管する。
- （2） 収納は、財政課が所管する。
- （3） 保管は、会計室が所管する。
- （4） 義援金の配分は、福祉総務課が所管する。
- （5） 予算措置は、財政課が所管する。

（広報）

第5条 寄附金及び義援金の募集に係る広報は、市ウェブサイトなどのインターネットメディア、広報紙、ラジオエフ等で行うものとし、記事等については平時に準備し、募集が円滑に行えるよう備えておくものとする。

（収納）

第6条 寄附金及び義援金を受け入れるために、会計管理者と協議のうえ、指定金融機関及び指定代理金融機関のいずれかにそれぞれ専用口座を開設する。

2 寄附金及び義援金は、前項の口座への振込み又は庁内に開設する受付窓口での受領により受け入れるものとする。

3 寄附金及び義援金が寄せられた場合は、別に定める「寄附金受付簿」及び「義援金受付簿」に、受付年月日、寄附金及び義援金を寄せた者（以下「寄附者」という。）の氏名、住所を記載して受付状況を明らかにするとともに、当該寄附者に対して別に定める受領書を交付するものとする。

4 前項の受領書は、原則として寄附金に係るものは市長、義援金に係るものは会計管理者名で交付するものとする。

（寄附金及び義援金の保管）

第7条 寄附金及び義援金を現金で受領した場合は、前条第2項に規定する各専用口座へ預け入れるものとする。

2 受領した寄附金及び義援金は別に定める集計表により集計し管理する。

（義援金の配分）

第8条 義援金の配分は、「富士市災害義援金配分委員会設置要領」に定める配分委員会の決定に基づき配分する。

2 義援金の配分は、原則として口座への振込みとする。ただし、やむを得ない事情により口座への振込みができない場合は、直接交付することができる。このときは、受領者から領収書を徴する。

（予算措置）

第9条 寄附金は、財政調整基金に積立て、公共施設の復旧のための財源として適宜これを取崩すものとし、必要な予算措置を行うものとする。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、制定の日から施行する。

富士市災害義援金配分委員会設置要領

(設置)

第1条 富士市における災害に係る義援金を公平かつ効果的に配分するため、富士市災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する

- (1) 配分の対象者に関すること。
- (2) 配分の基準に関すること。
- (3) 配分の時期に関すること。
- (4) 配分の方法に関すること。
- (5) その他義援金配分に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 富士市社会福祉協議会会長
 - (2) 富士市民生委員児童委員協議会会長
 - (3) 富士市町内会連合会会長
 - (4) 福祉部を所管する副市長
 - (5) 総務部長
 - (6) 財政部長
 - (7) 福祉部長
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 前項に規定する者に事故があるとき、又は欠けたときは、別に定める者が委員となる。

(任期)

第4条 委員の任期は、義援金の配分が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

1 3 . 自衛隊関連

自衛隊等支援要請様式

情報伝達ルート 市町村 → 県方面本部総括班 → 県本部対策班					
様式番号	情 報 名				
101	救出・救助・捜索活動支援要請				
情報発信期間		経由機関()	経由機関()	経由機関()	情報伝達先機関
受信月日・時刻		日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
受信者氏名					
発信日時・時刻	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	
発信者氏名					
整理番号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
要請内容					
要請番号					
要請機関名	☐ 自衛隊 ☐ 海上保安庁 ☐ その他()				
活動地域					
要請理由	☐ 重量物破壊・撤去 ☐ 二次災害等の危険 ☐ 海上漂流 ☐ 人員不足 ☐ その他()				
要救助者数	人				
対応期間	開始日時	年 月 日	撤収の間まで		
活動内容					
利用可能HP					
利用可能集結地					
現地調整先	組織名				
	連絡先	担当者		電話・無線等	
要請備考					

※ 方面本部において対応可の場合は、本部へ要請せず、方面本部より市町村へ回答する。
※ 方面本部において対応不可の場合は、県本部へ要請する。

自衛隊緊急連絡先一覧

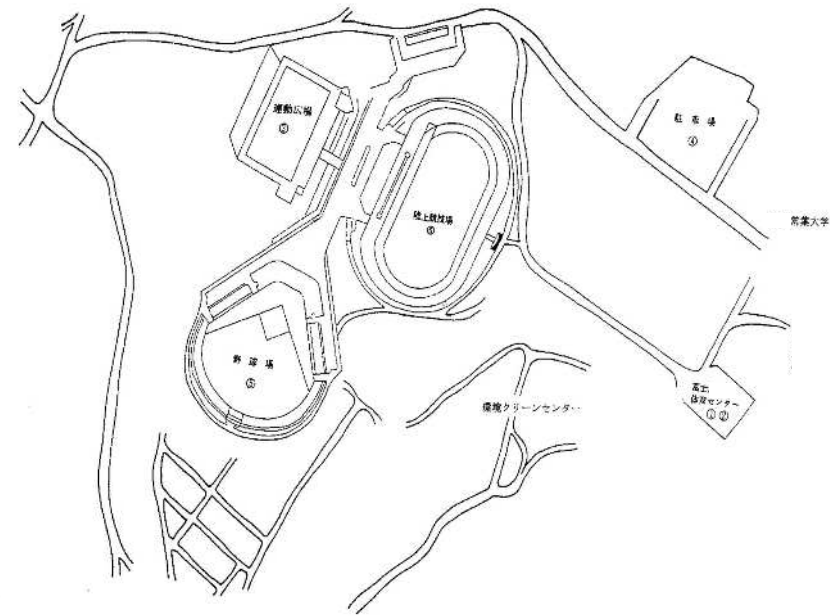
部 隊 名 (駐とん地名等)	時 間 内	時 間 外	電 話 番 号		
			代 表 番 号	時間内 (内線)	時間外 (内線)
第 34 普通科連隊 (板 妻)	第 3 科長	駐屯地当直司令	御殿場 0550-89-1310 (防災行政無線 150-9002)	235 236 237	301 302
富 士 学 校 (富 士)	企画室総括班長 又は 防衛業計係長	〃	須 走 0550-75-2311 (防災行政無線 151-9000)	2200 2234	2302
航 空 自 衛 隊 第 1 航空団司令部 (浜 松)	防衛部防衛班長	基地当直幹部	浜 松 053-472-1111 (防災行政無線 153-9001)	3230 ～ 3232	3224 3225
海 上 自 衛 隊 横須賀地方総監部 (横須賀)	防災総括幕僚 又は 作 戦 室	オペレーション室 当直幕僚	横須賀 046-822-3500 (防災行政無線 156-9001)	2543 2222	2222 2223

(参考) 自衛隊派遣部隊
○災害派遣 (自衛隊法第83条)
陸上自衛隊第 3 4 普通科連隊 第 3 中隊
○地震防災派遣 (自衛隊法第83条の2)
陸上自衛隊富士学校・富士教導団 特科教導隊

自衛隊派遣部隊受入施設

施設の概要	
① 本部事務室	富士市総合運動公園 陸上競技場 (富士市中野 671 番地)
② 材料置場及び炊事場	富士市総合運動公園 運動広場
③ 駐 車 場	富士総合運動公園 駐車場 (12,000 m ²)
④ ヘリポート	別紙「防災用ヘリポート」参照
⑦ 上記の管理者	富士市長
⑧ 施設配置図	下記

施 設 配 置 図



防災ヘリポート設定状況

番号	防災ヘリポート	所 在 地	緯度 (北緯)	経度 (東経)	機 種 別			広さ 巾×長さ
					大型	中型	小型	
1	富士総合運動公園 (野球場)	中野 671	35° 11' 37"	138° 41' 03"		○		130×130
2	富士総合運動公園 (陸上競技場)	中野 671	35° 11' 44"	138° 41' 09"	○			100×150
3	富士市東球場	中里 2626-1	35° 08' 56"	138° 44' 16"		○		95×95
4	富士川緑地公園 A	五貫島 富士川河川敷	35° 07' 33"	138° 38' 43"	○			90×200
5	富士川緑地公園 B	五貫島 富士川河川敷	35° 07' 28"	138° 38' 46"	○			100×100
6	富士川緑地公園 C	五貫島 富士川河川敷	35° 07' 26"	138° 38' 42"	○			100×100
7	かりがね緑地グラウンド	松岡林町地先	35° 09' 51"	138° 37' 47"		○		50×120
8	富士市立高校 (第 2 グラウンド)	比奈 2770	35° 10' 18"	138° 43' 23"		○		95×95
9	米の宮公園 (多目的広場)	米之宮町 303	35° 09' 39"	138° 39' 29"		○		(90×78)
10	中央公園 (芝生広場)	永田町 2-112	35° 09' 41"	138° 40' 11"		○		(87×75)
11	富士川河川敷憩いの 広場 (野球場)	中之郷地先	35° 08' 20"	138° 37' 35"	○			119×250
12	富士市産業交流展示 場「ふじさんめっせ」 レクリエーションス ペース	柳島 189-8	35° 08' 40"	138° 39' 55"		○		50×60
13	富士市防災 ヘリポート	八代町 212-2	35° 09' 15"	138° 41' 46"		○		50×50
14	俵石スポーツ広場	南松野地先	35° 11' 14"	138° 36' 15"		○		55×110

※緯度・経度は、ふじのくに防災情報共有システム (FUJISAN) の地図データにより計測。

※広さの欄のカッコ書きは、障害物(15m 未満)間の 2 点間の距離×2 測線の値(実測)。

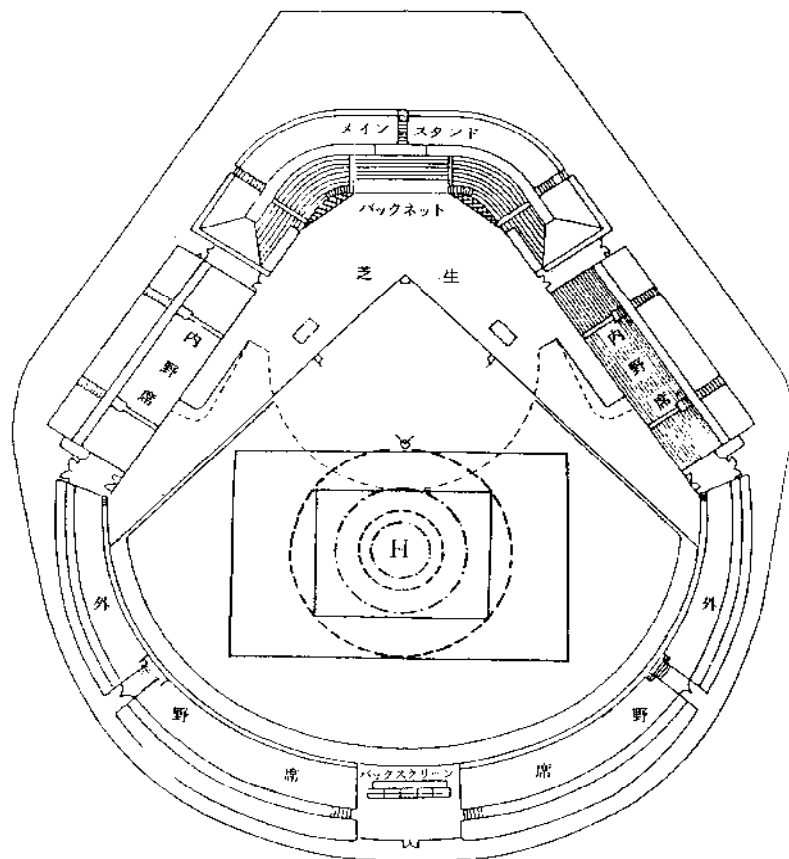
いずれも、いわゆる「防災対応の場外離着陸場の基準」(機体全長+20m 以上など)を満たす。

※米の宮公園及び中央公園は、重症患者の広域搬送用ヘリポートとして、被災後の状況を勘案
していずれかを開設する。その場合、米の宮公園を優先する。

1. 富士総合運動公園野球場

所在地 富士市中野 671 番地

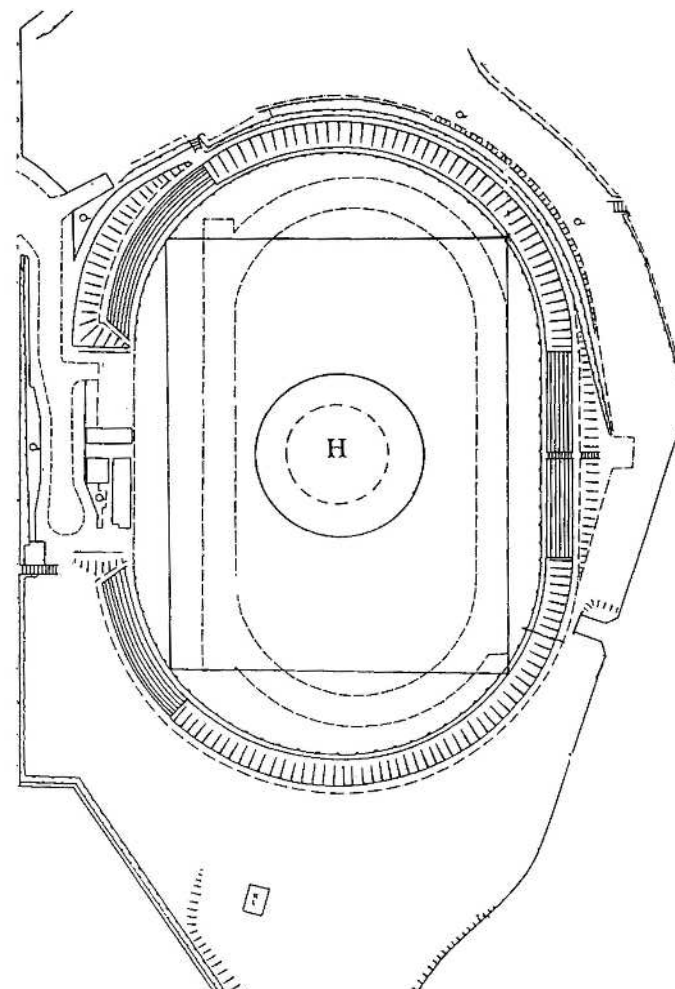
広 さ 130m×130m



2. 富士総合運動公園陸上競技場

所在地 富士市中野 671 番地

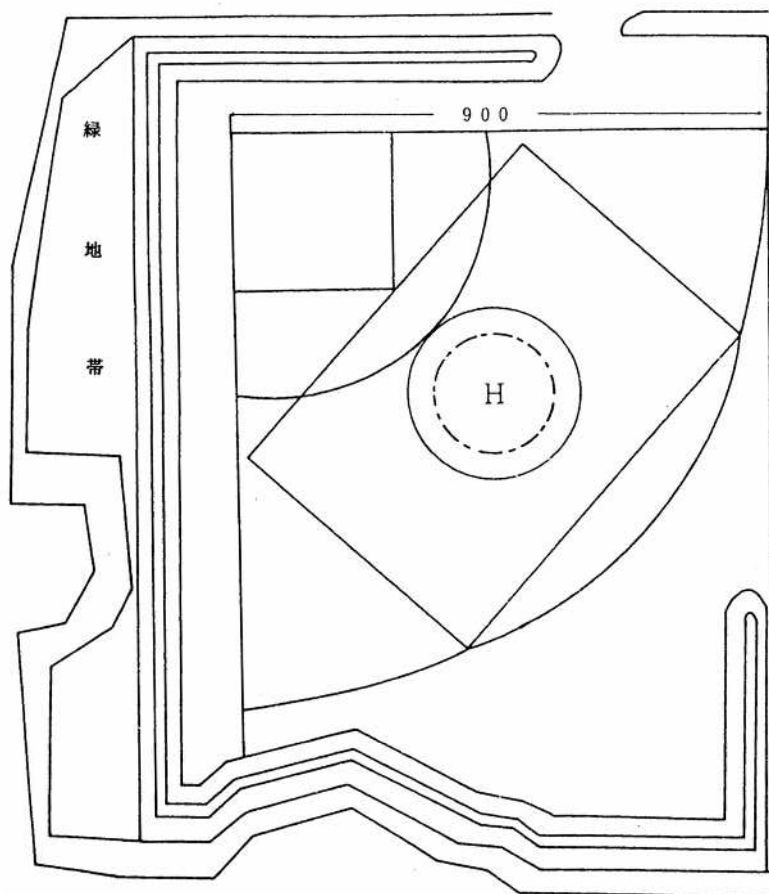
広 さ 100m×150m



3. 富士市東球場

所在地 富士市中里 2626 番地の 1

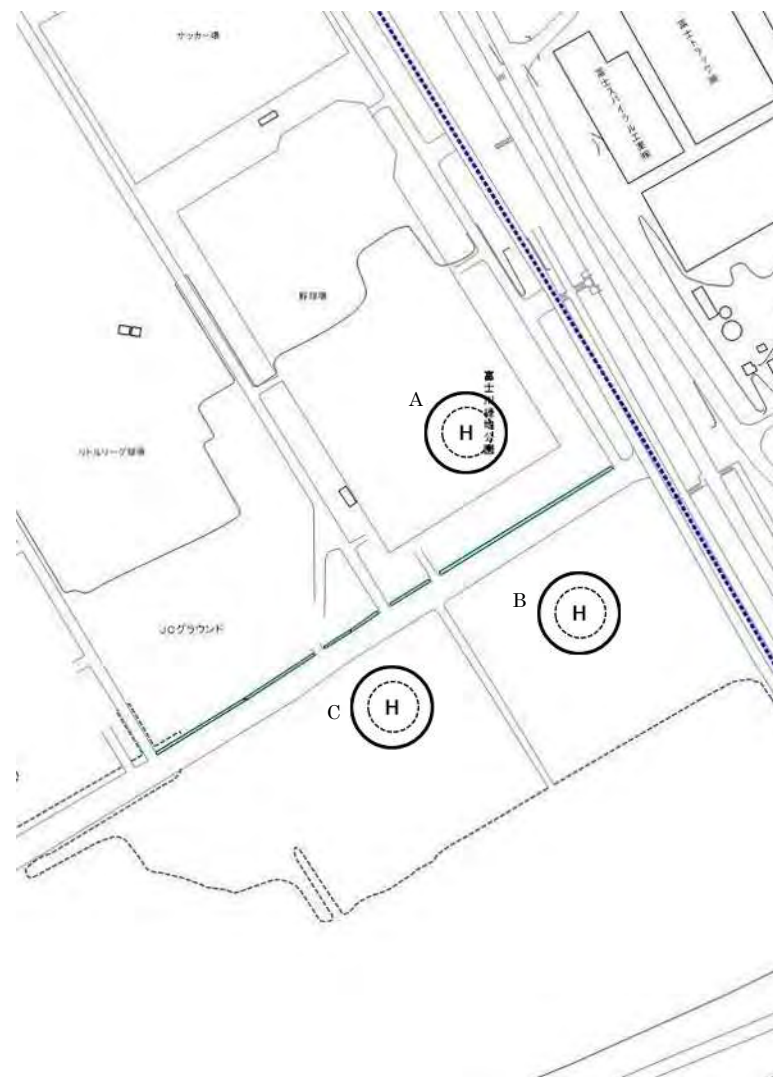
広 さ 95m×95m



4～6. 富士川緑地公園 A・B・C

所在地 富士市五貫島富士川河川敷

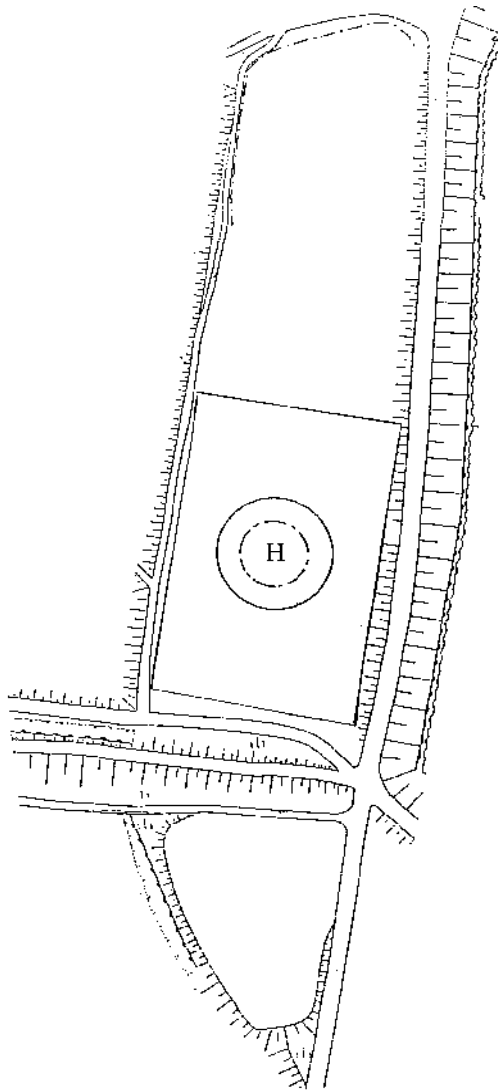
広 さ (A) : 90m×200m (B・C) : 100m×100m



7. かりがね緑地公園グラウンド

所在地 富士市松岡林町地先

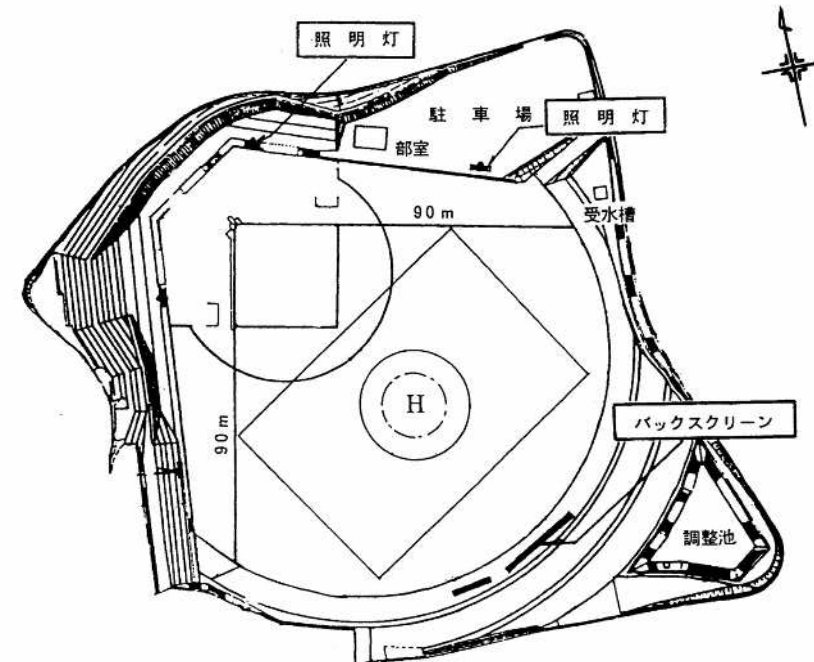
広 さ 50m×120m



8. 富士市立高校第2グラウンド

所在地 富士市比奈 2770

広 さ 95m×95m



9. 米の宮公園（多目的広場）

所在地 富士市米之宮町 303

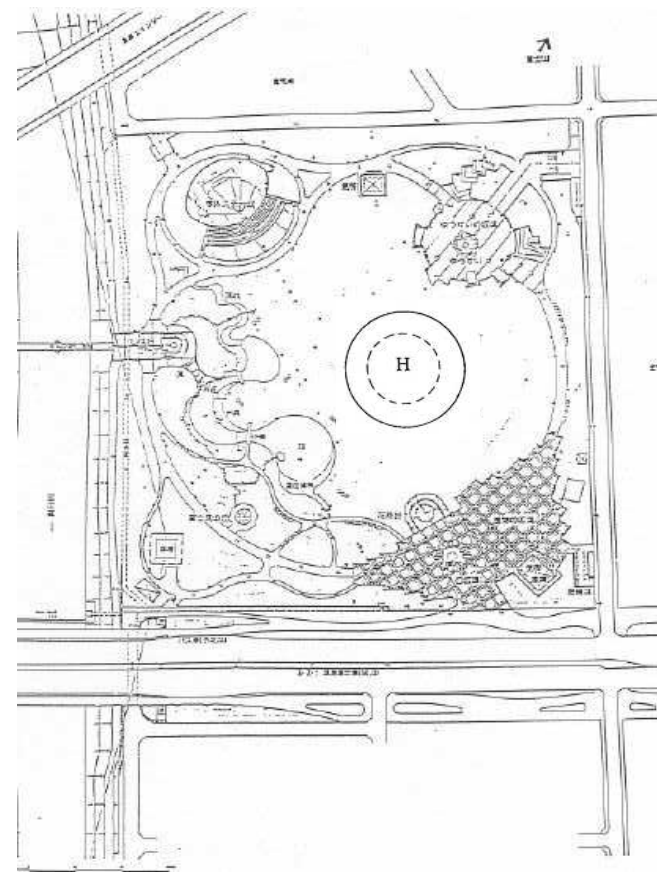
広 さ (90m×78m)



10. 中央公園（芝生広場）

所在地 富士市永田町 2-112

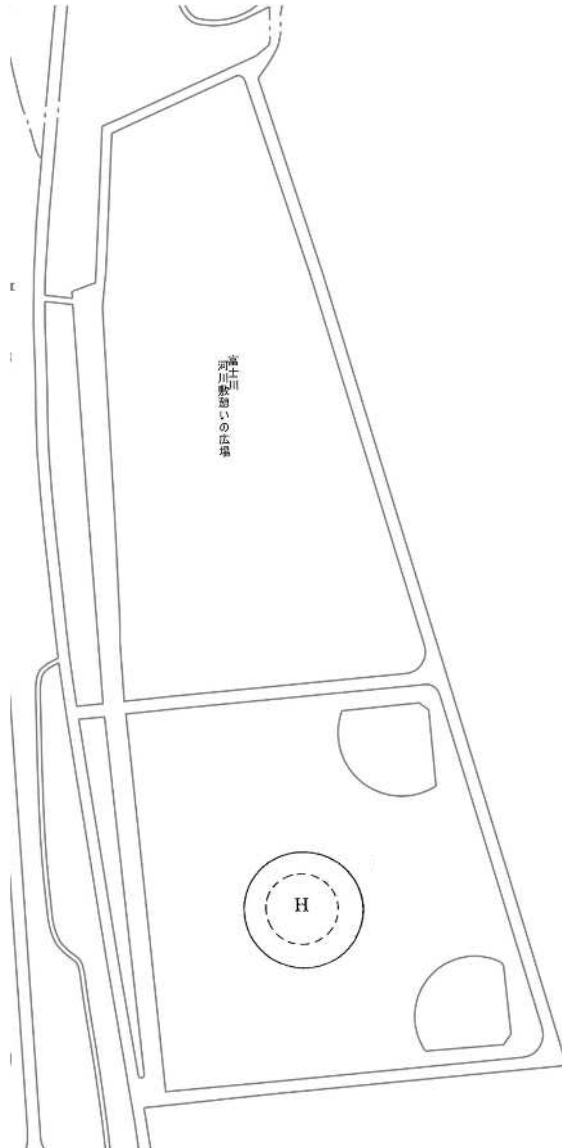
広 さ (87m×75m)



11. 富士川河川敷憩いの広場（野球場）

所在地 富士市中之郷地先

広 さ (119m×250m)



12. 富士市産業交流展示場「ふじさんめっせ」レクリエーションスペース

所在地 富士市柳島 189-8

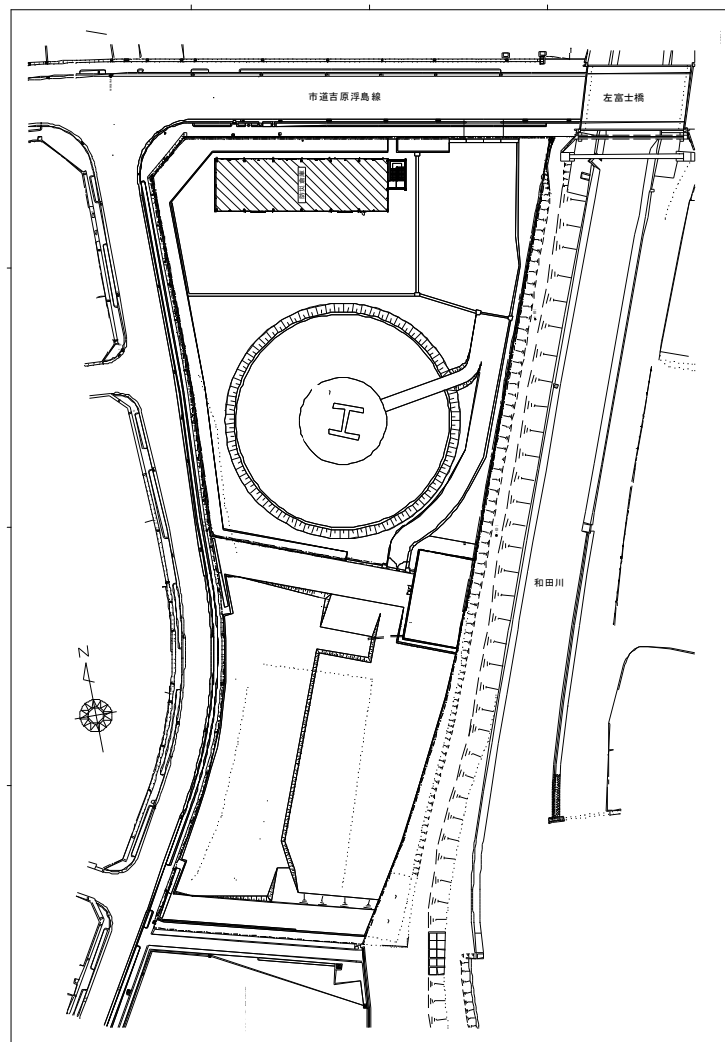
広 さ (50m×60m)



13. 富士市防災ヘリポート

所在地 富士市八代町 212-2

広 さ (50m×50m)



14. 俵石スポーツ広場

所在地 富士市南松野地先

広 さ 55m×110m



ヘリポートの具備すべき条件

1. 離着陸(発着)のため必要最小限度の地積

項目	区分	昼間使用	夜間使用
発着場基準	OH-6J 小型 m (全長 9.30 全巾 8.05)		
	UH-1H 中型 m (全長 17.40 全巾 14.64)		
	CH-47J 大型 m (全長 30.18 全巾 16.26)		

(注) 民間航空機を除く。

発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点。

無障害地帯 離着陸に障害とならない地域。

民間航空機については、全長及び全巾の長さ以上の着陸帯。進入区域の長さ500m、進入表面のこう配8分の1（7度）を最低限確保する必要がある。

また夜間の使用については、静岡県地域防災計画灯火の設置要領のとおり配置する必要がある。ただし、捜査または救助のための特例として、航空法の適用が除外される場合を除く。

(2) 地表面

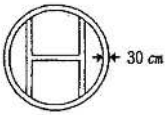
ア、舗装された場所が最も望ましい。

イ、グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること（地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う。）

ウ、草地の場合は硬質低草地であること。

2. 着陸点

着陸点（直径30m）のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を描き、中央にHと記す。



3. 着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し、または旗をたてる。

(1) 布製

(2) 風速25m/秒程度に耐えられる強度



4. 救急車等、車両の出入の便がよい場所であること。

5. 電話等、通信手段の利用が可能であること。

6. 離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。

特に、ヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対に近づかない配慮する必要がある。

公共建物番号標示一覧

標 示 番 号	公共建物名	所 在 地
28- 0	富 士 市 役 所	富士市永田町 1 丁目100番地
28- 2	今 泉 小 学 校	〃 今泉3-17-1
28- 3	伝 法 〃	〃 伝法2743
28- 5	元 吉 原 〃	〃 今井3-4-2
28- 6	東 〃	〃 西船津220
28- 8	吉永第一 〃	〃 比奈1431
28- 9	吉永第二 〃	〃 鵜無ヶ淵149-1
28-10	原 田 〃	〃 原田480
28-11	大淵第一 〃	〃 大淵3012
28-12	旧大淵第二 〃	〃 大淵8673-1
28-15	田 子 浦 〃	〃 中丸98
28-19	丘 〃	〃 厚原2075
28-20	富士見台 〃	〃 富士見台1-12
28-21	富 士 南 〃	〃 宮下551
28-24	富士中央 〃	〃 米之宮町295
28-25	青 葉 台 〃	〃 一色295
32-1	富士川第一 〃	〃 岩淵107

14. その他

○ 静岡県地震対策推進条例

平成 8 年 3 月 28 日
条例 第 1 号

静岡県地震対策推進条例をここに公布する。

静岡県地震対策推進条例

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 県及び市町の責務等(第 2 条－第 11 条)
- 第 3 章 県民の責務(第 12 条－第 14 条の 2)
- 第 4 章 既存建築物等の耐震性の向上(第 15 条－第 20 条)
- 第 5 章 地震発生時の緊急交通の確保
 - 第 1 節 地震発生時の交通規制等(第 21 条－第 24 条)
 - 第 2 節 道路の迅速な復旧(第 25 条・第 26 条)
 - 第 3 節 陸海空の緊急輸送の確保(第 27 条－第 30 条)
- 第 6 章 被災建築物の応急危険度判定(第 31 条－第 33 条)
- 第 6 章の 2 復旧及び復興対策(第 33 条の 2)
- 第 7 章 雑則(第 34 条－第 38 条)

附則

静岡県は、これまで災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法 等に基づき静岡県地域防災計画等を策定し、地震対策を積極的に推進してきた。

しかし、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び平成 28 年 4 月に発生した熊本地震は、改めて大地震や津波の脅威を認識させるとともに地震対策に対する貴重な教訓をもたらした。

東海地震、南海トラフ地震、相模トラフ沿いの地震などの大地震が予想される本県にとって、地震対策の一層の充実強化は、緊急の課題である。

大地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、行政はもとより、県民一人ひとりが自発的かつ積極的に防災の役割を果たしていくことが極めて重要である。

県民は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」という地震対策の基本に立ち、家庭や事業所における地震対策、地域における住民相互の協力による防災活動を行う必要がある。

また、地震発生直後の消火、救出、救援、避難等のための通行の確保など多くの対策を進めていくためには、行政の積極的な対応とともに、県民の十分な理解と協力が不可欠である。

この条例は、行政とともに県民がそれぞれの役割を果たしながら、一丸となって大地震に対応していくことを明らかにしたものであり、大地震による被害をできる限り軽減するために行うべき措置について、全ての人々の合意を示すものである。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、大規模な地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、県及び市町並びに県民の責務を明らかにするとともに、地震による建築物の倒壊の防止等の災害予防、地震発生後における緊急交通の確保その他の特に重要な地震防災のための措置について定めることにより、地震対策の的確な推進を図り、もって県民が安心して暮らせる地震災害に強い県づくりを行うことを目的とする。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

第 2 章 県及び市町の責務等

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(県の責務)

第 2 条 県は、その組織及び機能の全てを挙げて、地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災に関し万全の措置を講じなければならない。

2 県は、市町、国の機関その他防災関係機関及び県民と連携して、静岡県地域防災計画等に基

づき地震対策を的確かつ円滑に実施しなければならない。

3 県は、市町が実施する地震対策を支援するとともに、その総合調整を行わなければならない。

4 県は、様々な地震の教訓及び地震に関する科学的な研究成果を踏まえ、常に静岡県地域防災計画等が的確なものとなるよう見直さなければならない。

5 県は、市町と連携して、家庭及び地域における地震防災活動が自主的に行われるよう、県民の防災意識の高揚を図るとともに、実践的かつ効果的な防災訓練を実施し、様々な地震の教訓を伝承すること等により、県民の防災行動力の向上に努めなければならない。

6 県は、市町と連携して、消防団の充実強化の支援に努めなければならない。

7 県は、自主防災組織の組織及び活動を充実させるため市町が行う自主防災組織の育成を支援しなければならない。

8 県は、地震災害危険予想地域(地震による津波、山崩れ若しくは崖崩れ又は建築物の倒壊若しくは火災により著しい被害の発生が予想される地域をいう。)を明らかにし、市町と連携して、地域の実情に応じた方法でその周知に努めるとともに、その地域の特性に配慮した地震対策の推進に努めなければならない。

9 県は、市町と連携して、男女共同参画の視点に立った地震対策の推進に努めなければならない。

10 県は、市町、国の機関その他防災関係機関、事業者及び県民と連携して、地震が発生した場合における帰宅困難者(長時間にわたる交通機関の運行の停止等により、容易に帰宅することができない者をいう。以下同じ。)による混乱の発生を防止するため帰宅困難者が一斉に帰宅することの抑制に係る周知、必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるとともに、徒歩等により帰宅する帰宅困難者を支援するため地震災害及び交通に関する情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

11 県は、市町が行う避難のための安全確保に関する措置に関して、市町から助言を求められた場合においては、速やかに必要な助言をするものとする。

12 県は、市町、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客等の安全が確保されるよう、地震災害に関する情報の提供等に努めなければならない。

13 県は、市町と連携し、地震により被災した者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他地震により被災した者の保護に配慮するよう努めなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号・28 年 43 号〕)

(他の地方公共団体等との協力)

第 3 条 県は、地震が発生した場合において救出救助、医療救護、消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体、公共的団体及び事業者に対し、迅速かつ的確に応援又は協力を要請するものとする。

2 県は、他の地方公共団体から災害応急対策の実施に関する応援の要請があったときは、積極的かつ迅速にこれに応ずるものとする。

(資料、研究等の成果の公表)

第 4 条 県は、地震に関する資料の収集及び分析並びに地震に関する調査及び研究を科学的かつ総合的に行い、その成果を公表するものとする。

(職員の責務)

第 5 条 県は、地震防災に関する県の責務を最大限に果たせるよう、あらかじめ、地震防災に対応するための職員の配置及び職務を定めておかななければならない。

2 県の職員は、地震防災に関するそれぞれの職務の習熟に努め、地震が発生したときは、直ちに定められた配置に就いてその職務を遂行しなければならない。

(市町の責務)

第 6 条 市町は、その組織及び機能のすべてを挙げて、地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災に関し万全の措置を講じなければならない。

2 市町は、県、国の機関その他防災関係機関及び住民と連携して、市町村地域防災計画等に基

づき地震対策を的確かつ円滑に実施するとともに、地震災害に強い地域づくりに努めなければならない。

- 市町は、様々な地震の教訓及び地震に関する科学的な研究成果を踏まえ、常に市町村地域防災計画等が的確なものとなるよう見直さなければならない。
- 市町は、家庭及び地域における地震防災活動が自主的に行われるよう、住民の防災意識の高揚を図るとともに、実践的かつ効果的な防災訓練等の実施による地域に適合した住民の防災行動力の向上を図り、及び自主防災組織の育成に努めなければならない。
(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(避難所運営体制の整備等)

- 第7条 県は、地震により被災した者が健康を保ち安心して生活できるよう、市町等が行う避難地及び避難所の確保、避難所の安全対策の実施並びに避難所の運営体制の整備を支援するものとする。
- 避難所を運営する市町等は、地震により被災した者が健康を保ち安心して生活できるよう、自主防災組織又は避難所に係る施設を管理する者の協力を得て避難所を運営するものとする。
(一部改正〔平成 18 年条例 48 号・28 年 43 号〕)

(地域防災技能者の育成)

- 第8条 県は、市町と連携して、地震が発生した場合において地域における地震防災活動が積極的に行われるよう、消火、救出救助、応急手当等の地震防災に関する知識、技能等が習得できる講習会を開催する等により、地域における地震防災活動の中心となる者の育成に努めなければならない。
(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(要配慮者への配慮)

- 第9条 県は、市町と連携して、障害者、高齢者、乳幼児、外国人その他の者で地震が発生した場合にその対応に困難を伴うことが予想されるものについて、避難誘導、介護支援等その困難の解消に配慮した地震対策を講ずるよう努めなければならない。
(一部改正〔平成 18 年条例 48 号・28 年 43 号〕)

(死体の搜索及び処理)

- 第9条の2 県は、市町が行う死体の搜索及び処理(以下「搜索等」という。)が適切に実施されるよう、死体の搜索等に係る計画の策定を求めるとともに、死体の搜索等に関する体制の整備を支援するものとする。
(追加〔平成 28 年条例 43 号〕)

(災害ボランティア活動への支援)

- 第10条 県は、市町と連携して、地震が発生した場合においてボランティアの活動が円滑に行われるよう、その受入れ体制の整備、ボランティアコーディネーターの養成等その活動への支援に努めなければならない。
(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(地震により発生した廃棄物の処理体制)

- 第11条 県は、地震により発生した廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)を速やかに除去できるよう、市町が行う地震により発生した廃棄物の処理に関する体制の整備に協力するものとする。
(一部改正〔平成 18 年条例 48 号・28 年 43 号〕)

第3章 県民の責務

(県民の責務)

- 第12条 県民は、地震による被害を最小限にとどめるため、日頃から、地震及び地震防災に関する

知識の習得並びに家庭及び地域における地震対策の実施に努めなければならない。

- 県民は、家屋の耐震診断及び耐震改修、家具の固定、消火器の常備、食料、飲料水等の備蓄その他の事前の対策を行うとともに、地震による地域の危険度、避難の経路、場所及び方法等について家族で確認し合うなど、家庭における地震対策に万全を期すよう努めなければならない。
- 県民は、防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した地震防災に関する知識、技能等を地震が発生した場合において発揮できるよう努めなければならない。
- 県民は、様々な地震の教訓を伝承し、地震対策に活用するよう努めなければならない。
- 県民は、地域において、地震による被害を予防し、地震が発生した場合において地震防災活動を円滑に行うため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めなければならない。
- 県民は、地震が発生したときは、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当、避難等に当たって冷静かつ積極的に行動するよう努めなければならない。
- 県民は、沿岸部等において、地震による強い揺れ若しくは長い揺れを感じた場合又は気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に基づく津波注意報、津波警報又は津波特別警報があった場合には、一人ひとりが率先し、かつ、直ちに津波による浸水のおそれがない場所まで避難するものとする。
(一部改正〔平成 28 年条例 43 号〕)

(自主防災組織の活動)

- 第13条 自主防災組織は、日頃から、消火、救出救助、応急手当等について実践的な知識、技能等を有する者のみならず多くの人々の積極的な参加により組織の充実に努めるとともに、実践的かつ効果的な防災訓練の実施等によりその活動の強化に努めなければならない。
- 自主防災組織は、日頃から、地震による地域の危険度、地域住民の居住状況等地域の現状を十分に把握し、防災のための資材及び機材を整備するよう努めなければならない。
- 自主防災組織は、地震が発生したときは、地域において、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を自主的かつ積極的に実施するよう努めなければならない。
- 自主防災組織は、地震により被災した者が健康を保ち安心して生活できるようにするため、避難所の運営に関して協力し、並びに市町等との間及び自主防災組織内での役割分担を確立するよう努めなければならない。
(一部改正〔平成 28 年条例 43 号〕)

(事業者の責務)

- 第14条 事業者は、地震による被害を最小限にとどめるため、地震対策の責任者を定め、地震が発生した場合における従業員のとるべき行動を明確にする等地震対策の強化に努めるとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における地震防災活動に参加するための体制を整備するよう努めなければならない。
- 事業者は、日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保その他の地震に対する安全対策を推進するとともに、食料、飲料水等の備蓄並びに消火、救出救助等のための資材及び機材の整備に努めなければならない。
- 事業者は、従業員を防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加させるよう努めなければならない。
- 事業者は、地震が発生したときは、帰宅困難者による混乱の発生を防止するため、事業所の施設等の安全及び周囲の状況を確認の上、従業員等に対する当該施設への待機の要請、従業員等と家族等との連絡手段の確保その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 事業者は、地震が発生したときは、従業員等及び地域住民の安全を確保するため、地域住民及び自主防災組織と協力して、情報の収集及び伝達、出火の防止、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等の活動を積極的に行うよう努めなければならない。
(一部改正〔平成 28 年条例 43 号〕)

(学校等の設置者の責務)

第 14 条の2 学校等(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第1項に規定する保育所をいう。)の設置者は、防災教育を行うよう努めるものとする。(追加[平成 28 年条例 43 号])

第4章 既存建築物等の耐震性の向上

(既存建築物の耐震性の向上)

第 15 条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第 123 号)第7条第1項に規定する要安全確認計画記載建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について耐震診断を行わなければならない。

2 既存建築物(昭和 56 年5月 31 日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第 429 号)第3条ただし書に規定するものを除く。))をいう。以下同じ。)の所有者は、地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、当該既存建築物について耐震診断(要安全確認計画記載建築物に係るものを除く。)及び必要に応じた耐震改修を行うよう努めなければならない。

3 県は、市町と連携して、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況の把握に努めるとともに、耐震診断及び耐震改修の必要性について啓発を行うものとする。

4 知事は、耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、既存建築物の所有者に対し、当該既存建築物の耐震診断(要安全確認計画記載建築物に係るものを除く。)及び耐震改修について指導及び助言をすることができる。

5 知事は、緊急輸送路、避難路(市町村地域防災計画において設定されている幹線避難路及び規則で定める避難路に限る。以下同じ。)又は市町村地域防災計画において設定されている避難地若しくは避難所(以下「避難地等」という。)に面する既存建築物について、必要な耐震診断(要安全確認計画記載建築物に係るものを除く。)及び耐震改修が行われていないと認めるときは、当該既存建築物の所有者に対し、必要な指示をすることができる。

6 県は、既存建築物の耐震性の向上に関し、情報の収集、研究開発の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 県は、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。(一部改正[平成 18 年条例 48 号・28 年 43 号])

(建築物の落下対象物の安全性の向上)

第 16 条 建築物の所有者及び広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付けられている物(以下「広告塔等」という。)の所有者等(所有者又は管理者をいう。以下同じ。)は、地震に対する安全性を確保するため、落下対象物(建築物の外壁のタイル、屋外に面している窓ガラスその他これらに類する建築物の部分及び広告塔等をいう。以下同じ。)を定期的に点検し、落下することのないよう努めなければならない。

2 県は、市町と連携して、落下対象物の実態を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。

3 知事は、落下対象物の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対し、耐震改修について指導及び助言をすることができる。

4 知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する落下対象物について、必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対し、必要な指示をすることができる。

5 県は、落下対象物の安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。(一部改正[平成 18 年条例 48 号])

(ブロック塀等の安全性の向上)

第 17 条 ブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀(以下「ブロック塀等」という。)の所有者は、地震に対する安全性を確保するため、定期的にブロック塀等を点検し、必要に応じて適切な耐震改修(生け垣への転換等の措置を含む。以下この条において同じ。)を行うよう努めなければならない。

2 県は、市町と連携して、ブロック塀等の実態を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。

3 知事は、市町長と連携して、ブロック塀等の地震に対する安全性を確保するため、ブロック塀等を取り扱う事業者の団体その他関係者の協力を求めることができる。

4 知事は、市町長の協力を得て、ブロック塀等の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、ブロック塀等の所有者に対し、耐震改修について指導及び助言をすることができる。

5 知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面するブロック塀等について、必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、当該ブロック塀等の所有者に対し、必要な指示をすることができる。

6 県は、ブロック塀等の安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。(一部改正[平成 18 年条例 48 号])

(自動販売機の安全性の向上)

第 18 条 自動販売機(屋内及び屋上に据え付けるものを除く。以下同じ。)の所有者等及び据付け業者は、地震に対する安全性を確保するため、規則で定める自動販売機の据付け基準に適合するように自動販売機を据え付けなければならない。

2 自動販売機の所有者等は、自動販売機を据え付けたときは、その自動販売機の据付け年月日、所有者等の氏名又は名称、その連絡先その他規則で定める事項を自動販売機の見やすい場所に表示しておくとともに、前項の据付け基準に適合するように自動販売機の据付けの安全性を維持するものとする。

3 県は、市町と連携して、自動販売機の据付け状態等を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。

4 知事は、市町長と連携して、自動販売機の地震に対する据付けの安全性を確保するため、自動販売機を取り扱う事業者の団体その他関係者の協力を求めることができる。

5 知事は、市町長の協力を得て、自動販売機の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、自動販売機の所有者等に対し、据付け方法の改善等について指導及び助言をすることができる。

6 知事は、市町長の協力を得て、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する自動販売機について、地震に対する安全性が確保されていないと認めるときは、当該自動販売機の所有者等に対し、転倒防止のための補強、据付け方法の改善等必要な措置を指示することができる。

7 県は、自動販売機の据付けの安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。(一部改正[平成 18 年条例 48 号])

(防災上重要な建築物等の耐震性の確保)

第 19 条 県は、地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる災害対策本部及び方面本部の庁舎並びに警察及び消防の庁舎、医療活動の中心となる病院、避難所となる学校等その他防災上特に重要な建築物について、耐震性の確保が図られるよう努めなければならない。

2 県は、災害応急対策を円滑に実施するため、情報の収集及び伝達、交通規制、消火、医療救護等に関する防災上特に重要な設備について、耐震性の確保が図られるよう努めなければならない。(一部改正[平成 18 年条例 48 号])

(文化財等の安全性の向上)

第 20 条 文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類

する文化的な物件(以下「文化財等」という。)の所有者等は、文化財等が後の世代に引き継がれる貴重な財産であるとの観点からその耐震性の向上に努めるとともに、地震による人的被害を防止するため、文化財等の安全性の確保に努めなければならない。

第5章 地震発生時の緊急交通の確保

第1節 地震発生時の交通規制等

(緊急交通の確保のための総合調整)

第 21 条 県は、地震発生後の消火、救出救助、救援その他の応急措置の迅速かつ円滑な実施に必要な緊急交通を確保するため、市町、国の機関その他防災関係機関、関係事業者等との総合的な調整を行うものとする。
(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(交通規制への協力等)

第 22 条 知事は、市町長と連携して、地震が発生した場合において車両の通行の禁止又は制限(以下「通行禁止等」という。)が行われたときは、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、当該通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項を広報し、県民の協力を求めるものとする。
2 県民は、地震が発生した場合において、公安委員会が行う被災地域及びその周辺の地域における車両の通行禁止等に従うだけでなく、消火、救出救助、救援その他の応急措置を行う緊急通行車両の通行の確保に積極的に協力するよう努めなければならない。
(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(車両の使用に関する順守事項)

第 23 条 県民は、地震が発生したときは、車両の使用に関し、次に掲げる事項を順守しなければならない。
(1) 避難に当たっては、車両の使用を自粛すること。
(2) 車両を運転しているときは、道路の左側に停止すること。
(3) 車両を置いて避難するときは、できる限り車両を道路外に移動しておくこととし、やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車すること。

(交通指導経験者への協力要請)

第 24 条 公安委員会は、地震が発生した場合における交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するため、交通指導の実務経験を有する者に対し協力を要請することができる。

第2節 道路の迅速な復旧

(道路上の障害物の除去等の体制)

第 25 条 知事は、地震が発生した場合における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる物件の除去及び被災した道路の迅速な応急復旧に関し必要となる事項について、公安委員会、他の道路管理者、関係事業者等とあらかじめ協議し、地震発生後直ちに対応できる体制を確立しておくものとする。

(空き地等の使用)

第 26 条 広場その他の空き地等の所有者等は、地震が発生した場合において、次に掲げる空き地等の使用の申し入れがあったときは、その使用に積極的に協力しなければならない。
(1) 警察官が緊急通行車両の円滑な通行を確保するため通行の妨害となる道路上の物件の一時保管を目的として行う使用
(2) 道路管理者が被災した道路を応急復旧するため道路上の廃棄物の仮置きを目的として行う使用
2 知事は、市町長と連携して、前項各号の使用が円滑にできるよう空き地等の調査を行い、あらかじめ、その所有者等に協力を依頼する等により、その確保に努めなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

第3節 陸海空の緊急輸送の確保

(緊急輸送路の整備等)

第 27 条 県は、他の道路管理者と連携して、地震が発生した場合における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急輸送路の整備に努めるとともに、あらかじめ、緊急輸送路の路線及び区間を県民に周知しておくものとする。

(住民の交通手段の確保)

第 28 条 知事は、市町長と連携して、地震の発生により他に交通手段が確保できない場合において、被災地域の住民の生活に著しい支障が生じていると認めるときは、自動車運送業者による臨時バスの運行を要請する等により、被災地域の住民の交通手段の確保に努めるものとする。
(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(海上輸送の確保)

第 29 条 県は、市町と連携して、地震が発生した場合の海上における緊急輸送を確保するため、港湾及び漁港の耐震岸壁の整備に努めなければならない。
2 県は、市町及び国の機関と連携して、地震が発生した場合の海上における緊急輸送を確保するため、あらかじめ船舶運送業者等と協議し、食料その他の救援のための物資等を円滑に輸送できる体制を確立するよう努めなければならない。
3 知事は、市町長と連携して、地震が発生した場合において、海上における緊急輸送を確保するため特に必要があると認めるときは、漁船の所有者等に対し、輸送活動に従事することを要請することができる。
(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(航空輸送の確保)

第 30 条 県は、市町と連携して、地震が発生した場合において迅速な救出救助、医療救護、救援等に必要な航空輸送を確保するため、臨時ヘリポートの整備等によりヘリコプターを積極的に活用する輸送体制を確立するよう努めなければならない。
(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

第6章 被災建築物の応急危険度判定

(応急危険度判定の実施等)

第 31 条 知事は、余震による被災した建築物の倒壊等により生ずる二次災害を防止するため市町長が実施する応急危険度判定(被災した建築物の危険度の応急的な判定をいう。以下同じ。)に積極的に協力し、必要があると認めるときは、自らもこれを実施するものとする。
2 知事は、市町長と連携して、応急危険度判定が円滑に実施されるよう、その実施体制の整備及び充実に努めるとともに、応急危険度判定について県民への啓発を行うものとする。
(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(応急危険度判定士)

第 32 条 知事は、応急危険度判定の実施のため、別に定めるところにより静岡県地震被災建築物応急危険度判定士(以下「判定士」という。)を認定し、及び登録するものとする。
2 知事又は市町長は、応急危険度判定を実施するとき、判定士に対し、その業務に従事することを要請することができる。
3 前項の規定による要請を受けて応急危険度判定の業務に従事する判定士は、その業務に必要な限度において、被災した建築物及びその敷地に立ち入って調査することができる。
4 前項の規定による立入調査をしようとする判定士は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(被災建築物の居住者等の協力等)

第 33 条 被災した建築物の居住者又は所有者等は、第 31 条第 1 項の規定による応急危険度判定に協力しなければならない。

2 応急危険度判定を受けた被災した建築物の居住者又は所有者等は、その判定の結果に応じ必要があるときは、入居者又は利用者の避難、当該建築物の応急補強その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第 6 章の 2 復旧及び復興対策(第 33 条の 2)

第 33 条の 2 県は、市町と連携し、地震による災害が発生した場合において迅速な復旧及び復興が行えるよう、安全かつ安心であって、魅力ある地域づくりを進めるよう努めるものとする。

2 県は、地震による災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、市町、国、事業者、ボランティアその他の関係者と連携して、必要な体制を整備するとともに、復旧及び復興に関し必要な対策を的確に実施するものとする。

3 県民は、地震による災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、相互に助け合い、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

4 事業者は、地震による災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、事業の継続又は早期の再開により雇用を確保するよう努めるとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。
(追加〔平成 28 年条例 43 号〕)

第 7 章 雑則

(補償)

第 34 条 知事は、県又は市町の執行機関の要請を受けて地震発生後の災害応急対策の業務に従事した者が、当該業務のために損害を被り、かつ、その損害について他の法令の規定による公的な補償又は保険の給付(以下「公的補償等」という。)によってはその損害がてん補されない場合であって、その損害について相応の公的補償等を受けられたとした場合との均衡上必要があると認めるときはその限度において、議会の議決を経て定めた額の補償をすることができる。

2 知事は、県又は市町の執行機関の要請を受けて地震発生後の災害応急対策の業務に従事した者が、当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合(その損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。)において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において、議会の議決を経て定めた額の賠償をすることができる。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(災害応急対策に関する協定)

第 35 条 県は、地震が発生した場合における災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、事業者その他関係者の協力を得て、食料、医薬品等の物資の供給、緊急輸送の確保、応急復旧工事の施工その他の規則で定める事項について協定を締結しておくよう努めなければならない。

(公表)

第 36 条 知事は、第 15 条から第 18 条までの規定による既存建築物の耐震性の向上に関する状況等を取りまとめ、定期的に公表するものとする。

(資料の提出、報告、調査等)

第 37 条 知事は、第 15 条から第 18 条までの規定の施行に必要な限度において、既存建築物、落下対象物、ブロック塀等又は自動販売機(以下「既存建築物等」という。)の所有者等に対し、既存建築物等の地震に対する安全性の確保に関する資料の提出若しくは報告を求め、又はその職員に既存建築物等若しくはその敷地に立ち入り、地震に対する安全性の確保に関し調査させ、若

しくは関係者に必要な事項について質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 38 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 7 月 21 日条例第 48 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 10 月 25 日条例第 43 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例)

2 静岡県事務処理の特例に関する条例(平成 11 年静岡県条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

関係機関等一覧表

機 関・団体名	所 在 地	連絡先	備 考
国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所 (富士国道維持出張所)	静岡市葵区南安倍 2-8-1 (富士市今泉 337-1)	054-250-8900 (52-5650)	
国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所 (富士海岸出張所)	沼津市下香貫外原 3244-2 (富士市鈴川町 9-4)	055-934-2001 (32-0568)	
国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所 (富士川下流出出張所)	甲府市緑が丘 1-10-1 (富士市松岡官有無番地)	055-252-5491 (61-0078)	
国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所	富士宮市三園平 1100	0544-27-5221	
気象庁東京管区气象台(静岡地方气象台)	静岡市駿河区曲金 2-1-5	054-286-3521	
海上保安庁清水海上保安部 (田子の浦分室)	静岡市清水区日の出町 9-1 (富士市鈴川町 1-2)	0543-53-0118 (31-0118)	
静岡県東部地域局	沼津市高島本町 1-3	055-920-2180	
静岡県警察富士警察署	富士市八代町 3-55	51-0110	
静岡県富士土木事務所	〃 本市場 441-1	65-2222	
静岡県富士健康福祉センター	〃 本市場 441-1	65-2151	
静岡県田子の浦港管理事務所	〃 鈴川町 2-1	33-0495	
東海旅客鉄道(株)富士駅	〃 本町 1-1		
東海旅客鉄道(株)新富士駅	〃 川成島 640		
中日本高速道路(株)富士保全・サービスセンター	〃 厚原 1738-4	52-2505	
西日本電信電話(株)静岡支店	静岡市葵区城東町 5-1 NTT 城東ビル	054-205-9122	
東京電力パワーグリッド(株)富士支社	富士市吉原 1-1-21	51-3567	
中部電力パワーグリッド(株)清水営業所	静岡市清水区二の丸町 6-28	054-367-3051	
日本通運(株)沼津支店	駿東郡清水町長沢 90-1	055-983-5050	
岳南電車(株)	〃 今泉 1-17-39	53-5111	
富士急静岡バス(株)鷹岡営業所	〃 厚原 771-1	71-2495	
静岡ガス(株)導管ネットワーク事業部東部導管ネットワークセンター	沼津市岡一色 809	055-927-2814	
山交タウンコーチ(株)静岡営業所	富士宮市源道寺町 1164	0544-27-0111	
田子の浦埠頭(株)	富士市鈴川町 2-1	33-3111	
静岡県 LP ガス協会東部支部富士地区会 (事務局: (株)TOKAI 富士支店)	〃 中島 74-1	61-4064	
静岡県石油業協同組合富士支部	〃 今泉 2386-1	53-2240	
静岡県トラック協会富士支部	〃 中河原 279-2	33-1202	
富士市医師会	〃 伝法 2850	52-3111	
富士市建設業組合	〃 本市場町 770	61-2838	
田子の浦漁業協同組合	〃 前田 866-6	61-1004	
富士市歯科医師会	〃 伝法 2850-3	53-5555	
富士市薬剤師会	〃 伝法 2851	53-8296	
富士コミュニティエフエム放送(株)	〃 吉原 2-10-20	57-6810	

富士市行政資料登録番号

R7 - 16